

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

平成 16 年 2 月 17 日付の包括外部監査の結果報告書に関連し、以下のとおり意見を申し述べる。

1. 学級編制について	1
2. 給与手当の支給について	1
(1) 定時制教育手当及び産業教育手当等について	1
(2) 定時制勤務手当について	2
3. 臨時的任用職員及び非常勤講師の採用及び給料、報酬支払	3
(1) 高等学校の免許外講師について	3
(2) 臨時的任用職員の採用条件について	3
4. 人事評価・昇給制度	3
(1) 人事評価・「指導力不足教員」に対する取組みについて	3
(2) 病気休暇等（もしくは介護休暇）における給料月額調整	3
(3) 昇給と評価について	5
(4) 特別昇給の種類について	5
5. 学校用務員	5
(1) 概要	5
(2) 意見	6
6. 指導主事	7
(1) 概要	7
(2) 意見	11
7. 幼稚園	14
(1) 分析	14
(2) 意見	17
8. 補助金と委託料	19
(1) 補助金	19
(2) 委託料	21
9. 学校給食	24
(1) 学校給食雇上げ要員について	24
(2) 高等学校定時制における給食調理員について	27
(3) 学校給食調理業務の民間委託化等について	28
10. 博物館振興財団	41
(1) 博物館振興財団の概要	41
(2) 管理運営施設の概要	41
(3) 施設の管理運営	42
(4) 監査の結果と意見	49
(5) 管理運営施設がかかえる問題と対応	55
11. 生涯学習振興事業団	58
(1) 設立目的	58
(2) 事業概要	58
(3) 効率性	61
(4) 必要性和今後の検討課題	74
12. 学校の統廃合	78
(1) 川崎の小中学校の現状について	78
(2) 川崎市の小中学校の将来予測	81
(3) 学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題	81
(4) 川崎市での対応策	82
(5) 通学区の見直しによる適正規模化の方法の検討	83
(6) 学校統廃合による適正規模化の方法の検討	83

(7) 統合による学校数の減少によるコスト削減効果のシミュレーション.....	84
(8) 適正規模確保のための結論	90

1. 学級編制について

学級編制と教職員の配置は非常に密接な関係をもっている。小・中学校の学級編制については、標準法により1学級40人との定めがあるため、入学によって、41人以上の学級が発生すると、それを2つに分けて、1学級20数人といったクラスも編制されてきた。定数は小中学校では神奈川県で定めるものであるが、神奈川県全体での定数であり川崎市単独に定数の割り当てが行われているものではない。平成14年度までは、学期の途中で、1学年の児童・生徒数が標準の定数(40人)を超えた場合、原則として2学級に分割を行ってきたが、平成15年5月1日以降は、大幅な増加のない限り学級数の増加は行っていない。

余りに大人数であると、児童・生徒のためにも、また、学級運営にも支障をきたすところは理解できるが、一方で少人数による弊害もあると考える。学級編制についての方針を定め、弾力的かつ効果的な学級編制を構築されたい。

2. 給与手当の支給について

(1) 定時制教育手当及び産業教育手当等について

定時制教育手当、産業教育手当は以下の法令に基づき、支給されている手当である。

- ・ 地方自治法
- ・ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和32年5月31日)
- ・ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年8月18日)

上記の法令において、公立の高等学校における「定時制教育手当」(または「産業教育手当」)は、「国立の高等学校の...定時制教育手当(または産業教育手当)を基準として定める。」とされている。

この法令にしたがい、川崎市では、国立の高等学校と同じく、月額給料の100分の10を定時制教育手当または産業教育手当(ただし、定時制教育手当を受けている場合は100分の6)を支給している(したがって、定時制、かつ、実習を伴う工業科目の教員は1ヶ月に給料月額100分の16手当が支給されている)。

しかし、国立大学の独立行政法人化に伴ういわゆる国準抛制の廃止に伴って、平成16年4月1日以降、公立学校の教職員の給与等は川崎市の独自の判断が可能となる。定時制教育手当、産業教育手当、その他の諸手当について総合的な観点から支給の必要性を含め、これらの手当の在り方を検討されたい。

例えば、産業教育手当は、当初の定めは昭和32年のものであり、現代社会においては産業教育(水産、工業(電波を含む)又は商船等に係るもの)に特別の手当を支給することには、合理的な意味があるのか、また、定時制教育手当については、教育職員の勤務時間の標準、午後1時から午後9時30分に対して、授業時間はおおむね午後5時30分(一部、午後4時30分開始校あり)から午後9時30分であり、研修等にあてる時間は3時間以上(または2時間以上)ある。また、午後5時30分(または午後4時30分)以降も時間割にしたがって授業を行うので、4時間(または5時間)の全ての時間、授業を行っ

ているものではない。夜間の勤務であること、教育の質の向上を図るなどの観点から、定時制に勤務する教員等の給与について一般の公務員よりも優遇措置を講じなければならない事情は、認められるものの、このような環境を考慮して、今後の手当の在りかたについて検討が必要と考える。

(2) 定時制勤務手当について

定時制の教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手）に対しては、定時制勤務手当と定時制教育手当が支給されていた。これらの手当は規則等で認められた取扱であるものの、2つの手当は類似する部分があり不合理な取扱であったと考えられる。教員に対する定時制勤務手当は平成15年7月1日に廃止の措置が行われている。

事務職員、学校用務員は定時制勤務手当のみの対象であり、現在も引き続き支給されている。

しかし、教育委員会において、平成15年度より市民館等の運営のため2交替の人員シフトをとっているが、平日、夜間の勤務を行っても追加の手当は付与されていない。事務職員、学校用務員に対する定時制勤務手当についても合理性の有無を検討されたい。

3. 臨時的任用職員及び非常勤講師の採用及び給料、報酬支払

(1) 高等学校の免許外講師について

高等学校の免許外非常勤講師の報酬は、週あたりの授業時間数に応じた月額報酬で支払われており、教材研究の時間については、報酬の対象となっていない。また、8月や運動会等の学校諸行事により授業を行わないときも報酬の支払が行われている。それ以外の高等学校の非常勤講師は実際の授業時間に応じた実績額で支払い、教材研究の時間は報酬対象外である。小・中・聾・養護学校の非常勤講師は実授業時間と教材研究の時間が認められている。

高等学校の免許外講師を月額報酬者としているのは、1年間任用（採用）されることが事前に予想されるためと思われるが、他の病気代替等であっても、（任用状況は別として）1年間採用され実質的に免許外講師と同様の勤務となる可能性はある。

高等学校の免許外講師も、全て、実授業時間による報酬計算とすることを検討されたい。

また、教材研究の時間についても、例えば、小中高などの学校種類ごと、教科ごとに、週の授業時間が一定の時間数を超えた場合のあり方などについて検討を進められたい。

(2) 臨時的任用職員の採用条件について

臨時的任用職員は、学校の夏季休業など長期休業期間中も契約し、実質的に1年間連続して雇用している。長期休業期間中は、教材研究などの業務はあるものの業務量としては減少すると思われる。

臨時的任用職員について、業務内容を見直し、契約期間を短縮することによってコストの削減を図ることや、臨時的任用職員にかわって授業時間数に応じて報酬を支払う非常勤講師の採用などを検討されたい。

4. 人事評価・昇給制度

(1) 人事評価・「指導力不足教員」に対する取組みについて

教員の人事評価は改定へ向けて検討中であるが、現在のところ記述式で行われ、非常に人事評価の判定を行にくいものと思われる。また、人事評価の結果とほぼ一致するものと思われる、いわゆる「指導力不足教員」（授業や生徒指導の上で、教員としての指導力に欠けていると判断される教員）の有無について質問したところ、川崎市は「指導力不足教員」に対して、指導力の改善・向上を図るための研修を行うための具体的な制度を策定中であった。これは、研修を行うことによって学校に復帰させることを目的としている。

なお、将来の取組みとして指導力不足と判定され、かつ、研修を行っても改善が見られない場合等における処遇、給料等の取扱についても、検討されたい。

(2) 病気休暇等（もしくは介護休暇）における給料月額調整

病気休暇等をとったとしても、勤続期間が昇給期間（1年間）の6分の5（すなわち、10ヶ月）に達した場合、昇給できるとされている。（「川崎市職

員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第 12 条」以下、規則第 12 条とする。)。

また、国や他都市と同様に、「復職時等における給料月額調整」の制度がある(以下、規則第 15 条とする。)。すなわち、病気(もしくは介護)のために休職した場合、その病気休暇及び休職期間の 4 分の 3 以下の期間(もしくは 2 分の 1 の期間)は勤務していたものとみなして最初の昇給期間を短縮することが認められている。

(例)平成 14 年 4 月 1 日から病気休暇を 180 日間取得後、引き続き休職して平成 14 年 11 月 1 日に復帰した。満 7 ヶ月勤務しなかった場合の昇給の経過。

年月日 (太字は昇給の時期)	通常に勤務した場合	病気休暇を取得後、引き続き休職し 7 ヶ月勤務しなかった場合			
			規則第 12 条及び第 15 条の規定がない場合	規則第 12 条の規定を適用	規則第 15 条の規定を適用
H14.4.1	2 級 10 号級(経過月 0 月)	↓ 病気休暇入り 休職から復帰	2 級 10 号級(経過月 0 月)		
H14.5.1					
H14.6.1					
H14.7.1					
H14.8.1					
H14.9.1					
H14.10.1					
H14.11.1	2 級 10 号級(経過月 7 月)		2 級 10 号級(経過月 0 月)	2 級 10 号級(経過月 0 月)	2 級 10 号級(経過月 5 月)
H14.12.1					
H15.1.1					
H15.2.1					
H15.3.1					
H15.4.1	2 級 11 号級(経過月 0 月)				
H15.5.1					
H15.6.1				2 級 10 号級(経過月 12 月)	
H15.7.1				2 級 11 号級(経過月 0 月)	
H15.8.1					
H15.9.1			2 級 10 号級(経過月 10 月)		
H15.10.1			2 級 11 号級(経過月 0 月)		
H15.11.1		2 級 10 号級(経過月 12 月)			
H15.12.1					
H16.1.1	2 級 11 号級(経過月 9 月)	2 級 11 号級(経過月 0 月)	2 級 11 号級(経過月 3 月)	2 級 11 号級(経過月 6 月)	

規則第 15 条の規定を適用した復職時の調整：

(病気休暇、休職期間 7 ヶ月) × (規定に基づく休職時の期間の換算率 3 / 4)

= 5.25 ヶ月 5 ヶ月短縮

昇給月は 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日である。

この例で、7 ヶ月間、病気休暇・休職すると規則第 12 条及び第 15 条の規定を適用しない場合には、昇給できるのは平成 16 年 1 月 1 日であるが、規則第 15 条を適用すると、復職時に 5 ヶ月間勤務したとして扱われ、結果として 12 ヶ月勤務した職員よりも昇給が遅くなる期間は 3 ヶ月間である。規則第 15 条は短縮可能な限度は病気休暇の場合「休職期間の 4 分の 3 以下」となっているが、「4 分の 3」以外の基準が適用されたことはないとのことである。

実際の運用は、規則第 12 条の規定と規則第 15 条の規定で有利な方が選択される。

また、「病気休暇等により昇給を繰り延べられた職員に対する昇給期間の短縮」の制度によって、復職の5年後に優秀な成績であれば、3月短縮が可能である。

年功序列で給料が上昇していくのは、勤続年数の経過によって、業務を効率的、かつ、適時に実施できる、との考え方に基づいている。しかし、長期の休業について実質的な勤務評価を行わずに、無条件に復職時の調整（昇給期間の短縮）が行われている。復職時に勤務成績の評価を行い、その結果に従い昇給期間の短縮期間が変更されるような制度を検討されたい。

なお、規則第15条の規定は換算率の見直しが行われ、平成16年4月1日以降の休職について、休職期間の「2分の1以下」の期間を勤務したとしてみなすよう改定されている。

(3) 昇給と評価について

普通昇給（特別昇給）は、「良好な成績で勤務したとき」は昇給できる（給与条例）とされているが、実際の特別昇給はたとえば勤続年数などの所定の外形的な要件を満たしていれば、ほとんどの者が昇給している。

すなわち、普通昇給は各人によって昇給期が異なる等のため、規則第12条（ ）に基づき、勤務評定（年に1度の定期評定）ではなく、昇給期ごとに所属長から勤務成績の証明を得て行われ、特別昇給においても、ほぼ同様の手続がなされている。勤務評定と昇給が連動するような、制度の構築を検討されたい。

規則第12条第1項：職員を条例第4条第4項（普通昇給）させるには、その者の勤務について監督する地位にある者から、昇給させようとする者の勤務成績についての証明を得て行なわなければならない。

(4) 特別昇給の種類について

川崎市の特別昇給の種類は「包括外部監査の結果報告書 5. 人事評価・昇給制度（1）概要」に記載のとおりであるが、その内容を検討すると、「勤務成績優秀者に対する特別昇給」などは、年齢、勤続年数等によって該当者が決定される。このように考えた場合、特別昇給の種類について、民間、他の政令指定都市と比較のうえ、見直しを検討されたい。

5. 学校用務員

(1) 概要

配置基準

学校用務員は、現在、小学校、中学校、聾学校、養護学校、高等学校全日制については1校あたり2名、高等学校定時制については1名が設定されている。

この配置基準は、学校の教諭のような標準法等の基準となる法令がなく、また、川崎市の規定等もない。

業務内容

学校用務員の職務は次のように定められている（川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程）平成元年7月27日最終改正）。

- ・ 校地及び校舎の清掃、整備及び美化に関すること。

- ・ 校地及び校舎の安全管理に関すること。
- ・ 施設設備の整備及び営繕に関すること。
- ・ 校務連絡及び庶務的業務に関すること。
- ・ 非常災害及び事故等の緊急業務に関すること。
- ・ その他学校運営上必要と認められる業務に関すること。

他都市の学校用務員配置状況

各政令指定都市の学校用務員の配置状況は次のとおりである。なお、川崎市で学校用務員（本務者）を配置している小・中・聾・養護・高等学校（全日制）に限って検討している。

	川崎	札幌	仙台	千葉	横浜	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	北九州	福岡
学校数(校)	173	320	192	180	517	385	279	463	269	204	208	224
学校用務員	341	607	396	222	955	786	550	1,253	552	230	322	252
1校あたり学校用務員数	1.97	1.90	2.06	1.23	1.85	2.04	1.97	2.71	2.05	1.13	1.55	1.13

（出典：平成14年度指定都市教育統計調査資料の比較）

盲学校のある都市は、盲学校分を含んだ数値である。

他の政令指定都市の平均1.89人＝（札幌から福岡市までの学校用務員の合計6,125人÷学校数の合計3,241校）

学校用務員の配置状況は、各都市によって違いの大きいことが明らかとなる。川崎市の1校あたりの学校用務員（本務）1.97名は、他の政令指定都市の平均1.89人と比較するとそれほど多いものではないが、千葉市、広島市や福岡市のように1校あたりほぼ1名しか配置していない都市も見られる。

費用負担について

学校用務員にかかる人件費は、以下のとおりである。

学校用務員数	平均年齢	給料等平均(年額)	月額ベース	総額
342人	42.6歳	6,358千円	381,889円	2,174,591千円

対象：小・中・高・聾・養護学校

月額ベースは給料等平均を期末勤勉手当4.65ヶ月を含め、16.65ヶ月で除して算定している。

再任用職員を含む。

また、退職金は定年まで勤めれば、1人あたり20百万円を超える。

（2）意見

学校用務員の業務のうち修理、施設の営繕修理業務等は標準的な職務であり、他方、非常災害時等においては、全教職員が対処すべき事項である。

確かに、学校の保安について細心の注意を払う必要があるが、他の公共施設においても清掃業務等の外部委託は行われていることから、学校用務員の業務及び人員の削減は可能と考える。

その職務内容及びその必要性については、将来的な見地で検討すべきである。今後の方向性としては、次のような視点が考えられる。

- : 定数、必要人員数については、別途、要綱などのかたちで明確な定めを置き、過大な組織とならないよう限度、ルールを定める。
- : 非常勤化を進めること。すなわち、2名設置している学校用務員（小学校、中学校、聾学校、養護学校、高等学校全日制）のうち、1名は非常勤職員とすることを実現する。

清掃業務や安全管理、庶務的な業務は、外部委託が可能である。安全面も考慮して、契約時及び入校時には、厳しいチェックが必要であるが、将来的には学校用務員の業務は外部委託を進めていくことを検討されたい。

6. 指導主事

(1) 概要

はじめに

指導主事とは、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導を行う者を言う（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第19条、第30条及び第31条）。たとえば、実際に学校におもむき、教員の授業を参観、指導したり、研修会の企画・運営、指導資料の作成、調査研究などを行っている。

教員の指導を行う職員であるので、もともとは教員であった職員が学校を離れて、もっと大きな視点で研究、研修などを務めていると言える。

指導主事の状況

i) 平成14年度 他の政令指定都市比較

川崎市の「指導主事」及び「充て指導主事」について、平成14年度の「他の政令指定都市」と比較すると次のようになる。

(単位:人、校)

	川崎	札幌	仙台	千葉	横浜	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	北九州	福岡
指導主事	13	38	54	51	84	74	121	0	102	53	63	39
充て指導主事	60				14				7	11		
合計	73	38	54	51	98	74	121	0	109	64	63	39
学校数(園数)	189	343	198	181	523	416	299	529	329	234	221	231
生徒数(1)	94,362	160,596	88,042	72,590	263,077	188,460	108,876	203,431	131,985	106,347	82,021	114,532
学級数	3,325	5,050	3,070	2,378	8,970	6,015	3,959	7,199	4,489	3,546	2,806	3,754
教員数(2)	5,366	8,366	4,893	3,900	14,304	10,057	6,967	12,614	7,981	5,626	4,721	6,134
教員合計(3)	5,718	8,678	5,110	4,051	15,387	10,599	7,170	13,341	8,200	6,067	4,744	6,240
指導主事1人あたり(2)	73.5	220.2	90.6	76.5	146.0	135.9	57.6	-	73.2	87.9	74.9	157.3
指導主事1人あたり(3)	78.3	228.4	94.6	79.4	157.0	143.2	59.3	-	75.2	94.8	75.3	160.0

(出典:平成14年度指定都市教育統計調査資料の比較)

- 1 生徒数.....幼児、児童を含む。
- 2 教員数.....教員数(本務)のみ
- 3 教員合計.....非常勤講師を含む教員(兼務者含む)の合計人数

・川崎市・大阪市を除く10都市平均[(各、指導主事1人あたり(2)/10] 112.0人
 ・総平均(12都市総教員合計数95,305人/総指導主事784人) 121.6人

ii) 分析

a) 「指導主事」の人員数

「指導主事」は主として教員等の指導に従事する職員であり、「指導主事 1 人あたりの教職員数」で比較すると、政令指定都市においても二極分化している。指導主事が 1 人もいない大阪市から、指導主事 1 人あたり 57 人の教職員しか担当しない京都市まで千差万別である。(ただし、大阪市は組織上、「首席指導主事」等の名称がみられるため、全く、該当者がいないものではないと思われる。)

川崎市は指導主事 1 人あたりの教員、すなわち、1 人が受け持つ指導すべき教員数は本務(いわば常勤職員)のみでは 73.5 人、非常勤職員も含めても 78.3 人と少ない。近隣の横浜市と比較すると、ほぼ 2 分の 1 であり、非常に手厚くなっている。逆にいうと、非常に多くの指導主事を配置している。

b) 「充て指導主事」の人員数

他の政令指定都市と比較すると、「充て指導主事」の人数が多い。「充て指導主事」が川崎市では 60 人であるが、他都市で「充て指導主事」がいるのは、横浜、神戸、広島だけであり、かつ、その人数もそれぞれ 14 人、7 人、11 人と格段に少なくなっている。

他都市では指導主事の人員数が多いことから、川崎市の「充て指導主事」の業務を他都市では「指導主事」が行っているものと思われる。

c) 川崎市の指導主事の推移

川崎市について、指導主事(充て指導主事を含む。)の人員が多いことが判明したので、平成 15 年 5 月 1 日現在及び、過去、5 年間の人員を比較して、継続した状況であるか否かを確認した。

(単位:人 5 月 1 日現在)

	H10 年	H11 年	H12 年	H13 年	H14 年	H15 年
指導主事	15	13	15	14	13	15
充て指導主事	49	46	44	59	60	50
合計	64	59	59	73	73	65
対前年増減	-	5	0	14	0	8

幼児教育センター...子育て広場を含む。

<平成 13 年度の増加理由>

- ・ 平成 13 年度に市立幼稚園が 11 園に減少したことに伴い、それまで教員だった者を総合教育センター(幼児教育センター、子育て広場を含む。)の「研修指導主事」(後述「指導主事の種類と業務内容」参照)等へ配置転換した(4 名から 15 名へ増加した。)
- ・ 高等学校に籍を置く「充て指導主事」が、高等学校の教科新設(情報科)等によって増加した。
- ・ 研修の充実のため「研修指導主事」が増加した。

<平成 15 年度の減少理由>

平成 15 年 5 月に「充て指導主事」が 10 人減少し、「指導主事」が 2 名増加し、合計では 8 人減少した。その理由は次のとおりである。

- ・ 幼児教育センターの研修指導主事 8 名は、地域の子育て支援の目的により設置した子育て広場 8 箇所に行政職へ転任したうえで、配置したため減少した。
- ・ 総務部及び学校教育部の「充て指導主事」各 1 名は、県費負担だったが、平成 14 年度末に定数削減を県から通知され、市費負担にせざるを得なかったため、行政職の「指導主事」へ切り替えた。すなわち、「充て指導主事」が 2 名減少し、「指導主事」が 2 名増加した。

以上から、川崎市の指導主事は「幼児教育センター」等、「川崎市幼稚園教育振興計画」によって大きな影響を受けていることが予想される。しかし、幼児教育センターの「研修指導主事」など 15 人(平成 14 年 5 月 1 日在籍)を除き、指導主事が 58 人として計算しても、指導主事 1 人が担当する教員数(本務)は 92.5 人、教員合計でも 98.5 人となる。他の政令指定都市 10 都市の平均値 112.0 人と比較すると、まだ、少ないことになる。すなわち、指導主事の人数は多くなっている。10 都市の 1 人あたり担当職員数の平均でもって、試算すると、川崎市は 48 人の指導主事を配置すればよく、10 人過大配置となっている。

なお、幼稚園に関する問題点は、「7. 幼稚園」にて説明し、ここではそれ以外の指導主事の業務内容などについて検討する。

指導主事の種類と業務内容

川崎市では、身分上の違いから、指導主事は 3 種類に分かれている。その種類と、業務内容はおおむね次のとおりである。

(平成 15 年 9 月 1 日現在)

	指導主事	充て指導主事	研修指導主事
身分	行政職	教育職	教育職
給料表	行政職給料表(1)	高等学校教育職給料表または幼稚園教育職給料表	
内容	充て指導主事、研修指導主事と連携し指導を行なう。	指導行政-公立学校の教員の身分で、学校教育に関する指導を行う。	研究・研修・相談(学校支援)
(例)	(他部署との調整、管理)	・学校への直接訪問 (授業参観を行って、教職員を指導する。) ・教育課程研究会 ・指導資料、手引き、リーフレット等の作成 ・議会・市民対応等	・研究・研修・相談-研修資料の作成、研修会の運営など ・学校教育部(充て指導主事)への援助-基礎資料の提供、施策提言機能 ・学校支援(出前研修等)
所属	各部課	教育委員会事務局 (主に学校教育部指導課)	総合教育センター
人数	教育委員会事務局 2 名 総合教育センター 13 名 管理職 9 名、その他 4 名	23 人	27 人 (うち、幼児教育センター 6 人(他、兼 1 人))

「総合教育センター」は、主として川崎市の公立学校の教職員を対象に指導力の向上のための研修を企画している。平成 14 年度は、77 講座、延べ 594 回の希望研修(任意研修)と、11 講座、延べ 74 回の^{必修}研修を行った。

「指導主事」は、行政職であるが、教育に関与している。「充て指導主事」が主として学校と密接に関連しているのに対して、「研修指導主事」は教員の研究・研修に密接に関与している。また、教育相談については、就学・就労相談や障害種判定（障害者が入学する種類、普通学級、特殊学級、聾・養護学校等、を判定する。）するなど直接ケースに対応している。

「指導主事」、「充て指導主事」及び「研修指導主事」は、所在（居場所）としては、ともに学校の中ではなく、指導課や総合教育センターに席がある。

しかし、給料面での取扱としては、「充て指導主事」と「総合教育センター（幼児教育センターを含む）」の「研修指導主事」の person 費は、学校籍、すなわち、高等学校や幼稚園の給料に含まれる。身分的には、「教育職」であり、教職調整額を含め教育職給料表の適用を受けている。

指導主事に係るコスト

教育費のうち、人件費は重要な大部分を占める。充て指導主事や研修指導主事が配置されている学校教育部や総合教育センターの平成 14 年度の人件費を集計して、研修、研究等の教育指導に要するコストを把握した。

（単位：千円 職員数：平成 14 年 5 月 1 日現在）

区分	指導課・庶務課		総合教育センター	
	金額	内、充て指導主事	金額	内、研修指導主事
(常勤)				
給料	178,320	103,098	351,066	195,725
時間外勤務手当	11,642	0	6,943	0
その他手当	125,656	70,311	248,782	129,435
小計	315,619	173,409	606,791	325,161
職員数	39	18	65	35
1人あたり人件費	8,093	9,633	9,335	9,290
(非常勤)				
報酬	14,787		185,951	
その他手当	1,541		10,711	
小計	16,328		196,663	
総合計	331,947		803,454	

退職金は除いている。

その他手当：住居手当、通勤手当、調整手当、扶養手当、期末勤勉（賞与）、管理職手当等

学校教育部は、学校への直接訪問や、教育課程研究会などを行い、総合教育センターで教職員の研修会の開催、研究を行っている。相互に協力しながら、業務を行う関係にある。平成 14 年度に行われた総合教育センターでの研修内容を参考として記載する。

コース	講座数 (講座)	延べ回数 (回)	延べ参加 者数 (人)	1回あたり 参加者数 (人)
希望研修				
教育課題・教養に関するコース	13	49	1,941	39.6

	情報教育に関するコース	13	183	9,957	54.4
	教科教育・領域に関するコース	12	59	1,439	24.4
	教育経営に関するコース	11	49	1,500	30.6
	社会教育に関するコース	20	144	975	6.8
	教育相談に関するコース	3	46	951	20.7
	障害児教育に関するコース	4	58	1,591	27.4
	その他のコース(教育課程編成)	1	6	808	134.7
	小計	77	594	19,162	32.2
悉皆研修					
	コース	講座数 (講座)	延べ回数 (回)	延べ参加 者数 (人)	1回あたり 参加者数 (人)
	初任者(新規採用職員)研修	2	36	3,888	108.0
	近代教育研修(5年・10年)	2	7	944	134.9
	障害児教育に関するコース	6	26	2,541	97.7
	その他のコース(教育課程編成)	1	5	465	93.0
	小計	11	74	7,838	105.9
	合計	88	668	27,000	40.4
	1講座(1日・1人)あたり人件費(千円)	9,130.16	1,202.78	29.76	

総合教育センターの平成14年度人件費803,454千円に基づき算定した。

(出典:教育委員会提出資料)

(2) 意見

指導主事の人員について

川崎市は、他都市に比較して、(先に述べたように「幼稚園」にかかる「研修指導主事」を除いても)指導主事の人員数は多くなっている。指導主事として必要な業務であるか、指導主事でなければならない業務であるか、などの観点から業務内容の見直しを検討されたい。

「充て指導主事」及び「研修指導主事」の配置について

川崎市では、「充て指導主事」または「研修指導主事」が多く配置され、教員としての身分で、教員と同様に教職調整額等の手当を支払っている。「研修指導主事」については、研修の手配など、「研修指導主事」でなくとも行える業務もある。

川崎市としては、研修の企画、立案、内容の精選、講師の選択など、また、研修の受講者への研修効果や学校教育における影響等、一連の業務として執行されることに効果があり、高い専門性を有する、という観点から「研修指導主事」として、処遇している。

しかし、研修の企画等には、教員としての知識も利用されようが、研修の出欠確認や会場の準備に、教員としての専門知識は必要とは思われない業務も見受けられる。

このような業務は、全体の仕事量のごく一部とは思われるが、他の政令指定都市では「充て指導主事」の少ないところから判断しても、行政職の職員等が行っているものと考えられる。業務内容を見直し、教員としての業務を行っていない職員は、配置転換を検討されたい。

(参考)

<近隣、横浜市を基準とした、研修回数、受講者数の検討について>

研修実績回数につき、近隣であり、また、同じ神奈川県に位置し、県費負担の点で同条件と思われる横浜市（延べ日数 602 日、予定人員 55,858 名 指導主事 84 名 充て指導主事 14 名合計 98 名）と川崎市を研修の観点から比較する。

	川崎市	横浜市
指導主事 1 人あたり講座数	11.5 回	6.1 回
指導主事 1 人あたり受講者	465 人	569 人
指導主事 1 人あたり教員数	92.5 人	146.0 人
講座数（延べ開催数）	668 日	602 日
受講者数（予定人員）	27,000 人	55,858 人
延べ指導主事数	58 人	98 人
教員数（本務）	5,366 人	14,304 人

（出典：都道府県指定都市教育研究所要覧、一部再掲）

川崎市は、幼児教育センター等 15 名を除き、指導主事 58 名として計算 指導主事 1 人あたり受講者数を、横浜市と同じ 569 人とした場合、川崎市が 58 人の指導主事で行っている研修は、48 人で行うことができる。〔教員数（本務）= 27,000 人 ÷ 569 人 = 47.5 人〕

指導主事 1 人あたりの受講者数を基準として、横浜市と同じ指導主事を配置するとした場合、川崎市は 48 人指導主事を配置すればよく、数字の上では 10 人削減が可能となる。

もちろん、横浜市と比較した場合、受講者数（予定人数）や講座数（延べ開催数）の違いがあるため、一概に指導主事の削減人数を算出することはできない。

また、指導主事は市に独自の判断があり、研修だけでなく、研究業務、相談業務を行っていることから、この比較だけで単純に論ずることはできないが、検討すべき課題の一つとはなる。

適正人員について

指導主事について、例えば、「総合教育センター」の主幹は、指導主事とするなど、組織上の処遇と、身分について、明確なルールは定められていない。「充て指導主事」と「研修指導主事」は教育職の教職員定数の範囲内という考え方があるだけである。要綱、ルール等を定め、「指導主事」、「充て指導主事」及び「研修指導主事」の適正配置や適正人員を定めるべきである。

削減のための指針、もしくは、より有効な研修の方策について

指導主事、充て指導主事、研修指導主事の人数及び研修に係るコストは削減の余地がある、または、より有効な研修の実施が可能であるという考え方にたって、その方策を提案する。

i) 「充て指導主事」及び「研修指導主事」の業務見直しについて

「充て指導主事」と「研修指導主事」の業務は、相互に関連するものである。「充て指導主事」と「研修指導主事」の業務内容を見直すことによって、トータルでの人員の減少やコスト削減が可能となると思われる。この見直

しについては、現在、「指導課・センター組織検討プロジェクト」を設置して検討中である。

ii) 研修内容の見直しについて

例えば、社会教育に関するコースは、主として市民館や図書館等の職員を対象としたコースであり、市民館実務として、「川崎市の識字学習を学び直す～現状と課題～」(定員 15 名)といった研修が行われている。しかし、1 講座あたりの参加者数は平均して 6.8 人であり、行うべき研修であったか、その見直しが必要である。「社会教育に関するコース」は、最低限、必要な研修は強制とし、その他の研修は実施せずに、逆に、なにか相談したい事項が生じたときに適切に対応できる制度を構築することが有効である。

同様に、「教育相談や教科教育・領域に関するコース」など、についても各講座ごとに検討が必要と考える。

iii) 組織の統合について

「総合教育センター」には、所長、総務室(9 人)のほか、下記のとおり 7 つの研究室と相談室があり、総勢 65 人で構成されている。

- ・ 教科教育研究室(8 人)
- ・ 教育課題研究室(7 人)
- ・ 情報教育研究室(7 人)
- ・ 生涯学習研究室(6 人)
- ・ 障害児教育研究室(6 人)
- ・ 教育相談センター(4 人)
- ・ 幼児教育センター(17 人 - 子育て広場 8 名及び兼務 1 名含む。)

しかし、近年、パソコンなどの情報教育などは重要性を増し、学校教育においても例えば、デジタルカメラを利用して生物の成長記録をとったり、算数(図形)ではパソコンを利用した立体感のある授業、また、インターネットによる情報収集など、さまざまな局面で活用の場面が増えている。このような状況からすると、例えば異なる部署で同種の、2 重の研究・研修が生じる可能性がある。現在、「情報教育研究室」は独立した研究室となっているが、「教科教育研究室」、「教育課題研究室」などとの統合を検討されたい。なお、この組織統合等については、センター内部に組織等改革検討委員会を設置して検討中である。

また、「総合教育センター」には「総務室」があり、更には、教育委員会の「総務部」もある。確かに、「総合教育センター」は地理的には離れており、各部署の行う業務も異なっているが、システム化の進んだ今日、業務の見直しによって、トータルでの人員削減等の検討は必要であると考えられる。

iv) 今後の研修について

平成 15 年度について、教諭(校長、教頭を除く)1 人あたりに確保されている研修コマ数を算定したところ、1 人あたり 3.09 コマ()である。すなわち、教諭は平均で 1 人あたり 3.09 コマの研修を受けられる。

()ア 各希望研修講座ごとに、開講コマ数×定員を算定する。

イ その各講座を合計して、延べ参加人数を算定する。

ウ イを全教員数(教諭及び養護教諭のみであり、教頭、校長を除く。)で除す。

しかしながら、教諭別の受講の確認は行っていないために、ある特定の教諭のみが研修を受講し、なかには、研修を全く受講していない教諭が存在する可能性がある。

将来的な方針として、下記の事項につき検討されたい。

- ・ 教職員の個人別の研修受講状況を確認できる体制とし、個人別に管理できるようにする。
- ・ 研修が必要と校長、教頭、指導課等が判断した場合には、義務として研修を受けさせる。
- ・ 必修の受講が必要な講座を決定し、そうでないものについては、研修の必要性を再度検討し、不要な研修につき廃止する。
- ・ 総合教育センターの開館時間は現在、平日に限られているが、例えば、自主研修の開催日を土日、または、授業終了後の時間に開催し、教諭が参加しやすい環境を整える。

v) 非常勤職員について

総合教育センターは非常に多くの非常勤職員(93人)を雇用し、「指導主事に係るコスト」に記載のとおり、平成14年度196,663千円の報酬等を支払っている。この非常勤職員は専門員(研究等を指導・助言する大学教授等18人)、臨床心理士(障害児等の対応のために雇用、13人)、外国語指導助手(外国青年による語学指導に従事14人)のほか、大部分は川崎市の退職者(46人)等で構成されている。現在、「充て指導主事」の行っている、研修の企画、立案などの作業は、かつて教職にあった非常勤職員が手配できるものも含まれると思われる。非常勤職員を雇用するにあたっては、適正な配置となっているか、必要な業務であるかについて検討されたい。

vi) 研究業務について

「研修指導主事」の業務の一つは研究であり、研究成果は各種の研究会で発表したり、インターネットにおいても公表されている。研究担当者は、総合教育センターの研修指導主事のほか、学校の教員が学校に勤務しながら研修員として、研究を行っている場合もある。一つのテーマについて、2人~6人程度で研究を行っており、平成14年度は32件の報告が行われている。

研究は実際の教育の場で生かされて、効果のあるものであるが、その研究がどのように生かされているかを評価する手段はない。

例えば、第三者機関に依頼して研究成果を評価し、表彰制度を設けることによって、より有効な研究が行われるなども1つの方法と思われる。また、研究を選ぶ段階で、他都市で行っている研究や、過去、行った研究などが除かれているかなどの確認作業も重要と考える。

7. 幼稚園

(1) 分析

他都市との比較

幼稚園運営に係るコストが、園児一人あたりの学校教育費は政令指定都市12都市のなかで、川崎市は、もっとも大きく1,774.3千円(公費のみ)

を要している。コストのうち一番大きなものは人件費と考えられるので、他の政令指定都市と教員数の比較を行う。（なお、平成 15 年度からは幼稚園教育振興計画のもとで体制が変更され、従来 11 園であったが 9 園閉鎖などが行われている。）

平成 14 年度

(平成 14 年 5 月 1 日現在、単位：人)

項目	川崎	札幌	仙台	千葉	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	北九州	福岡
定数	750	2,090	240	160	3,542	2,035	7,310	4,610	3,105	1,025	805
入園者数 (a)	450	1,726	143	28	2,726	1,298	6,052	3,332	2,371	535	548
(b)	26	172	1	0	34	28	288	137	43	不明	8
入園率	60.0%	82.6%	59.6%	17.5%	77.0%	63.8%	82.8%	72.3%	76.4%	52.2%	68.1%
(b)/(a)	5.8%	10.0%	0.7%	-	1.2%	2.2%	4.8%	4.1%	1.8%	-	1.5%
教員本務 (c)	65	170	11	4	182	86	380	308	119	45	26
教員兼務	17	0	4	0	14	20	2	22	7	0	3
非常勤講師 (d)	13	0	2	0	11	0	41	0	33	0	4
職員本務	0	17	3	1	44	48	120	35	0	11	0
教職員合計	95	187	20	5	251	154	543	365	159	56	33
(a)/(c)	6.9	10.2	13.0	7.0	15.0	15.1	15.9	10.8	19.9	11.9	21.1
(a)/(d)	4.7	10.2	8.4	7.0	13.2	12.2	14.3	10.1	14.9	11.9	16.6

：横浜市は市立幼稚園がないため、除いている。

：(b)入園者数のうち、障害園児数

：(d)教員合計 = 教員本務 + 教員兼務 + 非常勤講師

：川崎市の教職員のうち幼稚園に籍を置き、上表の教員本務に含まれているが、勤務場所は幼稚園ではない教員が合計 16 名含まれている。その内訳は、指導課の「充て指導主事」1 名、「総合教育センター」の「研修指導主事」14 名及び「長期研修員」1 名である。研修指導主事は「総合教育センター」の下部組織「幼児教育センター」で、相談業務等に従事し、長期研修員は原則 1 年間、もっぱら研究業務に従事している。

教員数について～法令での配置基準

川崎市は、入園者数に対する教員（本務者-常勤勤務者）の数が多。教育委員会の説明では、障害児も受け入れているため、教諭の人数が増えてしまうとのことである。しかしながら、障害児の受入人数の多い、札幌市や大阪市と比較しても、格段に教諭の人員数は多い。教員本務者 65 名のほかに、小学校の校長 11 人、教頭 6 人がその付属幼稚園の園長、教頭を兼務しているため、教員兼務者 17 人が配置され、さらに、非常勤講師 13 人が雇用されている。

幼稚園の教員の人数については、法令での定めはないが、次のように定められている(幼稚園設置基準 文部省令 32)。

- 1)1 学級の幼児数は 35 人以下を原則とする。
- 2)園長のほか、少なくとも各学級ごとに専任の教諭 1 人を置く。
- 3)教諭は、専任の教頭が兼ねることができる。
- 4)学級数の 3 分の 1 の範囲内で、専任の講師をもって代えることができる。
- 5)専任でない園長を置く場合、2)、3)、4)、により置く教諭、または、講師のほか教頭、教諭、又は、講師を置くことを原則とする。

すなわち、規定上は、園児が 35 名以下であれば園長と教諭の 2 名でよいことになる。

過大配置の原因

川崎市の教員（本務者-常勤勤務者）1 人あたりで園児数は 6.9 人と、政令指定都市のなかで最も低い。非常勤講師を加えて算定しても川崎市は 4.7 人であり、他の政令指定都市と比較するとかなり少なく、すなわち、教員数が多い。

このように教員の人数の多い原因の一因は、16 人の「研修指導主事」等にある。16 名人員を減少させて考えると、教員（本務）1 人あたりの園児数は 9.2 人となる。また、園長・教頭などの教員（兼務者）を除き、非常勤講師と教員（本務者）で教員 1 人あたりの園児数を計算すると 7.3 人となり、他の政令指定都市と比較すると若干、少ない園児数ではあるが障害児への対応などを勘案すれば、大きな差ではないと思われる。

平成 14 年度の「子育て広場」について

「研修指導主事」等 16 名は、教育職であり、教職調整額等の手当の支給を受けている。

研修指導主事は主として「総合教育センター」のなかの「幼児教育センター」に配置し、幼児教育に関する研究研修相談のほか「子育て広場」の開設準備、運営業務を行っていた。「子育て広場」は、0 歳から就学前の子供とその保護者を対象として遊びの場を提供することによって、子育て支援を推進して行こうという考えに基づいて、設置された。平成 13 年度には子育て広場「かわさき」「ふるいちば」の 2 箇所が試行開設されている。さらに、平成 15 年 10 月から「むかい」「すみよし」など計 6 ヶ所が加わり、8 ヶ所が本格開設された。開所場所は、主として、以前は幼稚園として利用されていた小学校内の付属幼稚園の跡施設である。

平成 14 年度子育て広場の利用状況 (単位：人)

子育て広場	かわさき	ふるいちば
新規登録者数	878	999
子供延べ利用者数	13,942	19,414
親延べ利用者数	11,724	17,205
親子合計	25,666	36,619
研修指導主事 配置人数	4	4
1 日平均利用者数(365 日)	70.3	100.7
開所時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分	

平成 14 年度・平成 15 年度の幼稚園の配置状況

(5 月 1 日現在、単位：人)

	平成 14 年度	平成 15 年度
園数(園)	11	2
クラス数(クラス)	16	6
定数	750	180
園児数	450	171
教職員数(A)	65	他兼務(17) 33
うち 園長	0	" (11) 2
教頭	5	" (6) 2

教諭	31	18
養護教諭	13 ()	2
研修指導主事(B)	14	7 内兼務【1】
充て指導主事等(C)	2	2
非常勤講師	13	0
教員(A)1人あたり園児数	6.9	5.2
教員(A-D)1人あたり園児数	9.2	7.1
研修指導主事等計(D=B+C)	16	9

：()は、外数で兼務者、【 】は内数で研修指導主事と兼務している。
 ：養護教諭は2名が育児休業等取得者のため、園数11園に対し13人配置されている。

平成15年度は2園が3年保育となったことを考えても、教員1人当たりの園児数は5.2人と非常に少ない。指導主事(教頭との兼務も除く)を除いて計算すると、教員1人当たりでは7.1人となっている。

幼稚園の保育時間等

幼稚園の開園時間は次のとおりである。

(平成15年12月現在)

登園時間 : 午前9時～9時15分

降園時間

3歳児	{ <ul style="list-style-type: none"> ・火・木・金曜日 ・月・水曜日 	午後1時30分
		午前11時30分
4歳児	・月・火・木・金曜日	午後2時00分
5歳児	・水曜日	午前11時30分

また、幼稚園は小・中・聾・養護学校と同じく、夏季休業期間(7月21日から8月31日まで)などの長期休業期間が設定されている。

(2) 意見

過去の人員配置について

平成15年4月に教育職の研修指導主事から行政職へ教員8名が転任されている。これは、過年度において行政職への転任等の必要性を検討すべきであったと考える。

すなわち、8名は「子育て広場」の職員として転任されたが、「子育て広場」は、子供の教育を主目的とした施設ではなく、平成13年度の試行開設時において教職員として処遇は適切ではなかったと考える。川崎市はまだ、試行の段階であったため教職員として取り扱っていたが、平成10年策定「川崎市幼稚園教育振興計画」にのっとったものであり、その業務内容は、事前に判明している。本来であれば平成13年度に幼稚園が閉鎖したことに伴い、「幼児教育センター」へ配属された8名は、その時点で、処遇を変更する必要性について検討すべきであった。

幼児教育センターの人員配置

平成14年度の幼児教育センターには研修指導主事14名が配置されている。そのうち6名が研修、研究業務に従事している。それらの業務は、全市の民間の幼稚園全体を含めた幼児教育研究の核として、あるいは、研修

機関としての役割や、近年の幼稚園と保育園の連携に関する研究など人員増加の要因は否定できない。

しかし、研修の企画に限ると、担当する研修は「幼児教育」など4講座、合計20日であり、外部講師が研修を行う研修の企画、運営など十分なものとはいえない。

また、研究、相談業務についても、平成14年度の幼児教育センターへの相談件数は275件（うち、来所件数5件 平成15年3月28日現在）となっている。研修指導主事6名で計算すると、1人あたり1年間に45.8件の相談であり業務量と比較して、多い人員配置であったと言える。

しかも、教育職の研修指導主事であることから、一般行政職の職員よりも高い給料が支払われ、教職調整額等も支払われている。

平成15年度も6名の研修指導主事が配置されているが、業務内容と人員を比較し、必要な人員であるか再度の検討が必要である。

平成15年度の幼稚園の人員配置について

平成14年度までは、小学校の付属幼稚園であり園長（及び教頭の一部）は、小学校長の兼務としていたが、平成15年度は小学校と同一敷地内にあるものの単独設置としたため、園長、教頭をともに配置し、かつ、研修指導主事等実質9名（内、1名は教頭と兼務）を配置している。指導主事も含めた教員1人あたり園児数は、5.2人と、3年保育となったことや、障害児を約1割受け入れたり、その障害の程度について広く入園を受け入れている状況を考えても、また、他の政令指定都市と比較しても、きわめて高い。

しかも、開園時間は午前9時から最長でも午後2時であり、夏季休業期間等の長期休業期間があり、その期間の園児の来園はない。長期休業期間に実施すべき業務もあることは否定しないが、この状況で研修指導主事等も含め33名の人員配置は過大と思われる。

平成14年度の各政令指定都市の教員（兼務・非常勤講師含む）1人あたり入園者数は、12.1人である。この指標から単純計算すると、川崎市で必要な教員は15名となる試算もでき、これによると、現在の人員から相当数の削減が可能となる。

今後の幼稚園の経営方針を明確化し、それに従った人員配置を検討されたい。

8. 補助金と委託料

(1) 補助金

補助金交付団体について

監査の結果、主要4団体は補助事業者として補助金を管理する十分な管理体制及び内部統制が確立されていない団体であると思われる。よって、規則第9条（補助事業等の遂行）に定める補助事業者としての善管注意義務を怠っているとみなされる可能性がある。そこで、この主要4団体が今後とも補助金交付団体として補助事業を遂行するのであれば、指導課は主要4団体を含めた全補助事業者を対象として、補助事業者として必要十分な会計に関する知識・管理手法及び管理体制を構築できるよう、補助金の運用基準等を策定し、十分な指導を行う必要がある。

指導課による内部統制の確立について

i) 交付要綱のない補助金の交付について

交付要綱があれば、いかなる目的で川崎市が補助金を交付するのか明確であるが、交付要綱がないのであれば本来補助金を交付すること自体慎重に対処すべきである。仮に単年度交付が必要と認めた場合においても、その過程においては十分に吟味され、また書面で交付を決定した趣旨が明示される必要がある。今後は、交付要綱のない補助金の交付が每期継続的にしかも慣習的に行われている実態を早急に改善すべきである。

ii) 補助金の運用ガイドラインの設定について

補助金交付要綱がある二つの補助金については、内容を吟味した結果不十分である。交付要綱の目的及び事業は広義に定義づけられているため、申請された補助金自体の有効性について検討するための指針がないのが実情であり、申請された補助金の適否について吟味しにくい。

よって、補助金交付要綱の具体的な運用指針を示すガイドラインの策定が望ましい。

特に補助事業者の主要団体は、源泉徴収義務者であるとの認識が不足しており、支払った諸謝金について支払調書の送付等の税務事務が行なわれていなかった。基礎的な会計税務に関する知識・処理方法及び管理手法等について指導を行う必要がある。

iii) 指導課の職務について

まず、「校長会等補助金」(B)については、学事課から指導課の所管とすべきである。現時点で交付要綱のある二種類の補助金について指導課は交付規則及び交付要綱に照らして補助金が有効利用されたかどうか適正執行を審査する責任を担っている。したがって、継続的、慣習的に補助金を交付してきた経緯を踏まえ、今後は職務の確実な遂行へ向け意識改革が必要である。

iv) 補助金の適正執行に関する指導の必要性

補助金交付団体に実際に調査した結果と補助金事業報告書及び収支実績表を閲覧した結果を比較検討してみた結果、現時点において補助金交付団体は補助金事業を行い会計報告するための必要十分な組織体制が整備されていない。

監査の結果、不適切な資金管理や、領収書の裏付けのない支出など本来発生してはならない現象が検出された。補助金交付団体は、委託料において説明を受けている受託団体と同一団体であることを考えても、共通する基本的事項については応用できるはずであるが、それも疑われる実態が見られるので、交付団体の意識を高め管理体制を強化するような啓蒙的研修を行う意義及び必要性が高いと考えられる。

また、団体側でも会計処理及び管理手法等を自発的に研修する等、税金である補助金のあり方について意識を高めるべきである。

v) 交付団体の評価基準の策定について

交付団体の評価基準を策定する必要がある。

規則違反があった場合のペナルティとして新規の補助金申請を受け付けない等、補助金交付事業者に対して幾つかの評価基準を設けて補助金交付団体としてふさわしいか判断し、その評価結果に基づいて補助金の交付を決定するといった運用方針を新たなガイドラインに盛り込む必要がある。

補助金の交付決定の審査について

補助金を交付する側も受ける団体側も補助金が住民の税金であるとの認識が不足しており、継続的、慣習的に交付されてきた経緯から判断しても、実績報告書から補助金交付による有効利用が必ずしも確認できない。団体に対する補助金は、あくまで当該団体が自主運営する補助として使われるべきものであり、全てを補助金で充てるのは本来の趣旨とは異なるものである。

今後は、早急に補助金交付要綱を整備し、補助金として支出すべきか否かの判断指針を持つ必要がある。

補助金の存在意義を再検討する必要性

補助金の種類別の監査結果を踏まえた意見は次のとおりである。

i) 「研究団体補助金」(A)

平成12年度より国庫補助金が見直され、対象外となったため、川崎市単独の負担になっているが、本来はその時期において、補助金が無効利用されているかどうかの観点から比較考量の上検討すべきであったものと考えられる。検討する機会を逸したまま、平成12年度より国庫補助金減少分を補う形で川崎市の補助金額が増加し、その後は一定金額を交付してきた実績はあるが金額基準を含め、一度見直す必要がある。

ii) 「校長会等補助金」(B)

「校長会等補助金」の補助事業者は、別の章で触れている委託料の受託団体と同一である。したがって、委託料が第2の補助金、ひいては第3の学校費として使われている現状に鑑みて、補助金の有効性を単独で議論することなく、委託料の問題と同時に議論の俎上に乗せる必要がある。

iii) 「規則補助金」(C)

「規則補助金」(C)は、各交付団体が、平成12年度に補助金交付規則が制定される以前から、必要のある個別の少額事業ごとに補助金の申請を重ねることで交付実績をつくり、いわば事実上の慣習として長期間の間に増加させてきた補助金の総称である。

指導課による個別審査が十分に機能していなかった弊害として、増加してきた事実も否認しない。既に補助金総額の約過半数がこの「規則補助金」(C)で占められている現状を踏まえ、議論を募り今後の方針を確定する必要がある。すなわち、「規則補助金」自体を廃止するか、交付要綱を定めて適切な審査を行うかのいずれかである。

以上により、上記三種類の補助金の共通問題として、その有効性について評価し直す必要がある。補助金導入時とは学校教育団体を巡る環境も変化しており、また慣習が生んだ交付要綱なき補助金の存在という事実を踏まえ、現在のように第二の学校運営費的な使われ方をしている現状に照らし、今後も補助金として存続させるべきかどうか検討する必要がある。補助金を巡り、交付側の教育委員会も交付を受ける団体側にも等しく意識改革が必要であり、長年の慣習を断ち切る姿勢とそれを可能にする措置が不可欠である。

(2) 委託料

教職員研究研修教育実践活動事業

委託事業のうち、教職員研究研修教育実践活動事業については導入以後10年の期間を経過しているが、委託事業の事業効果と事業執行の両面から吟味した結果、本来委託対象事業として馴染まないと考えられる。

その理由は次のとおりである。

i) 事業形態について

委託事業自体の本来の趣旨が研修の充実と研究の活性化にあり成果を求めている契約となっている。委託事業自体は受託団体の本来的な職務内容そのものであるため、川崎市が校長会等に委託する必然性はなく、職務としての研修・研究の一環として扱うべきである。

ii) 受託団体について

契約主体として受託団体は脆弱である。補助金の章でも触れたが、受託団体は市立学校の校長等を会員とし、会員相互の連絡調整と職能向上を目的とする任意の団体に過ぎない。直接事業を行うことはなく、団体を構成する各学校への委託料配分基準にも決定権限がない。主に学校数による均等割りと在籍児童数・生徒数による配分基準により契約金額を各学校へ配分し、各学校からの計画書及び事業報告書と総括表を添付して川崎市へ提出している。また、事業目的と成果について、個別内部的な吟味はほとんど行っていない。これらのことに鑑みると契約の実質的主体は各学校であると言わざるを得ない。

iii) 事業執行体制について

各学校においては適正な事業執行体制が確立されていないため、委託料の実施要綱及び運用指針は策定されているが、遵守されていないきらいがある。その原因は、組織図上の研究研修事業委員会が形骸化しており、教頭に業務が集中し過ぎる傾向が見られる点、及び校長による事前事後の承認プロセスも空洞化している傾向が見られる点の二点である。

iv) 問題点

その結果、次のような問題点が生じている。

第一に委託料が第2の補助金としての性格を帯びている状況である。教職員及び学校（園）が主体的にテーマを設定できる自由裁量性が裏目に出て、委託事業でありながら補助対象事業の予算不足分を当該委託料で穴埋めする形になっている事例が散見され、配分先の各学校の財政状況によって支出内容が必ずしも一律ではない。

第二に委託契約導入時の啓蒙的役割が期待できない状況である。一人当りの予算制約を設定しているとはいえ、学校内での応募状況はあまり芳しくない。年度末においても予算の枠が残って再配分している例が多く、しかも利用者は減少傾向にあり、特定の教職員へ集中する傾向が強い。その結果年度末に予算枠を消化することを優先するあまり、本来厳密であるべき事業計画の吟味・実績報告の承認がおろそかになり、私的観光旅行やレジャーと誤解されかねない各種視察・研修旅行が検出された。また、これとは別に、一人当たりの予算上限5万円から最高10万円超の支出が形式的な承認手続で認められた例もあり、しかもその事業実績報告書が簡略化されていて、他の教職員に還元できるような内容となっているものがほとんどない。このような状況に対して、事後の審査が各学校においても、受託団体においても、ひいては委託者である指導課においても十分機能していないために、委託料として疑義のある支出の有無を検出し、以後の予算配分に適正に反映することが困難である。

上記のようなさまざまな問題点を抱えている委託事業について継続の可否を慎重に検討した結果、事業効果から継続すべきとの積極的理由が見出せない。すなわち、現時点では委託事業が教職員全体の資質の向上に直接役立っているとはいえない。

（結論）

したがって、委託事業の内、「教職員研究研修教育実践活動事業」は平成16年度より廃止すべきである。

「いきいき・夢パワー・21」教育推進事業

i) 指導課について

受託団体からの事業実績報告書の確認のための事務執行体制の確立が不十分である。現時点では全ての事業実績報告書において、事業計画書と事業実績報告書の比較分析が行われ、委託の効果が確実に上がっているかどうかについて検討されていない。今後委託先ごとに、委託事業の実行性について評価できるような指針を設定すべきである。受託団体が委託事業費を有効活用できる前提として、受託団体むけの説明会において、事業費のがドラインについて十分説明を行い周知させ指導する必要性が高い。

ii) 受託団体について

事業費のがドラインについての理解不足・会計に関する基本的な知識不足が目立つ。更に領収書の裏付けのない支出等、適正な会計報告を行うためにはまず意識改革が必要である。また教頭が全ての会計実務を一手に引き受けている現状を改善して、事業運営における学校内の本来の事業執行体制を再構築し、事業の適正執行を目指す必要がある。

iii) 事業形態について

当該事業内容を見ると、本来の学校の本務として行なわれるべきものが多く委託されているように思われる。また、でも述べたが、受託団体は任

意の団体であり、直接事業を行うことはなく、主に契約金額を各学校に配分する窓口となっているにすぎないように見受けられる。今後は、事業内容が委託するに適するものであるかどうかを吟味したうえ、本務として行うべきものは学校の自主性を尊重し、予算執行に責任がもてる態勢を整えていくことが望まれる。

(結論)

以上のように、「いきいき・夢パワー・21」教育推進事業については、今後継続するにあたり、事業実施要綱を見直し、事業執行体制の組織化を図り、業務分担における協業によって事業の適正執行を図る必要がある。

9. 学校給食

(1) 学校給食雇上げ要員について

雇上げ要員の必要性について

雇上げ要員についてその制度自体の有無について、他の政令指定都市の状況を示せば以下のとおりである。

都市名	私傷病等代替	困難・準困難校対策又は非常勤	職業病対策要員	リフト要員	米飯給食調理員(自校炊飯)	米飯給食調理員(委託加工)
札幌市		×	×	×	×	×
仙台市			×	×		×
千葉市		×	×	×	×	×
横浜市			×	×		×
名古屋市			×	×	×	×
京都市		×	×	×	×	×
大阪市		×	×	×	×	×
神戸市		×	×	×	×	×
広島市			×	×	×	×
北九州市			×	×	×	×
福岡市			×	×	×	×

(出典：教育委員会提出資料より作成)

：制度あり

×：制度なし

なお、他の政令指定都市においては非常勤パートや嘱託が配置されている。これは川崎市における困難校対策要員、準困難校対策要員とは異なる考え方に基づく配置であるが、実態としては同様の性質を有すると考えられるため上記の表においては同様に扱った。

雇上げ要員については、正規調理職員の配置状況やそれぞれの都市において採用されている給食制度、さらにはそれぞれの地域の特性等を総合的に考慮する必要があるため、単純な比較は出来ない。ただ、上記の表から明らかなように川崎市においては他の政令都市においては採用されていない雇上げ要員を配置している。特に職業病対策要員、リフト要員及び米飯給食補助給食調理員の雇上げ(委託加工を行なっている学校)については、他の政令他都市には見られない川崎市独自の制度であり、その必要性が疑問視され、再度、その必要性を検討するべきである。

雇上げ要員の配置基準について

i) 配置基準の決定方法に関する問題点

雇上げ要員の配置基準については条例や通達等により決定されているものではなく、教育委員会教職員課において独自に、しかも稟議による決裁等もされずに決定されるものである。そのため、配置基準自体の決定プロセスが不明確であり、教職員課の裁量に大きく依存し、結果として配置基準自体の合理性が疑問視される。

川崎市においては、国基準に準じた形で正規調理員の配置基準を設けて、基本的にその配置基準に基づいて正規調理員を配置している。そのような状況の下、上記のように雇上げ要員を担当者の裁量範囲で配置すれば、正規調理員の配置基準を厳格に定めた趣旨が形骸化されることになる。

さらに、その配置基準自体が頻繁に変更されている。一般に学校給食という職務の性質から考えると正規調理職員の配置基準が変更されていない状況の下で配置基準が変更する合理性は少ないと考えられる。そのため基準自体が実態を反映していないおそれが高い。

最近の配置基準の変更を示せば以下ようになる。

< 困難校対策要員 >

～平成 11 年 3 月	配置なし（食数が定数基準を超える学校）
平成 11 年 4 月～ 平成 15 年 3 月	正規職員の配置が 4 人で食数が 721 食以上の職場 正規職員の配置が 5 人で食数が 1,101 食以上の職場
平成 15 年 4 月～	正規職員の配置が 4 人で食数が 721 食以上の職場 正規職員の配置が 5 人で食数が 1,101 食以上の職場 正規職員の配置が 6 人で食数が 1,401 食以上の職場

< 準困難校対策要員 >

～平成 12 年 3 月	配置なし
平成 12 年 4 月～	正規職員の配置が 2 人で食数が 300 食以上の職場で教職員課が繁忙校と認めた職場

< 米飯給食補助給食調理員雇上げ要員 >

	自校炊飯校		委託炊飯校	
	任用基準	任用時間	任用基準	任用時間
昭和 59 年 9 月～ 昭和 60 年 8 月	児童数及び教職員数が 600 人未満なら 0 人 600 人～899 人なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 6 時間	児童数及び教職員数が 600 人未満なら 0 人 600 人から 899 人なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 4 時間
昭和 60 年 9 月～ 昭和 61 年 3 月	児童数及び教職員数が 400 人未満なら 0 人 400 人～899 人なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 6 時間	児童数及び教職員数が 600 人未満なら 0 人 600 人から 899 人なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 4 時間
昭和 61 年 4 月～ 平成 11 年 3 月	児童数及び教職員数が 400 人未満なら 0 人 400 人～899 人なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 6 時間	児童数及び教職員数が 600 人未満なら 0 人 600 人から 999 人なら 1 人 1000 人以上なら 2 人	1 日 4 時間
平成 11 年 4 月～ 平成 14 年 8 月	児童数及び教職員数が 900 人未満なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 5 時間	児童数及び教職員数が 800 人未満なら 0 人 800 人以上なら 1 人	1 日 4 時間
平成 14 年 9 月～	児童数及び教職員数が 1000 人未満なら 1 人 1000 人以上なら 2 人	1 日 5 時間	児童数及び教職員数が 1000 人未満なら 0 人 1000 人以上なら 1 人	1 日 4 時間

このように雇上げ要員の配置基準については、担当者の裁量の余地が含まれるため、配置基準自体の設定根拠を明確にし、配置基準を変更する場合にもその設定根拠において想定された状況が変わった場合等の正当な理由が求められる。

ii) 配置基準の運用上の問題点

雇上げ要員については基本的に配置基準が設けられているものの具体的な判断が担当者の裁量に任されている部分が少なく、適切な判断がなされないおそれがある。具体的には準困難校対策要員の任用基準は「正規職員の配置が 2 人で食数が 300 食以上の職場で教職員課が繁忙校と認めた職場」とされているが「教職員課が繁忙校と認めた職場」の具体的な基準がなく、担当者の裁量の余地がある。また、リフト要員についても「調理場から給食用リフトが離れていて運搬が困難な場合」とされているに過ぎず、具体的にどの程度離れているか等の基準が不明確である。少なくとも、

任用申請等を閲覧する限りにおいては、必要と判断した根拠が第三者に分かる形で示されていない。もっともリフト要因については「 . 監査結果」で示したようにリフト要員が配置されている学校について、見取図を見る限りにおいて調理場と給食用リフトとが離れているという事実は認められなかった。

このような担当者の裁量の余地がある配置については、配置基準に示された任用理由と必ずしも合致しない目的で任用がなされるおそれがあるため任用基準の明確化が必要である。

雇上げ要員の管理について

上述のように川崎市においてはさまざまな形で雇上げ要員が配置されている。しかも、それぞれの雇上げの登録名簿は一本化されており、現状としては、複数の任用理由の雇上げ要員を兼務している方が多数いる。「 . 監査結果」において抽出したサンプル 13 名のうち 7 名については複数の任用理由の雇上げ要員として勤務していた。その理由は以下のように考えられる。

そもそも学校給食は限られた時間の中で調理、配膳等を行なうために一定の調理員が不可欠であり、私傷病や休暇等により一時的に欠員が生じることを避ける必要がある。特に給食においては安全が非常に重要視されるため私傷病にかかった調理員が現場に立つことは許されず、そのような状況において臨時的に雇上げ要員を用いる必要はある。また、給食は年間で 183 回程度のみ行われるため正規調理職員をある程度抑え、臨時的職員を雇上げることには合理性はある。

しかし、ある程度の勤務を提供しなければ臨時的職員を雇上げるのは困難と考えられる。そのため、幅広い任用理由の雇上げ要員を準備し、業務量に照らして過大な雇上げも行なうという可能性をはらんでいると考えられる。

このような状況においては、本来、それぞれの任用理由の雇上げ要員という単位で管理を行なうのではなく、それぞれの任用理由の枠を越え、全体として管理する必要がある。換言すれば、ある程度雇上げ要員の必要性を前提とした場合であっても実態に適合した管理が必要である。現在、川崎市においては、学校給食調理補充員（私傷病等代替、困難校対策要員、準困難校対策要員、職業病対策要員及びリフト要員）については教育委員会教職員課において、米飯給食補助給食調理員については教育委員会健康教育課においてそれぞれ管理がなされている。なお、所得税の計算のために両者が合計されるが、そこにおいては単に金額のみが把握され、勤務時間や勤務内容の検討はなされていない。その結果、それぞれの任用理由の雇上げ要員という単位で見れば、社会保険の加入基準を充たしていないが、それぞれの任用理由の枠を越え、全体として考えれば社会保険の加入基準を充たす可能性もある。そのため、まず、雇上げ要員を一つの課で管理するとともに、それぞれ任用理由を超えた単位での管理が必要であり、さらに雇上げの任用理由を多様に設ける必要性自体の検討が必要といえる。

また、現在は一部の雇上げ要員は複数の学校において雇上げられているが、基本的には各学校単位で雇上げが行われている。各学校単位ではなく、複数校単位で雇上げる等、雇上げ要員を柔軟に配置することで、雇上げ要員を削減することが可能と考えられる。

(2) 高等学校定時制における給食調理員について

高等学校定時制に関しては、現在、業務委託方式により給食が実施されており、基本的には学校給食調理員は配置の必要がないと思われる。しかし、実態としては、以下のように正規調理員が配置されている。

業務内容としては、給食に関連した業務として配膳作業や回収作業を中心に行なっている。自校調理方式と異なり給食調理員による調理場の清掃作業や食器の洗浄等の作業がないため実態として給料に見合った仕事をしているかは疑問である。しかも、平成14年度においては、上記の正規調理員に対する私傷病等代替要員が金額にして408千円雇上げられている。

適正な再配置が望まれる。

(単位：千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
調理員実数	5人	5人	5人	5人	5人
給料	27,821	28,035	28,408	27,547	27,629
職員手当等	17,486	16,842	16,537	16,156	15,564
共済費	6,234	6,321	6,335	6,228	6,077
退職手当	0	0	25,015 (1人)	22,901 (1人)	75,310 (3人)
合計	51,541	51,198	76,295	72,832	124,580

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

上記の金額のうち、給料、職員手当等及び共済費は高等学校における教職員と事務職員(用務職員含む)と給食調理員の総支給額を按分して計算されたものであり、実績とは多少ずれが生じる。

(3) 学校給食調理業務の民間委託化等について

はじめに

これまで川崎市において採用されている学校給食制度、すなわち直営調理員による自校調理方式を前提として検討してきた。しかし、学校給食においては調理員の人件費の占める割合が著しく高く、その根本原因は直営調理員方式を採用していることにありと考えられる。

そこで、現行の学校給食制度自体の見直しを検討する必要があると考えられる。すなわち、学校給食調理業務の民間委託化やセンター方式の導入等の検討を行なう。

このように、学校給食調理業務の民間委託化等の措置がとられればこれまで述べてきた雇上げ要員の問題点や「(2)高等学校定時制における給食調理員について」において指摘した問題点についても解消が見込まれる。

他都市の動向

まず、他の政令指定都市でどのような学校給食の方式を採用しているかについて検討する。

他の政令指定都市における小学校給食の状況を示せば以下ようになる。

(平成14年4月17日現在)

都市名	調理方式
札幌市	311校中調理場がある学校は193校で、調理場のない学校の分も親子方式で作っている。 平成11年から退職者の補充という形で、民間委託を取り入れてきた。今後も退職者の補充という形で行なっていく予定で、計画的に進めていくというものではない。だいたい3分の1位が委託。
仙台市	自校調理方式80校、給食センター7カ所あるが、センター3カ所について調理作業を民間委託している。 配送は7カ所とも民間委託。
千葉市	119校すべて自校調理方式で直営。
横浜市	361校すべて自校調理方式で直営。
名古屋市	263校すべて自校調理方式で直営。
京都市	182校すべて自校調理方式で直営。
大阪市	298校すべて自校調理方式で直営。
神戸市	151校が自校調理方式、24校分はセンター2ヶ所を実施。センターについては、平成14年度から調理作業について民間委託を始めた。 配送は以前から民間委託していたため、調理業者とは違う業者である。
広島市	110校が自校調理方式、26校分はセンター方式6ヶ所を実施。すべて直営方式。 センターからの配送は民間委託しているが車は市が用意している。
北九州市	144校すべて自校調理方式で直営。
福岡市	小学校144校は自校調理方式だが、養護学校2校については、財団法人福岡市学校給食公社に委託している(公社の調理員が学校に出向して調理作業を行なう)。

(出典：教育委員会提出資料)

なお、横浜市については平成15年9月より、北九州市については平成14年9月よりそれぞれ2校について給食調理業務の民間委託の試験導入を行なっている。このように、他の政令指定都市においては川崎市の現行方式と同様な方式を採用している都市が多いが、調理業務を民間委託する等の他の方式も見受けられる。

また、全国の公立小・中学校における調理場方式及び外部への委託の状況を示せば以下ようになる。

< 調理方式別実施状況 > (各年 5 月 1 日現在)

区分	単独調理場方式		共同調理場方式	
	学校数(校)	比率(%)	学校数(校)	比率(%)
平成 14 年度	13,904	45.4	16,727	54.6
平成 13 年度	14,041	45.6	16,721	54.4
平成 12 年度	14,080	45.6	16,803	54.4

(出典：平成 14 年度 11 月及び平成 15 年 12 月文部科学省調べ)

< 学校給食業務の外部委託状況 > (各年 5 月 1 日現在)

区分	調理	運搬	物資購入・管理	食器洗浄	ボイラー管理
平成 14 年度	13.4%	34.4%	9.5%	14.1%	14.9%
平成 13 年度	11.5%	33.1%	9.3%	12.5%	14.9%
平成 12 年度	10.3%	31.8%	8.7%	10.8%	14.6%

(出典：平成 14 年度 11 月及び平成 15 年 12 月文部科学省調べ)

このように川崎市において採用されている単独調理場方式は全国の公立小・中学校においては決して多数派ではない。

また、学校給食業務の外部委託状況をみる限りにおいては依然として外部委託は少数派であると考えられるが時系列的な流れとしては給食業務の外部委託が進んでいると言える。

学校給食方式ごとのメリット・デメリット

他都市の事例より学校給食の方式としては大きく分けて調理をどこで行なうか、及び調理員を直営調理員とするか民間に委託するかという二つの観点があると考えられる。そのため学校給食の方式としては主に以下の 6 つのパターンに分類できる。

調理場の場所	調理員	方式
自校方式	直営調理員)自校調理方式で直営調理員
自校方式	民間調理員)自校調理方式で民間調理員
センター方式	直営調理員)センター方式で直営調理員
センター方式	民間調理員)センター方式で民間調理員
親子方式	直営調理員)親子方式で直営調理員
親子方式	民間調理員)親子方式で民間調理員

なお、この他にも民間業者が民間業者の施設で作った給食を学校に届ける業者弁当方式等もある。

それぞれの制度の概要を示せば以下のとおりである。

< 調理場による区分 >

方式	概要
自校調理方式	学校内の敷地に調理場がある。児童・生徒が調理過程に接することが可能。
センター方式	複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送する。2 校規模から自治体全域の小中学校 20,000 食を一括して調理する大規模調理場まで規模は様々。調理から喫食まで時間が自校方式よりも長い。 自治体で必要となる調理員の数は自校方式よりも少ないことが多い。

親子方式	調理場をもつ自校方式の学校が、調理場をもたない学校の給食調理も行なう。自校方式とセンター方式の中間形態。調理場をもつ方が「親」、調理場をもたない方が「子」となる。
------	---

(出典：学校給食ニュース・学校給食全国集会実行委員会 2000 より作成)

< 調理員による区分 >

方式	概要
直営調理員	自治体の職員（公務員）が調理を行なう。
民間委託	民間業者に調理部門を委託する。委託された民間業者は、調理場の責任者となる社員と民間業者が雇用するパート職員により調理を行なう。調理は、都道府県職員である栄養士が作成した献立と指示書に基づき行なわれ、中間検査を経て完成品を納品（引取り）することで完成する。業務委託であり、人材派遣ではない。同じ調理場で民間委託の調理員（社員、パート含む）と、直営の調理員（正規、パート含む）が、同じ調理を行なうことは、法律上できない。なお、栄養士も民間委託の場合、民間業者の責任者である社員以外に指示を行なうことが出来ない。

(出典：学校給食ニュース・学校給食全国集会実行委員会 2000 より作成)

また、それぞれメリット・デメリットを示せば以下ようになる。

方式	メリット	デメリット
自校調理方式で直営調理員	センター方式や親子方式と比較して配送がない分、安全衛生面ではベスト。	人件費が高額。
自校調理方式で民間調理員	センター方式や親子方式と比較して配送がない分、安全衛生面ではベスト。 直営調理員と比較して人件費が低額。	(次述)
センター方式で直営調理員	自校調理方式や親子方式より少ない人員で実施できる。	人件費が高額。 新たに施設設備整備費が必要。 配送料、配膳補助員(雇上)が必要。
センター方式で民間調理員	自校調理方式や親子方式より少ない人員で実施できる。 直営調理員と比較して人件費が低額。	新たに施設設備整備費が必要。 配送料、配膳補助員(雇上)が必要。 (次述も参照)
親子方式で直営調理員	自校調理方式より少ない人員で実施できる。	人件費が高額。 センター方式と比べ多くの人員が必要。 親学校の施設設備整備費(増築工事)、備品購入費(回転釜等)がかかる。 親子学校のコンテナ出入口の改修等に伴う工事費がかかる。 配送料、配膳補助員(雇上)が必要。
親子方式で民間調理員	自校調理方式より少ない人員で実施できる。	センター方式と比べ多くの人員が必要。 親学校の施設設備整備費(増築工事)、備品購入費(回転釜等)がかか

		る。 親子学校のコンテナ出入口の改修等に伴う工事費がかかる。 配送料、配膳補助員(雇上)が必要。 (次述も参照)
--	--	---

(出典：教育委員会提出資料より作成)

とかく、給食調理員の民間委託化については議論の多いところである。一般に民間委託化の問題点として以下の問題が指摘されている。

i) 教育的視点抜きの議論

一般に民間委託問題は調理員の問題として捉えられがちであるが、実際には、「合理化」の代償として、直接、間接的に子供達に影響が生じる。学校給食法第2条において教育の目的を実現するために、

- a) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと
- b) 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと
- c) 食生活の合理化、栄養の改善、および健康の増進を図ること
- d) 食料の生産、配分、及び消費について正しく理解に導くこと

という目標が定められており、子供達の食教育は、保護者、栄養職員、調理員、教職員を含んだ地域全体が密接なコミュニケーションを持って取り組む必要がある。その意味で民間委託問題は調理員のみならず、保護者、栄養職員、教職員を含んだ地域全体の問題である。

ii) 衛生管理上の問題

大規模調理は一度食中毒を発生させれば大規模化するというリスクを負っている。調理員の衛生管理教育や技能の修得が必須とされる中、パート職員中心となる民間委託は直営調理員による調理よりも潜在的リスクは高い。

iii) 責任の分散による問題

民間委託の場合、仮に何らかの事故があった場合、児童生徒への責任は自治体であるが、自治体側は民間委託業者に対し、契約違反や衛生管理上の問題として責任を追及する。この責任構造の複雑化が一方で衛生管理等について曖昧さ、甘さを生む温床になりかねない。

iv) 栄養職員の業務の煩雑化

民間委託業者に対し、指示書、中間検査、最終検査等を行なうのは現場の栄養職員である。栄養職員は、調理業務や調理現場に立ち入ることができないため、かえって衛生管理や調理が献立通りに行くよう、直営の時よりも細かな文書作成や管理を要求される。栄養職員に求められる食指導や学校給食を通じた教育にかけられる時間が減っていくことは避けられない。

v) 教育への主体的な関わりの問題

合成洗剤から石けんへの切り替えや、環境ホルモン問題が出てきたときの食器改善、遺伝子組み換え食品への対応等、直営調理員は、学校教育に携わる職員として、積極的に質の向上に取り組んでいる。また、残食等についても調理の工夫により、残食を減らす等の日常的な取り組みがある。これらについて、調理部門を委託業務として請け負った民間委託業者は、

責任も権限もない。つまり、教育としての学校給食の向上に、民間委託業者が直接関与することは考えられない。むしろ、たとえば、合成洗剤から石けんに切り替える等の場合、契約事項の変更として、委託料の値上げが必要となる。

vi) 職業安定法、労働者派遣法との関係

民間委託の場合、関係する法律として、職業安定法と労働者派遣法が関連し、とりわけ、職業安定法 44 条（何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行なう者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない）が問題になる。

給食調理という食品製造業は、労働者派遣法で認められた職種ではないため、調理の民間委託の場合、認められる形としては「請負」となる。この職安法を前提として、労働省通達によって請負であるためには業務指示等の管理を業者自身が行なうことになっている。つまり、栄養士が、直接民間委託の調理員に業務指示等を行なえず、受託した業者が業務指示を与えることになっている。

また、機械、設備、材料等も業者の責任と負担で準備することが請負の条件になっているが、これも、問題点のひとつである。

（出典：学校給食ニュース・学校給食全国集会実行委員会 1998、1999、2000 より作成）

なお、この他にも学校給食労働の専門性、すなわち生徒に食物を提供する工夫、調理法、技等といった点から給食調理員の民間委託に反対する意見もある（二宮厚美著『自治体の公共性と民間委託』2000 年等）。

これらの問題のうち法律的な問題に関しては平成 15 年 8 月 1 日に大阪地方裁判所の判例で違法性がないとの判断が下され、一応の決着をみた。すなわち、大阪府堺市においては平成 11 年度から学校給食調理の民間委託が導入されたが、市民からの反対があり、市民から学校給食の民間委託を問う住民監査請求がなされた。これに対して堺市監査委員はこれを棄却し、これを受けて「堺市子育て切捨てに反対する住民ネットワーク」により大阪地方裁判所に民間委託差止めの住民訴訟が提起された。

原告は同市が給食業者との間で締結した学校給食調理業務委託契約は、
()労働大臣（現、厚生労働省）の許可を受けていないものからの労働者派遣を受けることを内容とする点等から「労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に違反し無効であり、また、
()違法な労働者派遣事業供給を内容とするものであって職業安定法 44 条に反し無効であり、さらに、
()学校給食法第 2 条の目的を著しく阻害するものであって同法に違反し無効である、と主張し、同契約に基づく公金支出命令は違法であるとして、支出命令当時堺市長の職にあった被告個人に対し、損害賠償を請求した。

これに対し、裁判所は
()違法な労働者派遣に該当するか否か判断するまでもなく、労働者派遣事業法に違反するとの理由で私法上無効になるということではできない、
()給食調理業務委託が労働者供給にあたらぬ以上、職業安定法第 44 条に違反するものということではできない、
()学校給食法第 2 条に違反することを基礎付ける事実は認められず学校給食法第 2 条に違反するということではできないとの判決を下した。なお、原告は控訴中である。

このように、少なくとも法律上の問題についてはある程度の決着をみていると考えられる。

川崎市における学校給食の今後

川崎市においては平成 15 年 1 月 31 日に「川崎市学校給食のあり方検討委員会」が発足し、「第 1 回川崎市学校給食のあり方検討委員会」が開催された。その後、平成 15 年 6 月 13 日に「第 8 回川崎市学校給食のあり方検討委員会」が開催され、『「川崎市学校給食のあり方について」の報告書（中間とりまとめ）』が発表された。その報告書によれば、現在の自校直営方式に一定の評価を与えた上で、「...現在の自校直営方式による学校給食のサービス水準を確保しつつ、川崎市の危機的な財政事情を考慮したといった効率的な運用が求められており、人員確保策や勤務時間のあり方、経費低減等を念頭においた、民間活力の導入の効果を検討している...」とし、学校給食調理員の民間委託に前向きな姿勢を示している。ただ、この報告書においては学校給食に関わる調理業務等を民間に委託する場合の問題点を指摘した上で、「...自校直営方式にもとづいて人員配置の見直し等により効率化をはかる方策についても検討することも可能である...」とし、現在の自校直営方式の継続も検討対象とした。

その後、現在に至るまで、大学教授、学校長、関係組合理事等から意見聴取を続けている。

学校給食方式の見直しについて

上述のように学校給食には様々な方式がありそれぞれメリット、デメリットが存在する。そのため、どの方式が最適であるかは一概に判断できない。昨今の川崎市の財政状態を考慮した場合、それぞれのメリットを享受するに当たりどれだけのコストが発生しているか、換言すればそれぞれのメリットがそれだけのコストをかける価値のあるものかの検討が重要なる。

そこで、以下、それぞれの方式を採用した場合、どれだけのコストが生じるかの検討を行なう。なお、ここにおいては便宜上、学校給食のうち小学校、聾・養護学校のみを取り上げ、中学校及び高等学校は検討対象外とする。

まず、本報告書において前提とするモデルとして以下のものを想定する。

対象学校	食数（給食人員）	学級数
A 小学校	160	9
B 小学校	450	16
C 小学校	400	15
D 小学校	460	15
E 小学校	230	10
F 小学校	310	15
G 小学校	650	22
H 小学校	330	14
I 小学校	380	13
合計	3,370	129

食数（給食人員）は児童数と教職員数の合計である。

なお、この試算においては、川崎市として負担している主な学校給食関係費用のうち、以下のものが含まれていない。

- ・ 退職金
- ・ 工事請負費
- ・ 庁用具購入費
- ・ 給食会団体補助金
- ・ 就学援助費及び就学奨励費
- ・ 教育委員会給食系の事務管理費
- ・ 施設の大規模な修繕費及び改築費
- ・ 既存施設、設備に関する減価償却費

それぞれにおける試算を示せば以下のようなになる。

i) 自校調理方式で直営調理員

これは川崎市において採用されている現行方式である。

本報告書において前提としたモデルにおけるコストを示せば以下のようなになる。

(単位：千円)

人件費	191,005
その他経費	21,585
合計	212,590

(出典：教育委員会作成資料)

人件費はモデルの9校に正規調理員を川崎市の配置基準に従い配置し、また、任用基準に従い雇上げ要員を配置した場合における試算である。また、正規調理員の給料単価としては調理員全体の平均単価を用いている。

ii) 自校調理方式で民間調理員

本報告書において前提としたモデルにおけるコストを示せば以下のようなになる。

(単位：千円)

委託料	132,500
その他経費	18,241
合計	150,741

(出典：教育委員会作成資料)

なお、平成 15 年 5 月 27 日にはモデルケースとしての小学校を取り上げ、現行の自校調理方式で直営調理員を用いる方式と自校調理方式で民間調理員を用いる場合の比較を行なっている。本報告書で想定したモデルとは異なるが、参考までにその概要を示せば以下ようになる。

(1) 児童数	547人	
(2) 調理員	直営	4人
	委託	2人 + パート5人
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の修繕費及び改築費は含まない。 ・ 電気及び水道代は、学校全体のメーターのため算定できない。 ・ 食材料費は全額保護者負担 ・ 年刊給食回数183回 	
(4) 一食当たりコスト（食材料費は含まない）		
	退職金は含まない	退職金を含む
直営	358円	394円
委託（業者見積）	223円	223円
差額	135円	171円
(5) 総コスト縮減額（食材料費は含まない）		
	退職金は含まない	退職金を含む
1校当たりの宿減額	13百万円	17百万円
小学校全体の縮減額	1,605百万円	2,034百万円

（出典：教育委員会提出資料より作成）

なお、この試算においては、川崎市として負担している主な学校給食関係費用のうち、以下のものが含まれていない。

- ・ 就学援助費及び就学奨励費
- ・ 教育委員会給食系の事務管理費
- ・ 施設の大規模な修繕費及び改築費
- ・ 給食調理室の電気及び水道代
- ・ 既存施設、設備に関する減価償却費

これらのうち教育委員会給食系の事務管理費については、調理員の民間委託化により雇上げ要員や調理員の人事管理事務の削減等によりさらなるコスト削減が見込まれる。

さらに、平成 15 年 8 月 14 日にはモデルケースとして 7 校につき現行の自校直営方式と調理員を委託化した場合の比較を行なっている。参考までにその詳細を示せば以下ようになる。

（単位：千円）								
モデル	a 校	b 校	c 校	d 校	e 校	f 校	g 校	合計
調理員数	4 人	3 人	5 人	4 人	3 人	3 人	2 人	24 人
直営	32,443	24,333	40,553	32,443	24,333	24,333	16,223	194,661
委託	19,333	15,586	26,800	20,440	19,333	19,333	14,478	135,303
差額	13,110	8,747	13,753	12,003	5,000	5,000	1,745	59,358

直営、委託を問わず同じようにかかる経費については掲載していない（光熱水費、食器、衛生検査等）。

（出典：教育委員会提出資料より作成）

これら 7 校が川崎市の小学校、聾・養護学校を代表しているとの前提のもと、単純に 117 校分に引き伸ばせば年間約 992 百万円のコスト削減を達成できることとなる。

なお、この試算においては、川崎市として負担している主な学校給食関係費用のうち、以下のものが含まれていない。

- ・ 退職金
- ・ 消耗品費のうち委託しても不変であるもの
- ・ 燃料費
- ・ ガス料
- ・ 給食用設備修繕
- ・ 事務実施委託料のうち委託しても不変であるもの
- ・ 工事請負費
- ・ 庁用具購入費
- ・ 給食会団体補助金
- ・ 就学援助費及び就学奨励費
- ・ 教育委員会給食系の事務管理費
- ・ 施設の大規模な修繕費及び改築費
- ・ 給食調理室の電気及び水道代
- ・ 既存施設、設備に関する減価償却費

これらのうち退職金については調理員の民間委託化により削減が見込まれる。また、教育委員会の事務管理費についても、調理員の民間委託化により雇上げ要員や調理員の人事管理事務の削減等によりさらなるコスト削減が見込まれる。

iii) センター方式で直営調理員

ここにおいては、学校統廃合計画による旧学校施設（このモデルではA小学校）に給食センターを開設したとして考える。なお、下記の試算は他都市の学校給食センター（平成8年9月1日開設。担当学校4校。最大稼働食数1日3,500食）をもとに試算したものである。

本報告書において前提としたモデルにおけるコストを示せば以下のようになる。

< 初期投資 >

（単位：千円）

新築工事費	388,310
機械設備	169,950
電気設備	69,525
外構工事	28,325
備品設備費	15,440
消耗品費	20,212
合計	691,762

（出典：教育委員会提出資料より作成）

備品設備費とは回転釜、給食用焼物機調理台、食器洗浄機等である。消耗品費とは食缶、コンテナ等である。

< ランニングコスト >

（単位：千円）

人件費	97,864
運搬料	40,500
その他経費	32,953
合計	171,317

（出典：教育委員会提出資料より作成）

人件費については、一部の調理員の嘱託化が前提とされている。

iv) センター方式で民間調理員

本報告書において前提としたモデルにおけるコストを示せば以下のようになる。

< 初期投資 >

(単位：千円)

新築工事費	388,310
機械設備	169,950
電気設備	69,525
外構工事	28,325
備品設備費	15,440
消耗品費	20,212
合計	691,762

(出典：教育委員会提出資料より作成)

備品設備費とは回転釜、給食用焼物機調理台、食器洗浄機等である。
消耗品費とは食缶、コンテナ等である。

< ランニングコスト >

(単位：千円)

人件費	17,247
委託料	75,000
搬送料	40,500
その他経費	31,645
合計	164,392

(出典：教育委員会提出資料より作成)

人件費とは給食センター事務員及び配膳事務員の給料及び賃金である。

v) 親子方式で直営調理員

ここにおいては、以下のような親子方式を前提とする。

親学校	子学校	食数
C 小学校	A 小学校	1,010
	B 小学校	
D 小学校	F 小学校	770
E 小学校	G 小学校	880
H 小学校	I 小学校	710
計		3,370

本報告書において前提としたモデルにおけるコストを示せば以下のようになる。

< 初期投資 >

(単位：千円)

コンテナ出入口	10,800
コンテナ設置電気工事	4,500
保管庫設置電気工事	2,000
その他設備費	4,350
コンテナ	12,558
保管庫	12,184

その他備品	1,890
合計	48,282

(出典：教育委員会提出資料より作成)

親学校の増築等は想定していないものとする。

川崎市においては児童数の減少により最大稼働食数以下で稼働している学校が多いことから、増改築等の必要性は低いものと考えられる。

<ランニングコスト>

(単位：千円)

人件費	135,390
搬送料	22,500
その他経費	20,214
合計	178,104

(出典：教育委員会提出資料より作成)

人件費の内、4,430千円は配膳補助員の賃金である。

vi) 親子方式で民間調理員

本報告書において前提としたモデルにおけるコストを示せば以下のようになる。

<初期投資>

(単位：千円)

コンテナ出入口	10,800
コンテナ設置電気工事	4,500
保管庫設置電気工事	2,000
その他設備費	4,350
コンテナ	12,558
保管庫	12,184
その他備品	1,890
合計	48,282

(出典：教育委員会提出資料より作成)

親学校の増築等は想定していないものとする。

川崎市においては児童数の減少により最大稼働食数以下で稼働している学校が多いことから、増改築等の必要性は低いものと考えられる。

<ランニングコスト>

(単位：千円)

委託料	96,500
搬送料	22,500
その他経費	22,377
合計	141,377

(出典：教育委員会提出資料より作成)

以上より、それぞれのパターンのコストをまとめると以下のようなになる。

(単位：千円)

方式	1年当たりのランニングコスト	初期投資	備考
自校調理方式で直営調理員	212,590	-	初期投資はないものの既存施設及び設備の更新投資は生じる。
自校調理方式で民間調理員	150,741	-	初期投資はないものの既存施設及び設備の更新投資は生じる。 調理員の民間委託化により雇上げ要員の管理費や調理員の人事管理費用等、事務管理費の削減がさらに見込まれる。 退職金の削減により人件費がより低くなる。
センター方式で直営調理員	171,317	691,762	雇上げ要員の削減並びにその管理費の削減が見込まれる。 食材調達コストが低くなる可能性がある。
センター方式で民間調理員	164,392	691,762	調理員の民間委託化により雇上げ要員の管理費や調理員の人事管理費用等、事務管理費の削減がさらに見込まれる。 退職金の削減により人件費がより低くなる。 食材調達コストが低くなる可能性がある。
親子方式で直営調理員	178,104	48,282	雇上げ要員の削減並びにその管理費の削減が見込まれる。
親子方式で民間調理員	141,377	48,282	調理員の民間委託化により雇上げ要員の管理費や調理員の人事管理費用等、事務管理費の削減がさらに見込まれる。 退職金の削減により人件費がより低くなる。

上記のモデルにおいては、ランニングコストのみでは親子方式で民間調理員がもっとも安い。このように、上記のモデルにおいては親子方式で民間調理員の場合が最もランニングコストが低く算定されたが、親子方式を採用する場合の親子学校間の距離、センター方式を採用する場合のセンターと各学校間の距離やセンターの規模、設置場所、さらに民間調理員をどこの業者に依頼するか等を考慮した場合、必ずしも親子方式で民間調理員の場合が最もランニングコストが低くなるとは限らない。

ただ、上記の試算においては、いずれの場合であっても直営調理員を用いるよりも民間調理員を用いた方がコスト的には低く抑えられることは明らかである。また、民間調理員を用いた場合、学校給食という分野に民間活力を入れることによりこれまで以上に様々なアイデアが生まれ、さらなる活性化も期待される。

そのため、学校給食のコスト面のみを考慮した場合、調理員としては民間調理員を用いるのが合理的であり、また、長期的には調理場としてはそれぞれの学校の実態に合わせ、自校方式、センター方式及び親子方式を組み合わせ、コストの面からみた最適点を検討すべきである。例えば、ある程度学校が密集している地区においては、適当な用地がある場合にはセンター方式を採用し、適当な用地がない場合は親子方式で対応する等が考えられる。また、長期的には調理場自体の民間委託化も含めて検討する必要がある。

これまで、それぞれの方式において一般に言われるメリット、デメリットを所与として検討してきたが、そうしたメリット、デメリット自体の正当性を検討する必要があるのではないかと。すなわち、調理員の調理業務を民間委託化したり調理場をセンター方式や親子方式とした上で配送を行ったりする場合、現行の自校調理方式で直営調理員を用いる場合と比べ「食の教育が害される」とか「安全性が落ちる」とか「食の質が落ちる」等といった指摘がされるが、それらの指摘についても十分検討すべきではないであろうか。

すなわち、例えば直営の調理員であれば、きめ細かい配慮が可能であるが民間の調理員ではそれは不可能であるといった指摘がよくなされるが、それは直営と委託の問題ではなく調理員それぞれの自覚の問題ではないであろうか。アルバイトであろうと正規職員であろうときめの細かい配慮をする人はするであろうし、しない人はしないであろう。民間企業の場合、調理員の間にも競争原理の働くことが予想されるので配慮のない調理員は排除される可能性もある。

また、安全性の問題に関しても民間企業が安全性を軽視し結果として食中毒等の問題を起こした場合、その企業にとって致命的な問題となるので、むしろ民間企業の方が安全性を重視するとも考えられる。これは運搬作業等の作業を民間に委託する場合も同様である。

さらに調理員の調理能力が落ちるといった指摘に関しては、民間委託の場合、委託を受ける企業は完全に川崎市の学校給食のみに特化せず、別の市町村や一般企業にも食事を提供することが予想されるので、かえって食材調理や配膳作業等のノウハウが蓄積されるとも考えられる。

このように、現行方式から調理員の調理業務を民間委託化したり、調理場を集約したりすることによるデメリットとされる事項は非常に曖昧であり、そうした曖昧なデメリットを回避するために上記に示したような多額のコストをかける合理性は果たしてあるのであろうか。

これらの様々な点からみて、調理員の調理業務の民間委託化については早期に検討を図るべきであると考えられる。

10. 博物館振興財団

(1) 博物館振興財団の概要

設立目的

美術、映像、郷土川崎の歴史及び文学の振興に関する諸事業を行い、もって市民の文化の向上に寄与することを目的とする。

主な事業

i) 施設の管理運営事業

対象施設

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館
大山街道ふるさと館

ii) 展示、上映事業

iii) 売店の経営事業

事業の実績、財産の状況

(単位：千円)

	平成14年度実績
総収入	1,230,799
総支出	1,207,864
次期繰越	22,934
総資産	287,455
総負債	150,264
正味財産	137,191
基本金	100,000

財団職員

(単位：人)

	市派遣職員	プロパー	嘱託職員	合計
事務局	3	-	2	5
市民ミュージアム	14	10	16	40
岡本太郎美術館	10	-	3	13
日本民家園	5	-	8	13
青少年科学館	7	-	4	11
大山街道ふるさと館	-	-	4	4
合計	39	10	37	86

(2) 管理運営施設の概要

川崎市市民ミュージアム

川崎市市民ミュージアムは JR 南武線、東急東横線「武蔵小杉駅」からバス 10 分、多摩川に近い等々力緑地の中にある。敷地内には、サッカー場、陸上競技場があり、市民の文化、スポーツの集いの場となっている。

-) 所在 川崎市中原区等々力 1 番 2 号
-) 建物概要等 鉄骨鉄筋コンクリート地下 1 階地上 3 階建
延床面積 19,542.83 m²
-) 設立 昭和 63 年 11 月 (1988 年)
-) 主要施設
 - a) 展示 企画展示室、特別展示室、歴史民俗展示室等 5,890.43 m²
 - b) 映像 映像ホール、ビデオライブラリー、スタジオ、写真制作室等
 - c) 図書室関係 図書閲覧室、書庫
 - d) 収蔵室 収蔵庫 9 室

岡本太郎美術館

岡本太郎美術館は、小田急線向ヶ丘遊園駅から徒歩 17 分多摩丘陵の自然を残す緑豊かな生田緑地の中にある。生田緑地内には「日本民家園」、
「青少年科学館」などの文化施設も併設されている。

-) 所在 川崎市多摩区枳形 7 - 1 - 5
-) 敷地面積 9,468 m²
-) 建物概要等 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地下 1 階地上 1 階 延床面積 4,993.80 m²
-) 竣工 平成 11 年 2 月
-) 開館 平成 11 年 10 月
-) 主要施設
 - a) 展示部門 1,862 m²
 - b) 映像・研究部門 569 m²
 - c) 学習部門 213 m²
 - d) 管理・共用部門 2,349 m²

(3) 施設の管理運営

川崎市市民ミュージアム

i) 設立目的

市民ミュージアムは昭和 63 年 (1988 年) に「都市と人間」をキーコンセプトに掲げ、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進する目的で設立された。

ii) 法的根拠

昭和 62 年、「市民ミュージアム条例」を制定。

iii) 事業分野

複合、総合型の9分野を持つ博物館、美術館である。
博物館として民俗・考古・歴史の3部門、現代映像センターとして映画・ビデオ・写真・漫画・グラフィックの5部門、川崎市ゆかりの美術・文芸の1部門の合計9分野を有する。

iv) 事業内容

- a) 企画展展示
- b) 常設展展示(民俗・考古・歴史)
- c) ギャラリー展示(写真・漫画・グラフィック)
- d) 特別資料室展示
- e) 特別展示室展示(美術・文芸)
- f) 映画上映
- g) ビデオ展示
- h) ビデオライブラリー
- i) イベント企画開催
- j) 学習講座
- k) 資料・作品収集
- l) 調査、研究及び情報の提供
- m) 学校教育支援

v) 職員数

市派遣職員：14人
財団雇用職員：10人
嘱託職員：16人

合計：40人

vi) 過去3カ年の歳入・歳出

(単位：千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
歳入			
使用料	6,118	7,932	7,962
その他使用料	320	177	149
ショップ施設使用料	0	1,177	1,177
電気水道料金納付金	3,144	3,021	2,796
図録等売上収入	5,040	4,240	5,084
歳入合計	14,624	16,549	17,169
歳出			
市経費	118,261	117,586	107,070
運営管理費(人件費除く)	(110,317)	(108,406)	(98,253)
施設整備費	(7,944)	(9,180)	(8,817)
財団委託経費	322,485	315,913	298,689
人件費(給料・諸手当・報	284,542	285,218	273,316

酬)			
市費	(4,224)	(4,224)	(4,224)
財団費	(280,318)	(280,994)	(269,092)
歳出合計	725,288	718,717	679,075
収支(歳入合計 歳出合計)	710,664	702,168	661,906

vii) 活動状況

a) 平成 14 年度入場者数

	有料入場者	無料入場者	合計
展示室入場者	13,339 人	22,230 人	35,569 人
映画上映等を含む合計	19,363 人	66,066 人	85,429 人

b) 企画展示

	入場者数
森村泰昌写真展	8,130 人
明治の面影・ビゴーの世界展	4,434 人
夢幻巡礼 映画監督木村威夫の世界展	3,411 人
ポスター ユートピア展	4,516 人
合計	20,491 人

c) グラフィック部門

- ・ 折元立身 グラフィック・アート+オブジェ展
- ・ ベン・シャーン、コールフィールド、ホックニーの挿絵展
- ・ 革命期のロシア・ポスター展

d) 写真部門

- ・ こどもの情景展
- ・ 宮本隆司展
- ・ ロシア 1905 年×1917 年展

e) 漫画ギャラリー

- ・ 第 23 回読売国際漫画大賞展
- ・ ワーグマンの描いた幕末・明治展
- ・ 上村一夫の世界展
- ・ 第 24 回読売国際漫画大賞展

f) 特別資料室

- ・ むかしの暮らし展
- ・ 中原街道と中原区の文化財展
- ・ ペリー来航 150 年黒船がやって来た展

g) 特別展示室・・・展示替え

- ・ 岡本かの子・佐藤惣之助コーナー
- ・ 浜田庄司コーナー
- ・ 円錐勝三コーナー
- ・ 安田靫彦コーナー

h) 映像関係

分類	映像名	入場者数
映画上映	「脚本家・井手雅人の仕事」	1,820人
〃	「映画監督・木村威夫の世界」	2,264人
ビデオ上映	「牛山純一が挑んだテレビドキュメンタリーの世界」	245人
ビデオライブラリー	「ニュース映画展」	16,738人

i) イベント関係

イベント名	入場者数
沖縄島唄ライブ	303人
モンゴル民族音楽の夕べ	138人
Mr 黒崎のマジックライブ	261人
アナトーリー・サティン・ライブ	177人
合計	879人

j) 学習講座関係

部門	講座名	入場者数
考古部門	「世界の考古学」	63人
歴史部門	「中原街道を歩く」	14人
〃	「親子歴史散歩」	30人
〃	「古代の神奈川」	66人
民俗部門	「麦わら細工」	33人
美術部門	「日本画実技」	30人
〃	「近代日本美術史」	13人
グラフィック部門	「夏休みこども版画・絵画教室」	36人
〃	「デッサン入門」	17人
〃	「シルクスクリーン講座」	17人
写真部門	「夏休みこども写真教室」	30人
〃	「写真講評ワークショップ」	40人
〃	「ステップアップフォトグラフィー」	13人
漫画部門	「夏休みこどもまんが教室」	28人
映像部門	「映画史講座」	107人
〃	「日本ニュース映画」	37人
〃	合計	574人

k) 講演会関係

講演会名	参加者
森村泰昌 M 的トーク	450 人
ピゴーと諷刺画	100 人
ソビエトポスターと 1920 年代日本	120 人
ロシア構成主義のデザイン	60 人
合計	730 人

l) 調査、研究及び情報提供

- ・ 紀要 15 集発行
- ・ 年報発行
- ・ ミュージアム・カレンダー発行 年 4 回
- ・ ミュージアム・ニュース発行 年 5 回
- ・ 図書館利用 5,557 人

m) 社会科教育推進事業

- ・ 市立小学校（4 年生）62 校 5,533 人参加

岡本太郎美術館

i) 設立目的

岡本太郎美術館は平成 11 年川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与する目的で設立。

ii) 法的根拠

平成 11 年、「岡本太郎美術館条例」を制定

iii) 事業内容

- a) 美術作品及び資料の収集、保管、展示
- b) 美術作品に関する専門的及び技術的な調査研究
- c) 美術作品に関する情報の提供
- d) 講演会、講習会。研究会の開催
- e) 関係機関との情報交換、作品の相互貸借

iv) 職員数

市派遣職員：10 人

嘱託職員：3 人

合計：13 人

v) 過去 3 カ年の歳入・歳出

(単位：千円)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
歳入			
使用料	32,820	24,159	28,752
その他使用料	0	1,375	1,409
ショップ施設使用料	1,397	1,441	1,441
電気水道料金納付金	871	878	801
図録等売上収入	3,547	2,392	2,484
音声ガイド利用収入	245	228	214
講座受講料	102	0	0
歳入合計	38,982	30,475	35,103
歳出			
市経費	46,380	28,214	24,456
運営管理費（人件費除く）	(34,321)	(27,993)	(24,262)
協議会	(194)	(221)	(194)
施設整備費	(11,865)	(0)	(0)
財団委託経費	167,758	165,634	157,000
人件費	110,761	111,115	112,922
市費	(16,534)	(16,439)	(15,930)
財団費	(94,227)	(94,676)	(96,992)
歳出合計	324,899	304,963	294,378
収支（歳入合計 歳出合計）	285,917	274,488	259,275

vi) 活動状況

a) 平成 14 年度入場者数

有料入場者	無料入場者	合計
36,466 人	38,259 人	74,725 人

b) 企画展示

	入場者数
ゴジラの時代展	33,953 人
熱いまなざし 岡本太郎とメキシコ展	10,115 人
美の呪力 ニューギニアの姿・かたち展	14,784 人
知覚する装置 栗野ユミト・藤枝新吾展	8,163 人
合計	67,015 人

c) 常設展

- ・ 岡本太郎のグッドデザイン展
- ・ 岡本太郎・美の世界旅行展
- ・ 岡本太郎の手展

d) イベント

	入場者数
ゴジラの映画上映	510 人
メキシコ映画上映「グラン・カジノ」	66 人
ギャラリートーク「岡本太郎の見たメキシコ」	98 人
ニューギニアの歌と踊り	500 人
学校訪問「パプアニューギニアの音とかたち」	860 人
ニューイヤークンサート	130 人
やさしさプロジェクト実行委員会	60 人
合計	2,224 人

e) 講演会関係

	入場者数
シンポジウム「日米ゴジラ対戦」	130 人
ワークショップ「あなたの中の快獣を呼び覚ませ」	50 人
シンポジウム「ゴジラとは何か」	150 人
シンポジウム「ゴジラの未来」	230 人
講演会「美の呪力ニューギニア」	70 人
ワークショップ「竹笛をつくる」	22 人
ワークショップ「ルーシーズ・ファクトリー」	26 人
合計	678 人

f) 調査、研究及び情報の提供

- ・ 年報の発行
- ・ ミュージアムニュースの発行 年 3 回

(4) 監査の結果と意見

川崎市市民ミュージアム

i) 入場者1人当たりコスト

川崎市市民ミュージアムの歳出は679,075千円、歳入は17,169千円、収支差引は661,906千円である。展示室入場者は35,569人であり、展示室入場者1人当たり18,609円のコスト負担となる。総入場者数は85,429人であり、総入場者1人当たりコストは7,748円である。因みに、岡本太郎美術館の展示室入場者1人当たりのコストは3,470円である。

博物館・美術館は収益を第一義とする施設ではないが、100円の入場料を得るのに、市民ミュージアムは3,955円のコスト負担をしている。因みに岡本太郎美術館は839円である。

(川崎市市民ミュージアムの入場者1人当たりコストの推移)

(単位:円)

項目	年度	H12	H13	H14
展示室入場者1人当たりコスト		20,006	25,776	18,609
展示室入場者数		35,522人	27,241人	35,569人
総入場者1人当たりコスト		8,701	7,996	7,748
総入場者数		81,674人	87,814人	85,429人
歳入		14,624,000	16,549,000	17,169,000
歳出		725,288,000	718,717,000	679,075,000
収支差引		710,664,000	702,168,000	661,906,000

政令指定都市 美術館・博物館比較（平成 14 年度）

	川崎市 市民ミュージアム	川崎市 岡本太郎美術館	政令指定都市 10 館平均	政令指定都市 10 館中最高値	政令指定都市 10 館中最低値
入場者数 (人)	35,569	74,725	189,814	538,416	45,792
入場料 (千円)	8,490	28,753	26,952	66,391	1,753
職員数・常勤 (人)	24	11	17	45	7
展示室床面積 (㎡)	5,890	1,862	2,576	4,519	1,088
建築延床面積 (㎡)	19,543	4,994	10,641	26,829	2,416
÷ 職員 1 人当り入場者数 (人)	1,482	6,793	11,391	31,672	4,579
÷ 展示室床面積 100 ㎡当り 入場者数 (人)	604	4,013	7,309	23,369	2,989
÷ 建築延床面積 100 ㎡当り 入場者数 (人)	182	1,496	2,059	7,445	807
÷ 職員 1 人当り入場料 (千円)	354	2,614	1,622	3,760	175
÷ 展示室床面積 100 ㎡当り 入場料 (千円)	144	1,544	1,210	2,775	126
÷ 建築延床面積 100 ㎡当り 入場料 (千円)	44	576	305	884	42

政令指定都市の最高・最低は 10 館の中の最高/最低値を選んだので、項目毎に館名は異なる。

入場者数は展示室入場者数に限定、映画上映等入場者は含まない。

政令指定都市 美術館・博物館 運営状況（平成 14 年度）

項目	館名	仙台市 博物館	千葉市立 郷土博物館	横浜 美術館	名古屋市 美術館	大阪市立 東洋陶磁 美術館	神戸市 小磯記念 美術館	広島市 現代美術館	北九州市立美術 館	福岡市 美術館	福岡市 博物館	10 館 平均
	運営主体	仙台市 教育委員会	千葉市文化課	財団	名古屋市	財団	神戸市	財団	北九州市	福岡市	福岡市	-
入場者数	(人)	141,921	45,792	255,809	538,416	50,516	61,349	112,629	120,008	436,629	135,071	189,814
入場料	(千円)	30,116	1,753	66,391	63,925	18,268	16,844	40,601	13,705	6,145	11,769	26,952
職員数・常勤	(人)	20	10	45	17	10	7	13	13	16	23	17
展示室床面積	(㎡)	3,136	1,390	2,668	2,304	1,088	1,118	2,396	2,961	4,184	4,519	2,576
建築延床面積	(㎡)	10,833	2,416	26,829	7,232	3,922	3,971	9,291	10,664	14,526	16,728	10,641
÷ 職員 1 人当り入場者数	(千円)	7,096	4,579	5,685	31,672	5,052	8,764	8,664	9,231	27,289	5,873	11,391
÷ 展示室床面積 100 ㎡当り入場者数	(人)	4,526	3,294	9,588	23,369	4,643	5,487	4,701	4,053	10,436	2,989	7,309
÷ 建築延床面積 100 ㎡当り入場者数	(人)	1,310	1,895	953	7,445	1,288	1,545	1,212	1,125	3,006	807	2,059
÷ 職員 1 人当り入場料	(千円)	1,506	175	1,475	3,760	1,827	2,406	3,123	1,054	384	512	1,622
÷ 展示室床面積 100 ㎡当り入場料	(千円)	960	126	2,488	2,775	1,679	1,507	1,695	463	147	260	1,210
÷ 建築延床面積 100 ㎡当り入場料	(千円)	278	73	248	884	466	424	437	129	42	70	305

政令指定都市が運営主体となる美術館・博物館を比較対象とした。但し、次のものは除外した。札幌市は該当施設なし（北海道立の美術館は存在）、東京都は人口規模が違いすぎること、広島市郷土博物館は展示面積が 680 ㎡と小規模施設であること（川崎市民ミュージアムは 5,890 ㎡）、北九州自然史・歴史博物館は平成 14 年 11 月開館であり、対象期間が異なることである。

入場者数は展示室入場者に限定、映画上映等入場者は含まない

ii) 政令指定都市の美術館・博物館比較

a) 入場者数の比較分析

「展示室入場者数」は美術館・博物館の利用度、活性度、顧客満足度を計るための最も基本的な指標である。

川崎市市民ミュージアムの平成14年度の展示室入場者数は35,569人である。政令指定都市10館（川崎市市民ミュージアム・岡本太郎美術館を除く）の平均は189,914人である。政令指定都市10館の中で最も少ない千葉市立郷土博物館は45,792人であり、これ以上1万人少ないのが現状である。

「職員1人当り展示室入場者数」は1,482人である。政令指定都市10館平均は11,391人であり、第1位の名古屋市立美術館は31,672人、第2位の福岡市立美術館は27,289人である。名古屋市立美術館は企画展が入場者数増大に貢献している。福岡市立美術館は早くから市民参画型の美術館をめざしており、市民と美術館の垣根が低い美術館である。数値が低い方では第9位の大阪市立東洋陶磁美術館は5,052人、第10位千葉市立郷土博物館は4,579人である。川崎市市民ミュージアムの職員1人当りの入場者数は政令指定都市10館平均の13.0%、最も低い千葉市立郷土博物館の32.2%にしかすぎない。この要因は圧倒的に少なすぎる入場者数、そしてこの少ない入場者数にもかかわらず多い職員数の結果である。

<「展示室床面積100㎡当り展示室入場者数」・「建設延床面積100㎡当り展示室入場者数」について>

美術館・博物館にとって建物の持つ意味は大きい。それを物語るように各地に大きくて立派な美術館・博物館が建設されている。建設費用は一時的であるが、施設のランニングコストは毎年かかり、人件費を始めとして美術館・博物館の主要コストが施設維持コストである。一方、大きな施設を持つことは美術館・博物館にとって展示空間、活動範囲を広げる意味を持つ。これら展示室・建設延床面積100㎡当りの入場者数は美術館・博物館の活性度及びコスト効率を計ることができる。

川崎市市民ミュージアムの展示室床面積100㎡当りの展示室入場者数は604人であり、政令指定都市10館の平均が7,309人である。建設延床面積100㎡当り展示室入場者数は182人であり、政令指定都市10館の平均が2,059人である。川崎市市民ミュージアムの展示室・建設延床面積100㎡当りの展示室入場者数は政令指定都市10館平均の10%程度であり、極端に低い数値となっている。施設空間が利用されていない結果である。

因みに、映画上映等を含む総入場者数でみると、展示室床面積100㎡当りの総入場者数は1,450人、建設延床面積100㎡当りの総入場者数は437人である。

b) 入場料の比較分析

芸術文化は収益を求めるものではないが、住民の福祉の充実を図る意味で費用対効果を高めるための努力をしなければならない。入場料は市民がお金を払ってでも見るべき価値があるという判断の結果であり、施設の存在価値を表わす指標である。

< 「入場料」について >

川崎市市民ミュージアムの平成 14 年度の入場料収入は 8,490 千円であり、政令指定都市 10 館平均は、26,952 千円である。入場料収入第 1 位の横浜美術館は 66,391 千円、第 2 位の名古屋市立美術館は 63,925 千円である。収入の多い美術館は大型企画展を開催している。

< 「職員 1 人当り入場料」について >

川崎市市民ミュージアムの平成 14 年度の職員 1 人当り入場料は 354 千円であり、政令指定都市 10 館平均は 1,622 千円である。第 1 位は名古屋市立美術館の 3,760 千円、第 2 位は広島市現代美術館 3,123 千円である。これらの美術館は人気のある集客が多い展覧会を開催している結果である。一方、福岡市美術館のように入場者数は 436,629 人を集客しているにもかかわらず、職員 1 人当り入場料は 384 千円と低い。これは福岡市美術館が入場料無料の市民参画型の展覧会を数多く開催していることによるのであろう。川崎市市民ミュージアムのように入場者数も入場料も低いということは、美術館として活性化していない結果である。

< 「展示室床面積 100 m²当り入場料」・「建設延床面積 100 m²当り入場料」について >

前述したように美術館・博物館の主要コストの 1 つ、施設ランニング費用対収入を見る指標である。川崎市市民ミュージアムの「展示室床面積 100 m²当り入場料」は、144 千円であり、政令指定都市 10 館平均は 1,210 千円である。川崎市市民ミュージアムの 8.4 倍の入場料である。川崎市市民ミュージアムの「建設延床面積 100 m²当り入場料」は、44 千円であり、政令指定都市 10 館平均は 305 千円である。川崎市市民ミュージアムの 6.9 倍の入場料である。川崎市市民ミュージアムは入場料収入が低いにもかかわらず、施設ランニングコスト負担の大きい美術館といえる。

iii) 顧客満足度からの分析

顧客満足度は、入場者が美術館・博物館に満足したか、不満かを把握する総合的な評価であり、主観評価が中心となる。美術館・博物館にとっては重要な指標である。

因みに平成 13 年度全国約 70 館の美術館・博物館の顧客満足度調査では評価大項目は 4 つ、「立地環境」、「施設」、「作品・展示」、「運営」に分けられ、小項目は約 30 に分けられており、評価は 70 点以上が合格点となる。

今回は、入場者の顧客満足度調査は行なわれなかったので、監査人として、独自に分析評価した。「立地環境」、「施設」、は他施設と同じ程度と推測されるが、「作品・展示」、「運営」については、常設展示品が長年変わら

ないこと、人気のある企画展が開催されていないこと、イベントが少ないこと、ミュージアムショップがオリジナル性に乏しいことを考え、合格点である70点を確保することは難しいと推測する。実際に、入場者の顧客満足度調査を実施することなどを検討されたい。

岡本太郎美術館

i) 入場者1人当たりコスト

岡本太郎美術館の歳出は294,378千円、歳入は35,103千円、収支差引は259,275千円である。展示室入場者数は74,725人であり、入場者1人当たり3,470円のコスト負担となる。川崎市市民ミュージアムは、18,609円である。

100円の入場料を得るのに839円のコスト負担をしている。因みに川崎市市民ミュージアムは3,955円である。

(岡本太郎美術館の入場者1人当たりコストの推移)

(単位：円)

項目	H12	H13	H14
入場者1人当たりコスト	3,514	3,867	3,470
展示室入場者数	81,369人	70,979人	74,725人
歳入	38,982,000	30,475,000	35,103,000
歳出	324,899,000	304,963,000	294,378,000
収支差引	285,917,000	274,488,000	259,275,000

ii) 政令指定都市の美術館・博物館比較

a) 展示室入場者数の比較分析

岡本太郎美術館の平成14年度の展示室入場者数は74,725人であり、政令指定都市10館(川崎市市民ミュージアム・岡本太郎美術館を除く)の平均である189,914人と比べると、大幅に少ない。岡本太郎美術館と同様に館の性格を絞った大阪市立東洋陶磁美術館は50,516人、神戸市小磯記念美術館は61,349人であり、これらと比べると決して低いとは言いきれない。「展示室床面積100㎡当り入場者数」は4,013人であり、政令指定都市10館平均は7,309人である。「建設延床面積100㎡当り入場者数」は1,496人であり、政令指定都市10館平均は2,059人である。10館の順位では5番目となり、岡本太郎美術館の展示室及び建設延床面積100㎡当り入場者数は政令指定都市の美術館・博物館の中では平均の巾の中に位置する。

b) 入場料の比較分析

岡本太郎美術館の「入場料」は28,753千円であり、政令指定都市10館平均は26,952千円であり、6.7%上回っている。

「職員1人当り入場料」は2,614千円であり、政令指定都市10館平均は1,622千円であり、61.2%上回る。「展示室床面積100㎡当り入場料」は1,544千円であり、政令指定都市10館平均からは1,210千円であり、27.6%上回る。「建設延床面積100㎡当り入場料」は576千円であり、政令指定都市10館平均は305千円であり、1.9倍である。岡本太郎美術館の入場料は政令指定都市10館平均を上回り、上位グループに位置する。

iii) 顧客満足度からの分析

川崎市市民ミュージアムで前述したとおり、入場者の主観評価が中心となる美術館・博物館にとって、顧客満足度は重要な指標である。今回は、入場者の顧客満足度調査は行なわれなかったため監査人として独自に分析評価した。

「立地環境」は他施設と同じ程度と推測されるが、「施設」は、床、壁、天井の造作に加え、色彩と映像を使い独自の空間を形成している。「作品・展示」は、岡本太郎という作家の卓越性によるところが大きいが、企画展の作り方に優れ、社会的なアピール度が高い。「運営」は、イベントが数多く、かつ、個性的である、レストランのメニューは月並みであること等が挙げられる。

総合評価として合格点を上回る 70 点を上回ると推測する。実際に、入場者の顧客満足度調査を実施することを検討されたい。

(5) 管理運営施設がかかえる問題と対応

川崎市市民ミュージアム

i) 計数的分析のまとめ

川崎市市民ミュージアムを「入場者 1 人当たりコスト」、「入場料 100 円にかかるコスト」で岡本太郎美術館と比較分析した。

	川崎市市民ミュージアム	岡本太郎美術館
入場者 1 人当たりコスト	18,609 円	3,470 円
入場料 100 円にかかるコスト	3,955 円	839 円

- ・ 入場者 1 人当たりのコストが 18,609 円、入場料 100 円にかかるコストが 3,955 円である。因みに岡本太郎美術館は、入場者 1 人当たりコストが 3,470 円、100 円の収入にかかるコストが 839 円である。

川崎市市民ミュージアムを「入場者数」、「入場料」で政令指定都市の美術館・博物館と比較分析した。

	川崎市市民ミュージアム	政令指定都市 10 館平均
展示室入場者数	35,569 人	189,814 人
職員 1 人当たり入場者数	1,482 人	11,391 人
展示室床面積 100 m ² 当り入場者数	604 人	7,369 人
入場料	8,490,000 円	26,952,000 円
職員 1 人当たり入場料	354,000 円	1,622,000 円

- ・ 職員 1 人当たり入場数は 1,482 人、政令指定都市 10 館平均が 11,391 人であり、13.0%にしか過ぎない。民間美術館の場合、職員 1 人当たり 10,000 人が最低の採算ラインである。
- ・ 展示室床面積 100 m² 当り展示室入場者数は 604 人、政令指定都市 10 館平均が 7,309 人であり、8.3%に過ぎない。
- ・ 職員 1 人当たり入場料は 354 千円、政令指定都市 10 館平均が 1,622 千円であり、21.8%にしか過ぎない。

ii) 今後の対応方向

a) 市民ミュージアムの再生に向けて

川崎市市民ミュージアムは、民間企業であるならば倒産という状態である。この状態は、放置しておいても、改善どころか更なる悪化を招くだけであろう。

市民ミュージアムのスタッフだけで現在の状況を改善するのは困難であり、例えば東京都現代美術館、東京都写真美術館のように、民間から館長等を登用することも考えられる。

例えば、再生委員会を設置し、市民ミュージアムの再生の余地を次の項目をもって検討することが必要と思われる。

b) 基本テーマ・コンセプトの新設

いかに広報活動をして、現在の常設展の内容では市民に訴える要素は少なく集客は困難であろう。その裏に、15年前に作られた基本コンセプト「博物館」と「映像センター」「美術館」の9分野の融合が現在では形骸化している可能性がある。したがって、新しい基本テーマを探る必要がある。例えば、かつての日本の産業を支えた川崎市を考えると、産業と生活、企業と市民を結ぶ材料として、工業デザイン、商業デザイン、生活デザインを取扱うデザインミュージアム等が考えられる。

c) 収入の増加と人員数の削減

職員1人当たり入場者数1,482人、職員1人当たり入場料354千円の低さをもたらしているのは、入場料が少ないこと、職員数が多いことである。

職員数は現在、嘱託を含め40人であるが、政令指定都市10館平均及び民間美術館と比べると、半数の職員で可能と考えられる。

9分野の中では、他の都市では取扱わない川崎市の歴史部門を残し、後は白紙にすることも考えられる。

研究については、費用と時間の中で目的を絞って行なうべきである。

収入の基本は入場料であるが、企画展、イベントの予算が必要である。国立の美術館・博物館が独立行政法人になり活性化している。これは、独立行政法人になって収支の考え方ができるためになったことが大きい。川崎市市民ミュージアムも、収支の考え方を取り入れるべきであり、コストカットだけではミュージアムは活性化しない。ミュージアムショップは民間美術館の収益の柱であり、川崎市市民ミュージアムはオリジナル商品を多くして、収入の増加を図ることも1つの方策である。

岡本太郎美術館

i) 計数的分析のまとめ

岡本太郎美術館を「入場者1人当りコスト」、「入場料100円にかかるコスト」で川崎市市民ミュージアムと比較分析した。

	岡本太郎美術館	川崎市市民ミュージアム
入場者1人当りコスト	3,470円	18,609円
入場料100円にかかるコスト	839円	3,955円

- ・ 岡本太郎美術館の1人当りコストは3,470円であり、川崎市市民ミュージアムの18.6%である。入場料100円にかかるコストは839円であり、川崎市市民ミュージアムの21.2%のコスト負担である。

岡本太郎美術館を「入場者数」、「入場料」で政令指定都市の美術館・博物館と比較分析した。

	岡本太郎美術館	政令指定都市 10 館平均
展示室入場者数	74,725 人	189,814 人
職員 1 人当り入場者数	6,793 人	11,391 人
展示室床面積 100 m ² 当り入場者数	4,013 人	7,309 人
入場料	28,753,000 円	26,952,000 円
職員 1 人当り入場料	2,614,000 円	1,622,000 円

- ・ 岡本太郎美術館の入場者数、入場料の各種指標は政令指定都市 10 館平均の中に位置し、入場料については上位グループに位置する。

ii) 今後の対応方向

美術館・博物館は生き物であり、日々努力が必要である、巨大装置産業である美術館・博物館は一度評価を下げると、回復することは大変難しい。施設の老朽化対策を早めに着手していただきたい。企画展・イベントは継続的に行うことが大切である。岡本太郎の作品を中心において展示空間が構成されており、床、壁、天井を含め、色彩、映像を駆使した美術館は日本の中で特異であり、これらの特色は川崎市より全国発信できるものである。今後とも、岡本太郎の作品の魅力を引き出す活動をしていただきたい。美術館活動の広報、レストランメニュー等を含め、エンタテインメントミュージアムとして更なる工夫努力をしていただきたい。

1 1 .生涯学習振興事業団

(1) 設立目的

生涯学習に関する講座、講演会の開催、情報の収集、整理及び提供、各種相談及び調査研究などを行うとともに、生涯学習施設の弾力的な管理運営を行い、もって市民の健康で生きがいのある創造性と個性を生かせる活力ある川崎市の地域生涯学習型社会の形成と振興に寄与することを目的として平成 2 年に設立された。施設提供事業、かわさき市民アカデミーの運営、各種講座の開催（パソコン、陶芸、スポーツ）の 3 本を柱とする独自自主事業及び川崎市からの受託事業（学校開放事業等）、受託施設事業（体育施設、青少年施設）を行っている。

(2) 事業概要

平成 14 年度収支計算書総括表
(表 1)

(単位：千円)

	一般会計	特別会計	合計
・収入の部			
1 . 基本財産運用収入	1,787		1,787
2 . 事業収入	56,873	53,134	110,008
(1) 授業料等収入	56,873		
(2) 受講料収入		19,084	
(3) 施設使用料収入		34,050	
3 . 補助金収入	965,191		965,191(1)
4 . 受託事業収入	107,342		107,342
(1) 学校開放事業収入	93,136		
(2) システム事業収入	5,019		
(3) 生涯現役 IT 事業収入	9,187		
5 . 受託施設運営収入	545,210		545,210
6 . 雑収入	4,604	4,021	8,626
(1) 広告料収入	55		
(2) 受取利息	416		
(3) 雑収入	4,132	4,021	
7 . 敷金・保証金戻り収入	60		60
8 . 繰入金収入		70,545	70,545
当期収入合計	1,681,069	127,702	1,808,772
前期繰越収支差額	4,575		4,575
収入合計	1,685,645	127,702	1,813,347
・支出の部			
1 . 事業費	152,003	127,702	279,705
(1) 市民アカデミー運営費	104,162		
(2) 青少年活動事業費	10,534		
(3) 情報提供費	8,883		
(4) 調査研究費	223		
(5) 相談費	10,737		
(6) その他事業費	17,461		
(7) 講座事業費		21,338	
(8) 施設提供費		106,364	

2. 受託事業費	107,742		107,742
(1) 学校開放事業費	93,136		
(2) システム事業費	5,019		
(3) 生涯現役 IT 事業費	9,587		
3. 受託施設事業費	545,210		545,210
(1) 青少年施設費	133,190		
(2) 体育施設費	412,020		
4. 一般管理費	802,822		802,822
5. 固定資産取得支出	2,005		2,005
6. 繰入金支出	70,545		70,545
7. 特定預金支出	384		384
当期支出合計	1,680,714	127,702	1,808,417
当期収支差額	355		355
次期繰越収支差額	4,930		4,930

(1) 市からの補助金 965,191 千円のうち、事業費補助金が 256,329 千円、人件費補助金が 708,862 千円である。

過去 3 年の職員数及び人件費の推移

(表 2)

(単位：人/千円)

区分	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業団役員	2	10,059	2	11,380	2	10,312
市派遣職員	48	562,597	46	535,785	48	547,083
事業団 ^ア 職員	1	5,918	1	6,224	1	6,511
非常勤嘱託職員	104	274,208	102	263,345	106	270,373
合計	155	852,783	151	816,736	157	834,281

独自事業

(表 1) 「平成 14 年度収支計算書総括表」より、平成 14 年度の事業費が重点的に配分されている主な独自事業は(表 3)の) ~) の 4 事業である。いずれも市民の自主的な学習活動を支援し、学習機会の提供を行うための事業として実施しており、その内容は幅広い市民各層を対象としている。

(表 3) 主な独自事業

(単位：千円)

	H14 年度 事業費	職員数 (H14.3.1 現在)	事業の概要
) 施設提供事業	106,364	市派遣職員：1 人 嘱託職員：9 人	生涯学習プラザ・新百合 21 ビルにおける施設提供
) 市民アカデミーの運営	104,162	市派遣職員：2 人 財団職員：1 人 嘱託職員：13 人	市民アカデミーの各種講座、演習の開催
) 資格取得講座事業	21,338	嘱託職員：3 人	国家資格取得のための各種教室開設(但し、平成 15 年度より廃止)
) 各種講座の開催	17,461	市派遣職員：2 人 嘱託職員：3 人	パソコン教室、スポーツ教室、陶芸教室等の開催
) その他	30,380	市派遣職員：2 人 嘱託職員：9 人	・生涯学習に関して来訪者の相談にあたりるとともに、

			学習・文化に関わるイベント等収集提供 ・小中学生を対象としたマ- キャンプの開催等
役員及び 管理担当（経理総務）		市派遣職員：6人 嘱託職員：8人	
合計	279,705	市派遣職員：13人 財団職員：1人 嘱託職員：45人	

市からの受託事業及び受託施設事業

生涯学習振興事業団では、川崎市が行う生涯学習関連事業の受託（受託事業）や川崎市が設置する生涯学習施設の管理運営の受託（受託施設事業）を行っている。

（表4）受託事業及び受託施設事業

（単位：千円）

受託事業	H14年度 事業費	市からの 受託収入	職員数 (H14.3.1現在)	事業の概要
学校開放事業	93,136		嘱託職員：1人	市内小中学校の施設を開放、指導員を配置する等。
システム事業	5,019		嘱託職員：2人	生涯学習に関する情報を収集し、市内42ヶ所の生涯学習関連施設に設置した「ふれあいネット」を通じて情報を提供する。
生涯現役IT事業費	9,587		嘱託職員：3人	平成15年度からは市の方針により受託されない。
受託事業合計	107,742	107,342	嘱託職員：6人	
受託施設事業 (青少年施設)				
八ヶ岳少年自然の家	58,661		市派遣職員：4人 嘱託職員：7人	
青少年創作センター	20,418		市派遣職員：2人 嘱託職員：2人	
黒川野外活動センター	15,855		嘱託職員：4人	
青少年の家	38,254		市派遣職員：5人 嘱託職員：3人	
受託施設事業計 (青少年施設)	133,190			
受託施設事業 (体育施設)				
とどろきアリーナ	269,204		市派遣職員：9人 嘱託職員：13人	
川崎市体育館	40,666		市派遣職員：5人 嘱託職員：6人	

幸スポーツセンター（ 1 ）	29,005		市派遣職員：4人 嘱託職員：9人	
石川記念武道館（ 1 ）	14,242			平成 15 年度から 川崎市体育協会へ 委託替え。
高津スポーツセンター	30,833		市派遣職員：3人 嘱託職員：5人	
麻生スポーツセンター	28,068		市派遣職員：3人 嘱託職員：5人	
受託施設事業計 （ 体育施設 ）	412,018			
受託施設合計	545,210	545,210	市派遣職員：35人 嘱託職員：54人	

（ 1 ） 幸スポーツセンターの市派遣職員は石川記念武道館の業務と兼務している。

（ 3 ） 効率性

独自事業

i) 施設提供事業

a) 川崎市生涯学習プラザについて

川崎市生涯学習プラザは、JR 南武線・東急東横線の「武蔵小杉」駅から徒歩 12 分に位置する、地下室から地上 4 階までの 5 フロアからなるビルである。土地及び建物は川崎市の所有のため、事業団が市からの補助金の中から、年間 53 百万円の賃借料を支払って借用している。駅から離れているという立地的な悪条件もあり、（表 6）のように稼働率は比較的低水準を推移している。（表 5）の 8 部屋について、一部市民アカデミーや各種講座（パソコン、陶芸、スポーツ）の教室として利用するほかは、各種講演会、会議、研修、スポーツのために所定の利用料を徴収して一般利用者へ貸し出している。



（生涯学習プラザ概観図）

・提供対象の部屋及び施設利用料

施設利用料は（表 5）のように部屋の種類及び時間ごとに設定されている。利用料は、生涯学習プラザ（旧労働福祉会館）が神奈川県より川崎市に譲渡され、市の施設としてオープンした平成 10 年以降一切改定は行われていない。利用料設定の方針は、平成 10 年当時の武蔵小杉周辺の財団運営類似施設である「中小企業婦人会館」等の利用料に準じる金額としており、施設運営の投資コストを回収するためにはいくらの利

用料の獲得が必要であるかという観点から決定されているわけではない。よって、民間類似団体に比して非常に安価な利用料となっており、市民のためのサービス度合が高いといえる。

(表5)

	定員等	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	夜間 17:30-21:00	全日 9:00-21:00
401 大会議室	144 人	6,000 円	7,000 円	8,000 円	21,000 円
402 フィットルーム	214m ²	2 時間 2,500 円	延長 1 時間 1,000 円		12,500 円
301 会議室	72 人	3,000 円	4,000 円	5,000 円	12,000 円
302 多目的ルーム	124m ²	2 時間 2,500 円	延長 1 時間 1,000 円		12,500 円
201 会議室	72 人	3,000 円	4,000 円	5,000 円	12,000 円
202 会議室	30 人	2,500 円	3,000 円	3,500 円	9,000 円
203 会議室	16 人	3,000 円	4,000 円	5,000 円	12,000 円
204 和室	10 畳/12 畳	2,500 円	3,000 円	3,500 円	9,000 円
(注) ・ 土日祝日は 2 割増 ・ 営利目的の研修会・講習会・商品説明会は 5 割増 ・ 物品の販売を目的とするものは 10 割増 ・ 入場料を徴収する催事・公演は 5～20 割増					

・稼働率(算定方法は、利用件数 注1 / 開館日数 × 貸出区分)

各部屋の稼働率は以下のような 50%以下を中心とした低水準で推移しているのが現状である。平成 14 年度において、稼働率が 50%を超えているのは、301 会議室の一室のみである。また、生涯学習プラザの利用状況の特徴としては、利用は平日日中に集中しており、土日や平日夜間の稼働率が低くなっている。今後、より多くの市民に利用してもらうためには、常に広報に努めながら、投資効果を考えるとともに、効率的な施設提供事業を行っていくことが急務である。現在、施設利用の申し込み方法が窓口方式なので、パソコンなどによる電子方式の導入を検討する必要がある。しかしながら、稼働率の低さがこれら事業団の広報不足によるものではない、市民のニーズの欠如またはニーズとの不一致という根本的問題であれば、貸室数の縮小、閉鎖も視野に入れる必要がある。

(表6)

		H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	
		稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	利用件数 注 2
401 大会議室	貸室及び講座 利用として稼 働	21.3%	34.4%	37.5%	30.5%	39.4%	354
301 会議室		25.7%	42.0%	48.9%	38.7%	52.6%	472
201 会議室		33.7%	39.9%	39.0%	33.3%	40.4%	363
202 会議室		32.7%	41.6%	34.6%	28.8%	32.9%	295
203 会議室		21.3%	36.6%	26.3%	24.1%	33.2%	298
204 和室	貸室としての み稼働	9.0%	12.6%	15.1%	11.8%	12.5%	112
302 多目的ルーム		39.7%	45.1%	41.4%	42.7%	42.9%	770
402 フィットルーム	貸室及び講座 利用として稼 働	23.2%	49.3%	50.7%	30.5%	39.4%	1,173

注1 利用件数には、貸し出し以外の市民アカデミー等の各種講座による教室利用も含む。401・301・201・202・203・402の約半分程度は教室としての利用であり、204・302はすべて貸し出しに供している。

注2 会議室・和室の利用件数は午前・午後・夜間を各1件として積算。多目的ルーム・フィットネスクラブについては、2時間単位を1件として積算。

b) 新百合21ビルについて

新百合21ビルは、小田急線の「新百合ヶ丘」駅から徒歩2分に位置する。川崎市が三菱信託銀行・りそな銀行との間で土地信託契約を結んでおり、事業団は新百合21ビルの地下2階フロアのみを年間106百万円の賃借料で三菱信託銀行から賃貸して事業を行っている。地下2階以外の各フロアについては、事業団以外の民間や市関連団体に貸し出されているという状況である。駅に隣接しているという立地的な好条件もあり、平成14年度までは比較的安定した稼働率で推移している。(表7)の6部屋について、多目的ホールの一部を市民アカデミーの教室として利用するほか、各種講演会・発表会・会議・研修会のために所定の利用料を徴収して、一般利用者へ貸室として開放している。



(新百合21ビル概観図)

・提供対象の部屋及び施設利用料

施設利用料は(表7)のように部屋の種類及び時間ごとに設定されている。利用料設定の方針は、前述の生涯学習プラザと同様である。

(表7)

	定員	面積	午前 9:00- 12:00	午後 13:00- 17:00	夜間 17:30- 21:00	全日 9:00- 21:00	延長 21:00- 22:00
多目的ホール	450人	568m ²	9,000円	14,000円	17,000円	40,000円	5,100円
第1会議室	40人	82m ²	4,500円	6,500円	8,500円	19,500円	2,500円
第2会議室	20人	86m ²	4,500円	6,500円	8,500円	19,500円	2,500円
第1研修室	24人	34m ²	2,000円	2,500円	3,000円	7,500円	900円
第2研修室	30人	45m ²	2,000円	2,500円	3,000円	7,500円	900円
第3研修室	30人	45m ²	2,000円	2,500円	3,000円	7,500円	900円

- (注) ・土日祝日は2割増
 ・営利目的の研修会・講習会・商品説明会は5割増
 ・物品の販売を目的とするものは10割増
 ・入場料を徴収する催事・公演は5～20割増

・稼働率(算定方法は、利用件数 注1 / 開館日数 × 貸出区分)

各部屋の稼働率は以下のように一部(第1会議室、第2会議室)が50%以下の低水準であるものの、それ以外は概ね50%以上の安定した水準で推移している。多目的ホールについては、ごく一部を市民アカデミーの講座で教室として利用している以外は貸室として利用しているが、日によっては抽選になるほどの人気があり、高稼働率となっている。また、新百合21ビルの利用状況の特徴としては、利用は夜間・土日に集中しており、平日日中の稼働率が低くなっている。但し、平成14年度まで新百合21ビルで教室運営していた「資格取得支援事業」の廃止に伴い、平成15年度からは多目的ホール以外の部屋の稼働率に対しては、落ち込みが少なからず見込まれる。

(表8)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	
	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	稼働率	利用件数 注2
多目的ホール	64.0%	59.3%	65.2%	65.1%	74.1%	734件
第1会議室	28.6%	27.1%	35.5%	37.8%	39.7%	410件
第2会議室	23.9%	22.7%	27.8%	36.1%	28.4%	293件
第1研修室	64.4%	63.9%	61.1%	59.6%	60.6%	625件
第2研修室	58.6%	60.4%	56.2%	56.2%	57.4%	592件
第3研修室	57.8%	57.5%	57.6%	60.7%	62.0%	640件

注1 平成14年度までは、多目的ホールのごく一部を市民アカデミーの教室利用として、会議室を「資格取得支援事業」の教室として稼働する他は、すべて貸室として稼働していた。しかしながら、平成15年度からは、「資格取得支援事業」の廃止に伴い、会議室は貸室専用となっている。

注2 利用件数は、午前・午後・夜間を各1件として積算。

c) 施設提供事業のコスト分析

生涯学習プラザ及び新百合21ビルの貸室事業に関するコストについて、事業団において、主要な固定費を面積按分(事業団算定の貸し館割合により)することによって算定したのが(表9)である。生涯学習プラザの収支は56,729千円のマイナス、新百合21ビルの収支は129,700千円のマイナスとなる。また、生涯学習プラザは収入の8.4倍の赤字、新百合21ビルは4.7倍の赤字が発生していることとなる。新百合21ビルに関しては、稼働率は比較的安定的であるものの、人件費のほかに多額の賃借料及び光熱水費がかかることは今後の課題となる。また、生涯学習プラザについては、川崎市の所有であるため補助金と賃借料が相殺されるものの、稼働率の低さが今後の課題となる。よって、両館をとものに貸館として稼働し続けることの意義について再考が必要である。

(表9)

(単位：千円)

	施設提供事業	
	生涯学習プラザ	新百合21ビル
施設利用料収入	6,714	27,336
施設提供に係る経費		
賃借料(貸室部分面積で按分)	26,464(1)	93,021(2)
委託料(貸室部分面積で按分)	8,882	30,825
人件費(直接携わっている担当者レベルのみ)	19,321	11,978
光熱水費負担金(貸室部分面積で按分)	5,230	18,103
その他経費	3,546	3,109
合計	63,443	157,036
収支	56,729	129,700

- (1) 生涯学習プラザの年間賃借料 53,247,947 円 × 49.7% (貸館割合)
= 26,464,229 円
- (2) 新百合21ビルの年間賃借料 105,950,880 円 × 87.8% (貸館割合)
= 93,021,872 円

ii) 市民アカデミーの運営

a) 市民アカデミーの概要

市民アカデミーは、市民が生涯にわたる学習と社会参加を通して、より豊かな人生を開拓し、積極的に生きることを支援するとともに、新たな文化と活力ある地域社会の創造をめざす市民のための学習機会を提供することをめざし、平成5年より開校された。

市民アカデミーでは、研究系・表現系・生活系の3つの系を設置している。市民アカデミーは、会員制をとっており、会員になると、研究系4コース・表現系3コース・生活系2コース・1年コースの計9コースの中から所属コースをひとつを選択することとなる。所属コースの修学期間は2年間(4学期)で、1学期は13~14週である。会員期間は5年間あるため、所属コース以外の学習は2年間にこだわらず進めることが出来る。所属コースの学習は、講義中心の「講座」と「演習」(基本的には、「講座」は80分「演習」は120分)を同じ日に連続して実施する。この講座と演習が必修となる。所属コース以外の「講座」と「演習」は選択科目として自由に受講できる。「講座」や「演習」の単位認定の基準は出席日数で、アカデミー修了に必要な単位は60単位で、その内訳は次の通りである。

また、会員にならずに、聴講生という受講形態もある。聴講生は特に関心のある講座だけを受講できる制度で、毎学期(2月、7月)に募集となる。

・コース内容

(表10)

	課程	単位数(系)		備考
必修	所属コースの「講座」	3単位×4学期	12	毎学期受講
	所属コースの「演習」	3単位×4学期	12	毎学期受講
	研究課題・制作	2単位×4学期	8	毎学期毎に「学習計画・学習報告書」で報告。

	社会活動	2 単位 × 4 学期	8	毎学期に自分が行った社会活動や学習した社会活動について「社会活動の記録」で報告。
選択・必修	川崎学講座	1 講座・2 単位 (2 講座以上)	4	市民アカデミー独自の講座で、4 単位が修了に必要な
選択	上記以外の講座及び演習	1 講座・2 単位	16 以上	
		合計	60 以上	

(注) 会員の入会は各年度一回で、前年度の 2 月半ばで締め切りとなる。
 対象：18 歳以上 各コース 20 人
 入会金：2 万円 (市内在住在勤でない人は 3 万円)
 受講料：所属コースの講座と演習で 1 学期 1 万円
 選択講座と演習は 1 講座 5 千円

・平成 14 年度開催講座数

(表 11)

前期	講座数
講座	24 講座 × 14 回 1 講座 × 17 回 1 講座 × 10 回 3 講座 × 6 回
演習	17 演習 × 14 回
前期合計	46 講座 (演習) で計 619 回
後期	
講座	24 講座 × 14 回 1 講座 × 10 回 3 講座 × 6 回
演習	17 演習 × 14 回
後期合計	45 講座 (演習) で、602 回
通期合計	91 講座 (演習) で、計 1,221 回

b) 市民アカデミー開講以来の「受講登録者」数 (1) の推移

(表 12)

(単位：人)

	講座	演習	合計
H5 年度	445	105	550
H6 年度	1,415	213	1,628
H7 年度	1,647	541	2,188
H8 年度	1,845	515	2,360
H9 年度	2,410	563	2,973
H10 年度	2,598	605	3,203
H11 年度	3,003	636	3,639
H12 年度	3,424	753	4,177
H13 年度	3,770	808	4,578
H14 年度	4,331	906	5,237
合計	24,888	5,645	30,533

- (1) 「受講登録者」とは例えば、同一の受講生が前期 1 講座、後期 1 講座を受講した場合には、2人とカウントされる。

c) 市民アカデミー事業のコスト

平成 14 年度における市民アカデミー事業のコストについて、事業団では(表 13)のように算定している。(表 13)では講師謝金、事務経費、賃借料(市民アカデミーでの利用件数割合 35%で按分)及びアカデミー事業に直接関与している職員の人件費等を積算している。その結果、総費用 221,144 千円となり、授業料収入が 35,680 千円のため、収支差額は 185,464 千円のマイナスとなる。また、総費用 221,144 千円をもとに、平成 14 年度の 1 講座あたり費用及び受講登録者 1 人 1 講座あたりに係る費用を(表 14)において算定した結果、1 講座あたり費用は 2,430 千円、受講者 1 人 1 講座あたり費用は 42,200 円(なお、受講料収入控除後の受講者 1 人 1 講座あたり負担額は 35,414 円)と算定された。

この金額を高いか安いか判断することは、この費用により市民全体の利益にどれほど還元されているかが問題となる。個々の受講者の利益となっていることは明らかであるが、毎年度の受講者のべ人数が 4,000 人~5,000 人であることを鑑みると、それ以外の 120 万人以上の市民への還元がどれほどあるかが問題となる。市民全体の利益よりも受講者個人の利益に傾いている状況であれば、受益者である各受講者の受講料等の負担を重くしていくことも検討する必要がある。

また、平成 14 年度における受講者 1 人あたりの年間平均受講講座数が 3.8 講座であることを加味すると、受講者 1 人あたりにかかるコストは 160,360 円(42,200 円×3.8 講座)となる。

(表 13) 平成 14 年度の市民アカデミー事業のコスト

(単位：千円)

	市民アカデミー事業
市民アカデミー授業料収入	35,680
市民アカデミー事業に係る事業費	
諸謝金(講師謝礼等)	54,340
印刷費等事務経費	11,069
生涯学習プラザ施設管理費(35%)(1)	28,556
賃借料	(53,247)
光熱水費	(10,524)
清掃等管理費	(17,820)
新百合 21 ビル(35%)(1)	48,489
賃借料	(105,951)
光熱水費	(20,619)
清掃等管理費	(11,970)
人件費(諸手当、福利厚生費含む)	78,690
学習事業室の市派遣職員 2 名	(25,917)
学習事業室の財団職員 1 名	(7,528)
学習事業室の非常勤初嘱託職員 13 名	(34,708)
役員・総務室分	(10,537)
合計	221,144
収支	185,464

- (1) 事業団では、生涯学習プラザ及び新百合 21 ビルのアカデミー利用件数割合を 35%と想定している。

(表 14) 受講者 1 人あたりのコストの年度推移

年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
受講登録者数 A	3,639 人	4,177 人	4,578 人	5,237 人
講座数 B				91 講座
総全体費用 C (千円)	208,514	215,851	225,665	221,144
授業料収入 D (千円)	24,226	28,686	31,012	35,680
収支差額 E (D - C) (千円)	184,288	187,165	194,653	185,464
1 講座あたりコスト (千円) (C / B)				2,430
1 人、1 講座あたりのコスト (C / A)	57,300 円	51,700 円	49,300 円	42,200 円
1 人、1 講座あたりの収支差額 (E / A) (授業料控除後の 1 人・1 講座当りの コスト)	50,642 円	44,808 円	42,519 円	35,414 円

iii) 各種講座の開催 (パソコンセミナー・スポーツ教室・陶芸教室)

a) パソコンセミナー

初級者から中級者程度を対象として、広く市民にパソコンの知識・基本的な技術を学ぶ機会を提供する。平成 14 年 7 月に川崎市 IT 講習が終了することを踏まえて、平成 14 年 5 月よりスタートした。1 クラスの定員が 15 人で 2 名講師体制の教室運営となっている。

・平成 14 年度コース内容

(表 15)

講座名	講座数	時間	受講料	内容
初級ステップアップ	22 講座	2 日 (計 12 時間)	12,000 円	ワード・エクセルの基本操作、インターネット、Eメールの応用。
ワード中級	15 講座	2 日 (計 12 時間)	12,000 円	ワードの様々な編集機能。
エクセル中級	11 講座	2 日 (計 12 時間)	12,000 円	表作成の応用、よく使う関数。
初めての HP 作成講座	9 講座	2 日 (計 12 時間)	12,000 円	簡単な HP 作成。
合計	57 講座			

・平成 14 年度受講者数

(表 16)

講座名	受講者
初級ステップアップ	303 人
ワード中級	169 人
エクセル中級	116 人
初めての HP 作成講座	88 人
合計	676 人

・コスト分析

パソコンセミナー運営に係る事業費及び人件費を集計した結果、平成 14 年度における総費用は 27,490 千円となり、これを授業料収入から差し引くと、収支は 19,378 千円のマイナスとなる。また、1 講座あたりの費用に換算すると約 482,000 円 (27,490 千円 ÷ 57 講座) となる。また、受講者 1 人あたりの費用に換算すると約 40,600 円 (27,490 千円 ÷ 676

人)となる(なお、受講料収入控除後の受講者1人あたりのコスト負担は28,600円となる。)

パソコンセミナーは、民間でも同様の教室が多数存在することから、これを民間教室の授業料と比較し、当事業団が市からの補助金のもとに運営する必要性について検討する必要がある。

(表17)

(単位:千円)

パソコンセミナー事業	
パソコンセミナー授業料収入	8,112
パソコン教室運営にかかる費用	
事業費(印刷製本費、委託料等)	6,697
直接人件費	12,958
間接費概算額(1)	7,835
合計	27,490
収支	19,378

(1) 間接費の概算方法については、市民アカデミー事業のコストを検討した基礎データをもとに(表13)、直接費(諸謝金及び印刷費等事務経費)に対する固定費(施設管理費)の割合を参考にした。下表より当該割合が1.17と算定されたことから、パソコンセミナーにかかる間接費は7,835千円(6,697千円×1.17)と概算した。

(表18)

(単位:千円)

市民アカデミー事業	
市民アカデミー事業に係る事業費	
直接費	
諸謝金(講師謝礼等)	54,340
印刷費等事務経費	11,069
直接費合計	65,409
固定費	
生涯学習プラザ施設管理費	28,556
新百合21ビル	48,489
間接費合計	77,045
間接費÷直接費	1.17

・民間Aスクールとの比較

生涯学習振興事業団の事業として行っているパソコンセミナーは、講師を内部で育成できずに外部に委託していることが原因のひとつとなり、高コストになっている。参考までに最も初歩のコースを例に民間のAスクールの受講料との比較を行ったところ以下のような結果となった。生涯学習振興事業団のスクールは民間に比べて受講料単価が半額以下であり、広く市民に手軽にパソコンを学ぶ機会を与えるという趣旨に適ったものとなっている。しかしながら、一方ですでに算定したように費用概算が1人あたり1講座(12時間)40,600円のコスト負担になっていることから、市が直営で民間スクールへ直接に委託を行えば、効率化される可能性もある。

(表 19)

	講座名	回数	受講料	1人当り 費用概算	内容
事業団	初級ステップアップ	2日 (12時間)	12,000円	40,600円	ワード・エクセルの基本操作、インターネット、Eメールの応用。
Aスクール	パソコン初心コース	12回 (18時間)	48,000円		ワードを中心にパソコンの初歩を学ぶ

(表 20) (民間 A スクールのコース例)

講座名	回数 (1)	受講料	内容
パソコン初心コース	12回 (計18時間)	48,000円	ワードを中心にパソコンの初歩を学ぶ
パソコン表計算基礎コース	18回 (計21時間)	79,000円	エクセルを使い、表計算入門の練習
パソコン市民講座	58回 (87時間)	165,000円	ワード、エクセルの入力練習、ウインドウズの基本、インターネット、HP作成の基本。幅広い年齢層を対象とする。

(1) 一回あたりの時間は 1.5 時間である。

b) スポーツ教室

おとなのための健康づくりを目標として健康体操教室、テニス教室などの独自事業を展開している。

・平成 14 年度コース内容

(表 21)

教室	コース	時間 / 日数	受講料	内容
健康体操教室	4 コース	1.5h × 12 日	6,000 円	スポーツウエアを交えながら、年間を通じて継続的に行い、受講者の健康の維持と体力増進に役立つ。
ヨガ教室	4 コース	1.5h × 10 日	5,000 円	ヨガの「ポーズ」と「瞑想」で、受講者の健康の維持と体力増進に役立つ。
エアロビクス教室	3 コース	1.2h × 10 日	5,000 円	毎回応募者が多く、抽選となる。
ゴルフ教室	8 コース	1.5h × 10 日	21,000 円	プロによるワポ・イントレッシあり、各受講者は各々のテーマを持ちながら、レッスンを受ける。
テニス教室	3 コース	1.5h × 10 日	12,000 円	毎回応募者が多く、抽選となる。定員 16 名で講師 2 名のきめ細やかなレッスン。
スノーボード教室	夏コース：1 日コース 5 日コース 冬コース：3 日コース	1.5h	3,000 円	小中学生を対象に夏・冬休みに教室を開催。

	1日コース			
合計	23コース (スポーツ教室 は1コースとみな す)			

・過去3年の受講者推移

(表22)

教室	12年度	13年度	14年度	合計
健康体操教室	35人	155人	167人	357人
ヨガ教室	164人	167人	156人	487人
エアロビクス教室	105人	105人	117人	327人
ゴルフ教室	160人	169人	132人	461人
テニス教室	239人	133人	94人	466人
スポーツ教室	206人	171人	241人	618人
合計	909人	900人	907人	2716人

・コスト分析

スポーツ教室運営に係る事業費及び人件費を集計した結果、平成14年度における総費用は20,565千円となり、これを授業料収入から差し引くと、収支は13,963千円のマイナスとなる。また、1コースあたりの費用に換算すると約894,000円(20,565千円÷23コース)となる。また、受講者1人あたりの費用に換算すると約22,000円(20,565千円÷907人)となる(なお、受講料収入控除後の受講者1人あたりのコスト負担は15,400円となる。)

(表23)

(単位：千円)

スポーツ教室事業	
スポーツ教室授業料収入	6,602
スポーツ教室運営にかかる費用	
事業費(諸謝金、委託料等)	5,044
直接人件費	15,521
合計	20,565
収支	13,963

(注1) スポーツ教室のコストの検討においては、簡便化のため共通間接費は加味していない。

c) 陶芸教室

電動ロクロ10台、窯大小2台あり、初心者から経験者まで専門家の指導のもと、気軽に陶芸を学べる。市内に陶芸の教室が少ないということで、毎回抽選になるほど人気がある。受講料、教材費が安く、気軽に学習できる。

・平成14年度コース内容

(表24)

講座名	講座数	受講料	内容
初めての陶芸教室	8回×3コース	14,500円	初心者を対象に陶芸の基礎を学ぶ。
生涯学習プラザ陶芸教室	10回×2コース×3期	19,000円	初心者を対象に陶芸の基礎を

(手びねり)			学ぶ。
生涯学習プラザ 陶芸教室 (ロクロ)	10回×2コース×3期	25,000円	手びねり経験者に電動ロクロの基礎を学ぶ。
一般開放 (手びねり)	3回×16コース×3期	2,000円	手びねり経験者に陶芸室を開放し、自由な作陶の場を提供。
一般開放 (ロクロ)	3回×16コース×3期	2,000円 (ロクロ使用料別途200円)	ロクロ経験者に陶芸室を開放し、自由な作陶の場を提供。
合計	111コース		

・過去3年の受講者推移

(表25)

教室	12年度	13年度	14年度	合計
初めての陶芸教室	70人	72人	70人	212人
生涯学習プラザ 陶芸教室 (手びねり)	24人	45人	76人	145人
生涯学習プラザ 陶芸教室 (ロクロ)	24人	40人	50人	114人
一般開放 (手びねり)		186人	352人	538人
一般開放 (ロクロ)		179人	454人	633人
レベルアップ手びねりコース			13人	13人
レベルアップロクロコース			9人	9人
合計	118人	522人	1024人	1664人

・コスト分析

陶芸教室運営に係る事業費及び人件費を集計した結果、平成14年度における総費用は14,199千円となり、これを授業料収入から差し引くと、収支は8,416千円のマイナスとなる。また、1コースあたりの費用に換算すると約127,900円(14,199千円÷111コース)となる。また、受講者1人あたりの費用に換算すると約13,800円(14,199千円÷1,024人)となる(なお、受講料収入控除後の受講者1人あたりのコスト負担は8,200円となる。)

(表26)

(単位:千円)

	陶芸教室事業
陶芸教室授業料収入	5,783
陶芸教室運営にかかる費用	
事業費(諸謝金、委託料等)	4,182
直接人件費	5,125
間接費概算額	4,892
合計	14,199
差引	8,416

- (1) 間接費の概算方法については、市民アカデミー事業のコストを検討した基礎データをもとに、直接費(諸謝金及び印刷費等事務経費)に対する固定費(施設管理費)の割合を参考にした。(表18)より1.17と算定されたことから、4,182千円×1.17=4,892千円と概算した。

市からの受託事業及び受託施設事業

i) 受託事業（学校開放事業・システム事業・生涯現役 IT 事業）

学校開放事業とは、市内の小・中学校の学校施設を、青少年や地域住民の生涯学習の場として開放する事業である。また、遊びの広場事業（平成 14 年度末で市からの受託は終了）として、学校週 5 日制で休みとなった土曜日の子どもたちの遊び場の一つとして、市内の小学校・養護学校の校庭や体育館に指導員を配置し、学校施設を開放している。

システム事業とは、生涯学習に関する情報（施設、見学、講座・催し物、団体・グループ、指導者・人材、視聴覚教材）を収集し、市内 42 ヶ所の生涯学習関連施設に設置した「ふれあいネット」を通して、情報提供を実施する。

生涯現役 IT 事業とは、40 歳以上の中高年齢者を対象に、実践的に学ぶ、例題・演習を中心にパソコン講座等を実施する（平成 14 年度末で市からの受託は終了）。

・コスト分析

受託事業では、（表 27）の通り、市からの受託事業収入の 70%～95% を人件費及び再委託費として支出しており、市の直営事業とほとんど変わらない状況である。特に学校開放事業では再委託費が市からの受託事業収入の 9 割近くを占めていることは市の事業団へ委託することの意味が乏しい。しかしながら、学校開放事業の活動状況をみると、市民のサービスという面では一定の役割を十分に果たしており、各事業そのものは今後も継続が有意義なものであると判断される。

（表 27）

（単位：千円）

	学校開放事業	システム事業	生涯学習 IT 事業
平成 14 年度 活動状況	校庭開放校：151 校 体育館開放校：159 校 プール開放校：92 校 特別教室開放校：60 校 夜間校庭開放校：7 校 遊び場事業 ：115 校で 40 回実施	利用件数：173,216 件 入力件数：17,939 件 データ件数：15,490 件	13 講座 / 184 人の参加
市からの 受託事業収入 A	93,136	5,019	9,187
受託事業費			
（委託費） B	(83,731)	(38)	(0)
（人件費） C	(2,068)	(4,137)	(7,435)
（その他）	(7,337)	(844)	(2,152)
受託事業費計 D	93,136	5,019	9,587
一般管理費に含まれる 人件費 E	2,068		
総コスト (D + E)	95,204	5,019	9,187
受託事業収入に占める 再委託費及び 人件費の割合 < (B + C) / A >	92%	83%	81%

ii) 受託施設事業
・コスト分析

受託施設事業においても、前述の受託事業と同様に、(表28)の通り、市からの受託施設事業収入の約80%を人件費及び再委託費として支出しており、市の直営事業とほとんど変わらない状況である。しかしながら、施設の稼働状況をみると、年間の延利用者数が相当数に及んでおり、また利用者1人あたり総コストの概算結果も900円程度である。よって、施設の稼働そのものは今後も有意義であると判断される。

(表28)

(単位：千円)

	八ヶ岳少年 自然の家	青少年 創作センター	黒川野外 活動センター	青少年 の家	体育 6施設	合計
平成14年度 稼働状況						
延利用者人数 A	65,580 人	17,927 人	18,238 人	43,316 人	938,770 人	1,083,831 人
団体数又は件数	286 団体	1,028 団体	371 団体	838 団体	20,329 件	
市からの 受託施設 事業収入 B						545,210
受託施設事業費						
(委託費) C	(12,218)	(10,865)	(3,824)	(19,677)	(274,189)	(320,773)
(人件費) D ～嘱託職員分～	(14,900)	(4,344)	(8,275)	(6,494)	(78,148)	(112,161)
(その他)	(31,543)	(5,209)	(3,756)	(12,083)	(59,683)	(112,276)
受託施設事業費計 E	58,661	20,418	15,855	38,254	412,020	545,208
一般管理費 に含まれる 人件費 F ～市派遣職員分～	51,833	25,916		64,792	311,003	453,544
総コスト G (E+F)	110,494	46,334	15,855	103,046	723,023	998,752
利用者1人当り にかかるコスト G/A	1,684 円	2,584 円	869 円	2,378 円	770 円	921 円
受託事業収入 に占める 再委託費及び 人件費の割合 <(C+D)/B>						79%

(4) 必要性和今後の検討課題

独自事業

事業団の独自事業については、その必要性を十分に再検討することが必要である。

第一に、各独自事業が市民のニーズに沿ったものであるかどうかの判断が重要となる。施設提供事業については両館の稼働率がともに高くない以上は供給過剰であると思われる。また貸室の利用料設定は、前述の通り、投資コストの回収という観点ではなく、周辺の財団運営類似施設の料金にあわせて、非常に低い料金設定となっている。低い料金設定であるとしても市民のニーズが高ければ、公共施設としての合理性がありといえるが、

稼働率が高くない以上市民のニーズが高いことに担保された低い料金設定の合理的な公共施設とは言いがたい。

第二に、市民のニーズは十分あるとしても、その事業が民間企業でも行っているものであれば、あえて事業団が行うには合理的な理由が必要となる。

i) 施設提供事業

生涯学習プラザと新百合 21 ビルにおいて、生涯学習のための施設提供の一環として貸室業務を行っているが、両ビルの高コスト体制と稼働率の低さから、検討が必要である。現状の貸室供給過剰状態を解消するには、提供施設を縮小、廃止を行うなどの抜本的な改革が必要である。

生涯学習プラザは川崎市の所有であり、賃借料が実質的にはかからないこと、市民アカデミーを中心とした各種講座の拠点となっていること等から貸室業務を存続させることに一定の意義が存在する。但し、特に土日や夜間を中心として稼働率が著しく低いことや、特定の部屋の利用頻度が低いこと、人件費を中心とした高コスト体制等の問題の解決は急務である。今後、より多くの市民に利用してもらうためには、投資効果を考えながら、これまで以上に広く広報に努める必要がある。利用者の利便性を図るために、申し込み方法を現在の窓口方式に加え、電子化方式を導入することの検討も必要である。職員一人一人がコスト意識の高揚に努め意識改革を図るとともに、事務事業の総点検を行う必要がある。

一方、新百合 21 ビルの土地は三菱信託銀行・りそな銀行へ信託されており、賃借料が実質的には年間約 1 億円かかっている。なおかつ、平成 14 年度末において資格取得支援事業が終了したことを受けて、新百合 21 ビルでの独自事業の展開は、わずかに市民アカデミー教室として活用されているにすぎず、将来的な稼働率の向上は見込めない。貸室の稼働率においても平成 14 年度までの資格取得支援事業を除くと、多目的ホール以外はあまり高くないのが現状である。また、新百合ヶ丘周辺には市民館や区役所等の類似に貸室施設が豊富という環境もある。よって、新百合 21 ビルについては、地下 2 階部分の一部または全部を今後も賃借を継続するかどうかを慎重に検討する必要がある。

ii) 市民アカデミーの運営

市民アカデミーは開校から 10 周年を迎え、市民アカデミーを卒業した方たちの自主的な社会参加活動グループが 30 以上も誕生するなど、社会福祉から環境保護・自然保護の活動まで市民全体への還元としての社会的効果が発現しており、今後も存続することに意義があることは明らかである。しかし、その一方で間接経費も含めた結果、その運営コストが、受講者 1 人当たり 1 講座につき、4 万円前後かかっていることは、市民アカデミー事業運営の高コスト体質を表わしている。よって、今後は事業団が事業を効率化するとともに、運営コストを事業団負担から受益者である受講者負担部分へとシフトして行く時期にきていると思われる。今後の検討課題としては、以下のことが挙げられる。

第一に、受益者負担の観点から受講料の見直しが必要である。開校以来、川崎市からの指導をもとに、講師謝礼等の「諸謝金」の 50%を受講者からの受講料で賄うことが経営指標であった（（表 29）参照）。近年では、この指標も達成されており、今後は、この経営指標を 50%からできるだけ高めていくべきである。すなわち、講師への謝礼である「諸謝金」は各

受講者の利益となるものであるから、これを受講料収入でまかなうことは、受益者負担の考えから当然であると言える。

(表 29)

(単位：千円)

年度	H5 年度	H6 年度	H7 年度	H8 年度	H9 年度
受講料収入	5,103	11,752	13,760	16,683	19,856
諸謝金	10,754	33,272	26,056	47,643	50,969
割合	47%	35%	52%	35%	38%
年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度
受講料収入	21,461	24,226	28,686	31,012	35,680
諸謝金	48,965	51,332	56,885	57,385	54,340
割合	43%	47%	50%	54%	65%

第二に、受講者層の拡大を軸に、受講者をひろく川崎市民全体へ広げていく必要がある。現在受講者の中心は、中高年者や育児後の主婦であるが、これを若年者でも受講できるような環境整備が必要となる。講座時間を夜や土日に増やすことや講義内容を若年層の関心となるテーマにするなどの工夫が必要であろう。また、川崎市内の各区ごとに見て、受講者数が少ない地域には局地的に広報に努めるといった方法もひとつである（(表 30) 参照）。

(表 30) 平成 14 年度区別受講者数

区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
平成 14 年度 受講者数	99 人	127 人	353 人	279 人	332 人	461 人	728 人

iii) 各種講座の開催（パソコンセミナー・スポーツ教室・陶芸教室）

同様の教室が民間にも求められるなか、事業団が(表 31)にあるような高いコストをかけて事業を継続するには、市民全体に納得される合理的な理由が必要である。事業団の役割は、パソコン・スポーツ・陶芸の裾野を広げる役割を担っているとのことではあるが、これを民間で負えないと言いがたく、人件費・委託費を中心とした高コスト体質の改善が急務である。各種民間企業や NPO 法人との提携の導入を積極的に行い、コスト削減を検討されたい。(表 31)のように、パソコンセミナーにおいては、事業団においては、受講者 1 人あたり 40,600 円の費用となっているのに対して、民間では 32,000 円で行えるというコスト比較が顕著な例である。

(表 31) 各種講座にかかる費用

	パソコンセミナー (1 講座 12 時間)	スポーツ教室 (1)	陶芸教室
1 講座の概算費用	482,000 円	96,000 円	127,900 円
受講者 1 人あたりの概算費用	40,600 円	24,000 円	13,800 円
民間 A スールの 1 人あたり受講料	32,000 円 (2)		
受講者 1 人あたりのコスト負担 (受講料収入控除後)	28,600 円	15,400 円	8,200 円

- (1) スポーツ教室のコストの検討においては、簡便化のため共通間接費は加味していない。
- (2) $48,000 \text{ 円} \div 18 \text{ 時間} \times 12 \text{ 時間で換算した。}$

市からの受託事業及び受託施設事業

i) 受託事業（学校開放事業・システム事業のみ）

受託事業では、市からの受託収入のほとんどが再委託費及び人件費に支出されていることから、市直営と何ら変わりがないという厳しい見方が免れない。直営か委託かをその効率性の観点から再検討する必要がある。今後も委託事業として存続するためには、事業団独自の役割を担う必要がある。学校開放事業においては、現在のスポーツ施設の程度まで、学校の音楽室や特別活動室等についても開放を拡大し、市民の利便性が高まるよう全体的にコントロールするといった市では担いきれない役割等を検討する必要がある。

ii) 受託施設事業

受託施設事業においても、市からの受託収入のほとんどが再委託費及び人件費に支出されていることから、市直営と何ら変わりがないという厳しい見方が免れない。但し、施設の稼働状況をみると（表 28）、年間の延利用者数が相当数に及んでおり、利用者 1 人あたりのコストの概算結果も 1,000 円程度である。よって、施設の稼働そのものは今後も有意義であると判断される。

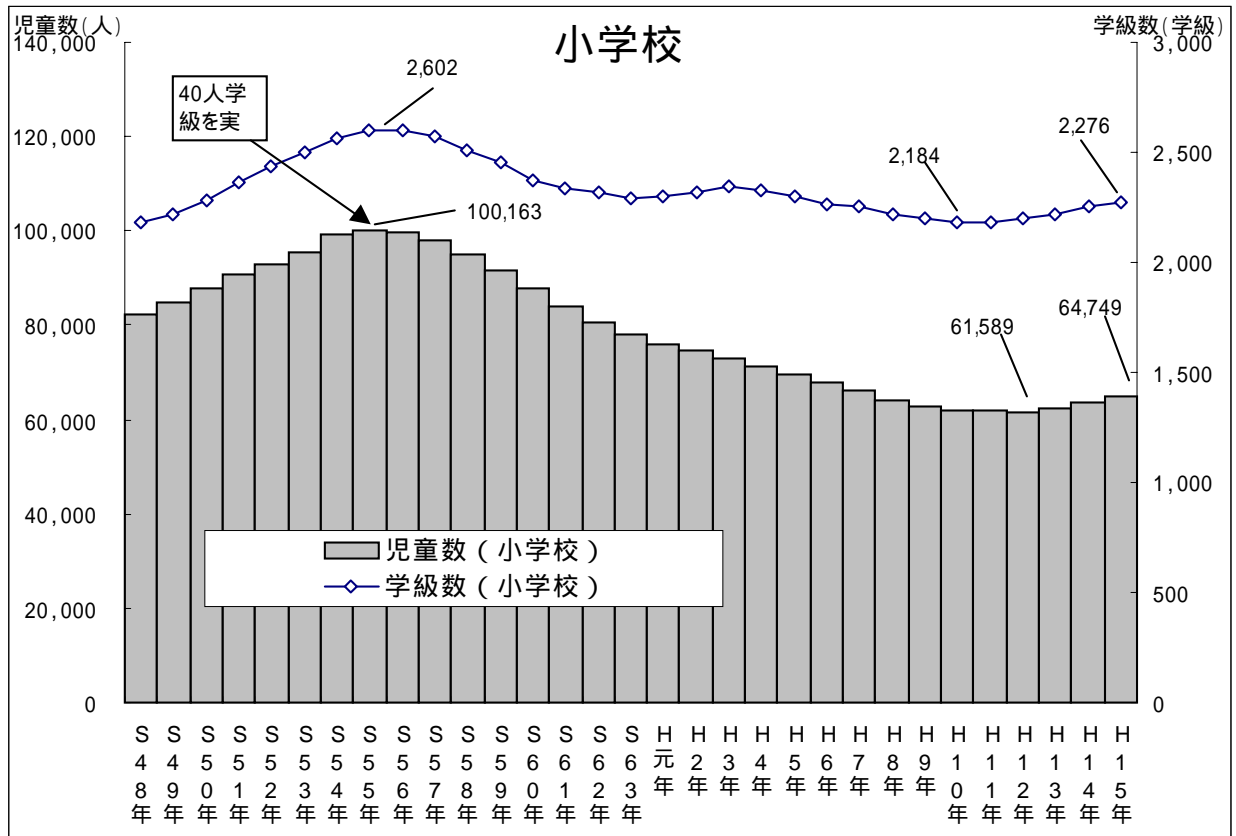
直営か委託かをその効率性の観点から再検討する必要がある。また、指定管理者制度の導入により、事業団以外の広く民間に委託できる可能性もあるため、競争原理を持たせてより効率的に管理運営できる選択を行う必要がある。

1 2 . 学校の統廃合

(1) 川崎の小中学校の現状について

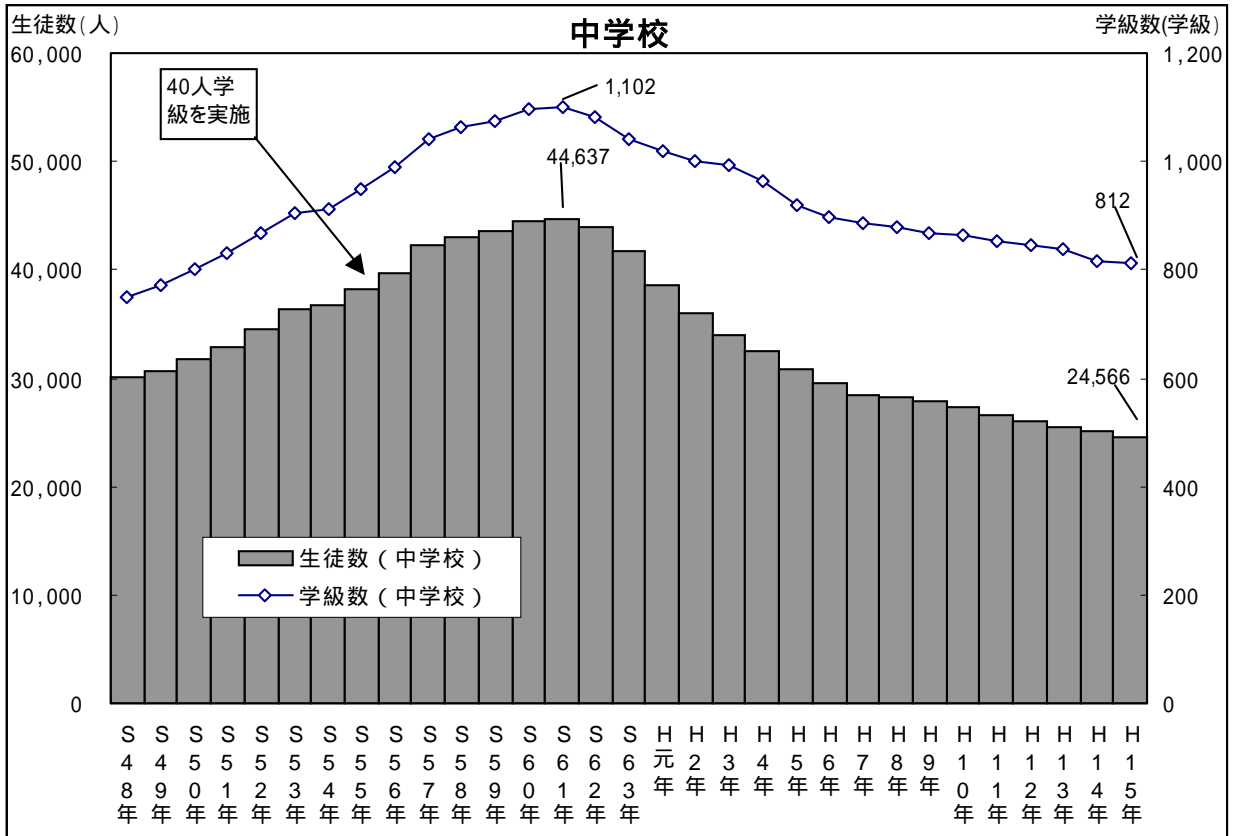
児童生徒数、学級数の推移

川崎市立小学校の児童数は、昭和 55 年の 100,163 人をピークに平成 12 年度まで減少を続け、その後緩やかな増加に転じ、平成 15 年度 5 月時点で 64,749 人となっている。また、学級数も昭和 55 年度の小学校 2,602 学級に対し、平成 10 年度は 2,184 学級まで減少し、その後の児童数の微増傾向を反映して、平成 15 年度 5 月現在では 2,276 学級になっている。



(出典 : 「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」)

また、中学校の生徒数は昭和 61 年度の 44,637 人をピークに減少を続け、平成 15 年度 5 月現在 24,566 人である。また、学級数も同年度に 1,102 学級に及んだが、その後は減少を続け平成 15 年度 5 月現在 812 学級になっている。

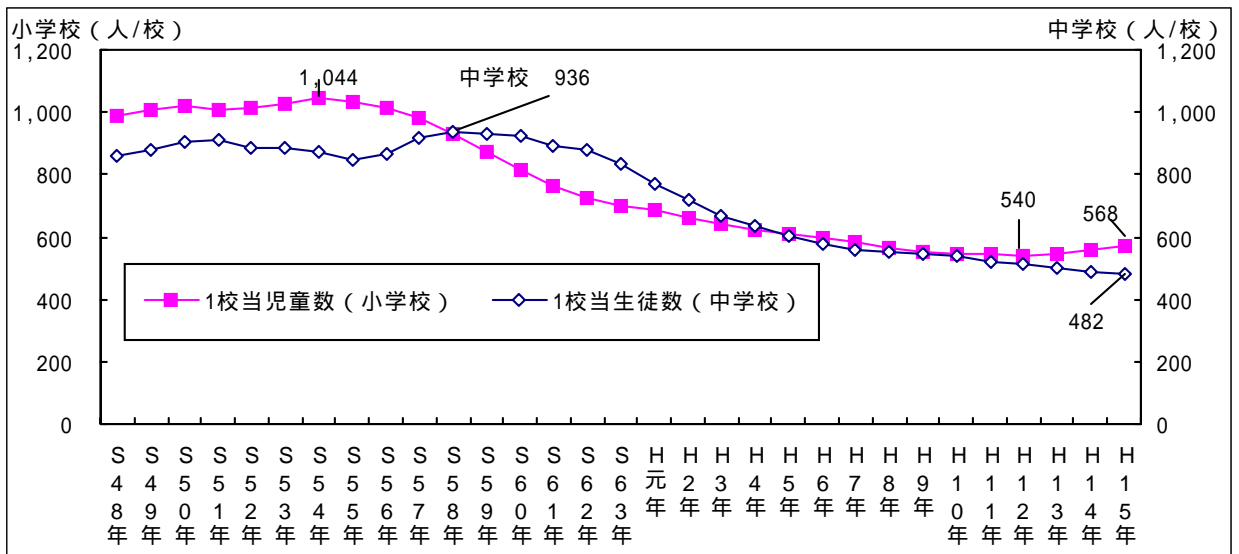


(出典：「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」)

1校当りの児童・生徒数の変化

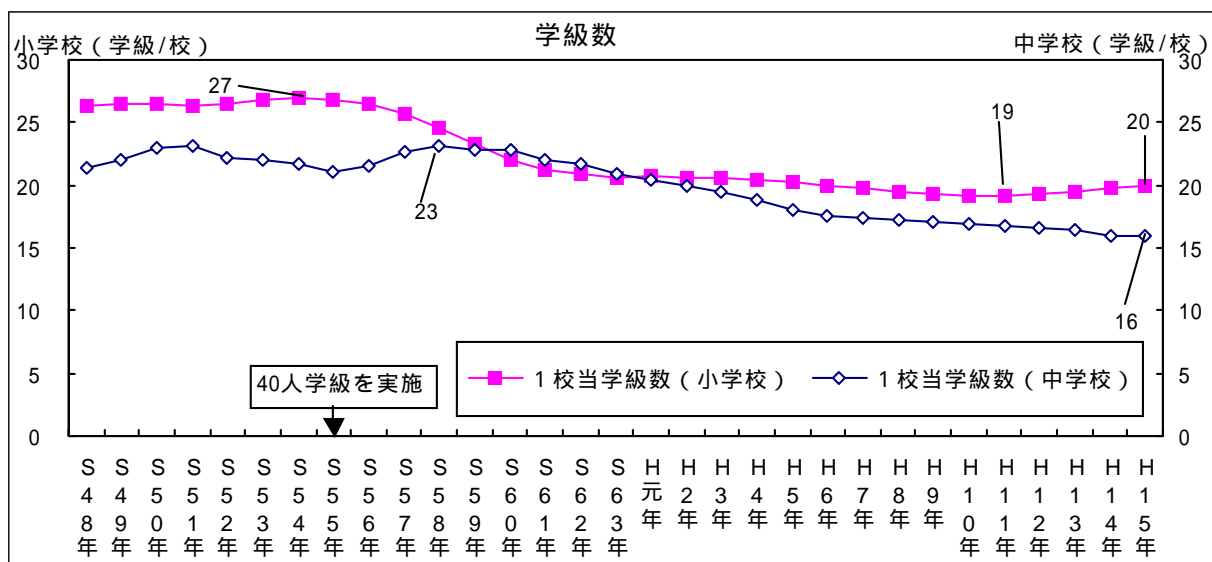
小学校1校当りの児童数の推移は、昭和54年度の平均1,044人から減少を続け、平成15年度5月現在では平均568人になっている。

また、中学校1校当りの生徒数は、昭和58年度の平均936人から減少を始め、平成15年度5月現在では平均482人になっている。



学校規模

平均学校規模の推移をみると、小学校では昭和54年度の1校平均27学級から平成15年度では平均20学級になっている。また、中学校では昭和58年度の平均23学級から減少を続け、平成15年度では平均16学級となっている。



(出典：「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」)

学校規模については、小学校では学校教育施行規則第17条において「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」とされ、中学校も同規則第55条において小学校の規定を準用するとされている。また、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」のなかで、学校の基本的条件を満たすための指標として学校規模を学級数別に次のとおりに分類し、12学級以上18学級以下を適正規模としている。

学校規模	過少規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1~5	6~11	12~18	19~24	25~30	31以上

(出典：昭和59年 旧文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料)

この分類により普通学級数で10年前と比較すると、小学校において適正規模校が4校増加しているものの、小規模校が6校から14校へ、過大規模校が1校から6校へ増加しており、学校の規模別格差が拡大してきている。

中学校においては、適正規模校が6校減少するとともに大規模校も2校に減少した。他方で、小規模校が7校から19校へと大幅に増加し、中学校においては全体的に小規模化が進行している。

通学区域

川崎市における平均通学区域面積は、小学校で1.27Km²、中学校で2.83Km²となっている。通学距離の最大値については、文部科学省が全国一律の基準として小学校概ね4Km以内、中学校概ね6Km以内(「義務教育諸学

校施設費国庫負担施行令」による学校の統廃合を行う際の適性条件)と定められているが、都市化の進んだ川崎市ではこの距離を越える通学区域は存在しない。

(2) 川崎市の小中学校の将来予測

川崎市では、予想しうる範囲内での状況を考慮し、平成16年度以降平成21年度まで、各小中学校の児童生徒数及び学級数の予想を実施している(別紙1参照)。

この将来予測によれば、平成21年度予想で、小学校で小規模校が8校、過大規模校が9校存在すると予想され、他方中学校では、小規模校が9校、過大規模校が1校と予想されており、将来においても小規模校、過大規模校が存在すると予想している。

(3) 学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題

学校の小規模化及び大規模化に伴う教育上の諸問題として一般的に以下のような意見が上げられている。

学校の小規模化に伴う諸問題

- i) 学習指導上の問題
 - ・ 集団規模が小さいと学習そのものが成立しないものが生じる(合唱や集団ゲーム)。
 - ・ 競争機会の喪失
 - ・ 意見の多様性の欠如
 - ・ 教員数自体の縮小化による各教科別の教員の配置や習熟度別学習への対応の不可等
- ii) 児童生徒の生活面の問題
 - ・ 単学級による人間関係の固定化
 - ・ 単学級による価値観の固定化
- iii) 学校運営上の問題
 - ・ 学年運営を教員一人で実施することによる、他校の教員との指導力向上格差の発現
 - ・ 一人当たり校務の負担増及びそれに伴う指導時間の減少
 - ・ 緊急時の対応不足の懸念
 - ・ 研究会、研修会等への参加時間の減少に伴う他の教員との指導能力の格差の発現
 - ・ 初任者では学年経営に当たれないため、初任者の採用が困難となり、教職員の年齢構成の上昇

学校の大規模化に伴う諸問題

- i) 学習指導上の問題
 - ・ 特別教室の使用回数の減少に伴う、学習効果の遞減
 - ・ 児童生徒一人一人の理解の困難性に伴う、学習効果の遞減
 - ・ 参加型行事の長時間化
- ii) 児童生徒の生活面の問題
 - ・ 児童生徒間交流の不十分さの発生による信頼関係の不構築のおそれ
 - ・ 一人当たり使用校舎・校庭面積の減少による心身の不満足の発生

iii) 学校運営上の問題

- ・ 教員相互の連携の不十分さによる学習効果の逓減
- ・ 校外行事の場所の選定、活動内容や安全面での制約の発生

(4) 川崎市での対応策

川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方の公表

川崎市では、上記で述べた状況に鑑み「川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、学校の適正規模の基準、適正配置の考え方、適正配置の具体的方策について検討を行い、平成15年8月に「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」を報告した。なお、当該報告は、学級編成基準は現行の40人学級とし、通学区域の見直しは通学区域制度を維持することを前提としている。

また、その後、「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」を受けて川崎市教育委員会より「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み」を公表した。

i) 「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」における適正規模の結論

当報告書では、学校教育本来の機能が十分に発揮される学校規模として、小学校及び中学校とも普通学級で12学級から24学級程度までを適正規模と考えている。但し、一時的に児童生徒が急増している地域については、過大規模校とならない30学級までを許容学級と考えている。その根拠として以下の理由を挙げている。

a) 児童生徒の教育環境

- ・ 児童生徒が主体性や価値観を身に付けるためには、多様な価値観を持つ仲間と触れ合える適切な学校規模が望ましい。
- ・ 単学級では人間関係の固定化による弊害が発生するおそれがあるため、クラス替えが可能な学級数の確保する必要がある。
- ・ 教員と個々の児童生徒との関係を十分に保つと伴に、児童生徒間においても集団に対する帰属意識や連帯感が希薄にならない学級規模が望ましい。

b) 学校運営

- ・ 同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を相談・研究し、教育効果を高めていくためには、小学校1学年3~4学級程度の規模が望ましい。
- ・ 中学校に関しては、各教科に対応する教職員の確保や指導をより充実したものにするため、全校の学級数が12学級以上あることが望ましい。
- ・ 教員が学校の教育目標や諸課題を共通理解し、学年運営も効果的に進めるためには、小学校においては1学年4学級、中学校においては1学年8学級程度までが望ましく、この学級数を超えると様々な問題が生じて適正規模とはいい難くなる。

ii) 上記両報告書における適正規模・適正配置確保のための具体的な方法

学校の適正規模化に向けた具体的な方法として、「通学区域の変更」、「学校の統廃合」、「学校の新設」を挙げている。

小規模校の解消策としては、始めに、隣接する学校の一部の通学区域を当該校に変更することにより学校の適正規模化を進め、通学区域の変更だけでは安定的な適正規模の維持が困難な学校については、隣接する学校との統合を検討に加えている。この際の学校の統合は校舎の改築及び大規模改修事業と沿って進めていくことを検討することとしている。

過大規模校の解消策は、当該校の一部の通学区域を隣接する学校の通学区域に変更することにより適正規模化を進め、また、区画整理事業など大規模な開発に伴う児童生徒の急増地域において、通学区域の変更による対応が不可能な場合は、学校新設による適正規模化の検討も考えている。

(5) 通学区域の見直しによる適正規模化の方法の検討

「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」では、小規模校の解消策として、まず、第一に、通学区域の見直しを図り、小規模校に隣接する学校の通学区域の一部を割り振って児童生徒数を確保することを提言している。

しかし、以下のような場合は、通学区域の見直しでは適正規模化の有効な解決策にはなりえないのではないかと考えられる。

- 隣接する学校が小規模校として推移すると予想される学校同士の場合、一方の学校が適正規模を確保したとしても他方の学校の小規模校は解消されない。
- 隣接する学校の一方の学校が適正規模であって、他方が小規模校である場合、適正規模校の通学区域を小規模校の通学区域に取り込むことになるが、適正規模校の学級数がそれ程多くない場合は、将来的に両校ともに小規模校化していくおそれがある。
- 一律に学区を変更することにより両校の規模が逆転することが考えられ、その場合は住民理解を得られないと考えられる。

(6) 学校統廃合による適正規模化の方法の検討

「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」では、小規模校の解消策として、通学区域の変更だけでは安定的な適正規模の維持が困難な学校については隣接する学校との統合を検討に加えている。

ここで、通学区域の見直しによる解決策に比べて、学校の統合による方法は以下のような副次的な効果が得られると考えられる。

統合による学校数の減少によるコスト削減効果

適正規模確保のための統合しようとする事により必要となる、また、統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の1/2を国が負担することから（義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条4項）、校舎の改築、大規模改修に沿って実施すれば大幅なコスト削減に繋がる（統合によらない校舎の構造上危険な状態にあるものの改築の場合は1/3しか負担されない）。

上記削減されたコストを統合後の存続校に投入することによる教育環境の充実、教育効果の上昇

(7) 統合による学校数の減少によるコスト削減効果のシミュレーション

前提

現在、川崎市内に存在する小学校及び中学校を対象に、A学校とB学校を統合するとC学校程度の規模になると数字上判断される実在する学校をサンプルとして抽出して費用削減効果に関するシミュレーションを実施した。

費用削減額は、A学校+B学校-C学校として算出した。

なお、コストに係る単位は全て「千円」、人数に係る単位は全て「人」である。

小学校のケース

i) シミュレーションの前提となる数値

学校名	児童数	学級数	
		普通	障害児
A小学校	137	6	3
B小学校	418	13	3
C小学校	544	18	3

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

	校長	教頭	教諭			養護教諭	学校事務職		栄養士	調理員	用務員	非常勤
			本務	再任	臨任		本務	臨任				
A小学校	1	1	12	-	-	1	1	-	-	2	11(市費)	
B小学校	1	1	18	-	-	1	1	-	-	3	21(県費)	
C小学校	1	1	23	1	1	1	1	1	1	4	2	

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

ii) 人件費の分析(勤労課所管)

	A小学校	B小学校	C小学校	予想削減額	
校長	11,019	10,935	10,763	11,191	
教頭	10,318	9,926	9,625	10,619	
教諭	本務者	97,112	145,668	186,131	56,649
	再任用	0	0	4,833	4,833
	臨任	0	0	6,597	6,597
	小計	97,112	145,668	197,561	45,219
養護教諭	8,353	8,353	6,074	10,632	
学校事務職	本務者	8,204	7,633	3,973	11,864
	臨任	0	0	3,419	3,419

	小計	8,204	7,633	7,392	8,445
	学校栄養職	0	0	7,749	7,749
	給食調理員(市費)	16,102	13,290	28,896	496
	学校用務員(市費)	7,062	11,610	11,917	6,755
	非常勤	1,575	1,685	0	3,260
	市費合計	24,739	24,900	40,813	8,826
	市費県費合計	159,745	209,100	269,961	98,884

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

- a) 教諭及び学校事務職の臨任者の給与は、産休、育休者の代替なので臨時的な費用と考え、対象から控除した。
- b) 上記のように削減効果は明らかである。
- c) 市費職員たる給食調理員は児童数の増加に応じて配置する人数が逡増することから統合による児童数の増加に応じて増加する可能性が高いため、単純に費用削減効果があるとは言えない。
- d) 他方、学校用務員は原則1校2名の配置であることから統合により削減可能な費用であると考えられる。
- e) 県費職員ではあるが、校長、教頭、養護教諭、学校事務職の削減も可能と考えられる。

iii) 学校運営費(学事課所管分)の分析

	A 小学校	B 小学校	C 小学校	予想削減額
消耗品費	4,896	7,813	8,916	3,793
燃料費	166	228	205	189
食糧費	19	21	24	16
印刷製本費	60	116	108	68
電気料	4,406	2,098	2,204	4,300
ガス料	243	37	0	280
水道料	13,415	8,572	6,016	15,971
修繕料	176	178	377	23
電信電話料	319	369	367	321
郵便料	22	18	53	13
手数料	53	72	51	74
原材料費	113	133	130	116
学校運営用器具購入費	1,639	1,929	1,947	1,621
学校交際費	97	97	97	97
理科教育用消耗品費	22	36	44	14
理科教育用器具購入費	60	73	85	48
合計	25,706	21,790	20,624	26,872

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

- a) 水道料、電気料は変動費部分及び固定費部分が存在するが、学校設備の新旧により差が出るため上記の結果どおりの費用削減効果があるとは一概には言えないが、学校数が減少すれば当然にある程度の削減効果は発生すると思われる。
- b) その他の項目についても、その多くは変動費的な要素を含むものであることから上記通りの削減効果があると単純に結論付けることはできないが、交際費は学校単位で支給されるものであることから確実に削減可能な費用であると考えられる。

iv) 学校運営費（指導課所管分）の分析

	A 小学校	B 小学校	C 小学校	予想削減額
障害児教育費	285	188	280	193
PC 関連教育費	4,045	3,501	3,501	4,045
自然教室費	913	390	711	592
合計	5,243	4,079	4,492	4,830

（出典：川崎市教育委員会提出資料より作成）

- a) PC 関連教育費の大部分は PC のリース料であるが、現在川崎市では 1 学級分のパソコンをリースしていることから固定費と考えられ、統合により当該 1 学級分のリース料が削減でき、それに付随する消耗品費等の削減も可能と考えられる。
- b) その他の費用項目については、変動費的な要素も含む費用であることから上記通りの削減効果があると結論付けすることは困難であるが、固定費部分については当然に削減可能であると考えられる。

v) 保守管理委託、施設設備修繕等の分析（管理課所管）

	A 小学校	B 小学校	C 小学校	予想削減額
便所清掃	573	655	673	555
給食室換気扇・窓ガラス清掃	108	146	96	158
校舎窓ガラス清掃	147	240	117	270
プール清掃	74	74	74	74
貯水槽清掃保守点検	49	150	65	134
清掃委託料合計	950	1,265	1,024	1,191
給食室小荷物専用昇降機保守点検	219	110	110	219
消防設備保守点検	311	321	316	316
自家用電気工作物保守点検	196	142	142	196
機械警備	832	857	832	857
給食用ボイラー保守点検	32	26	29	29
保守委託料合計	1,590	1,458	1,429	1,619
その他営繕	12,918	7,959	10,178	10,699
微破損	694	678	560	812
校舎内外装工事	2,571	3,364	2,251	3,684
アルミサッシ補修工事	0	200	0	200
消防設備改修工事	0	0	1,472	1,472
総合計	18,723	14,922	16,914	16,731

（出典：川崎市教育委員会提出資料より作成）

- a) 修繕費等が含まれることから全てが単年度で削減可能ではないが、そもそも設備が存在することから発生する費用であることから統廃合により廃校となる 1 校にかかるその全ての費用が削減可能な費用と考えられる。

vi) 学校保健関係経費の分析（健康教育課保健係所管）

事業名	A 小学校	B 小学校	C 小学校	予想削減額
学校医等報酬	1,285	1,342	1,382	1,245
児童生徒尿検査対策	40	123	159	4
心臓病対策	49	179	231	3
結核健康診断	40	124	104	60
児童生徒健康診断	38	66	73	31
児童生徒健康診断用器具滅菌配送	15	35	50	0

医療扶助費	0	10	0	10
学校保健室整備費	15	14	2	27
環境衛生費	189	432	145	476
救急用酸素人口蘇生器保守事業	0	16	0	16
合計	1,671	2,341	2,146	1,866

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

- a) 上記よりほとんどが変動費的な要素が強い費用であることから上記通りの削減効果が期待できるものは少ないと思われるが、学校医等報酬は固定費的な要素が強い費用であるために削減可能であると考えられる。

vii) 給食運営経費の分析(健康教育課所管)

事業	A小学校	B小学校	C小学校	予想削減額
米飯給食	250	230	779	299
被服衛生	165	288	354	99
維持管理	930	1,361	1,586	705
検食保存食用物資購入委託	77	77	77	77
粗大ゴミ処理業務委託	0	11	0	11
給食施設設備保守管理委託	65	65	65	65
合計	1,487	2,032	2,861	658

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

- a) 上記のうち、検食保存食用物資購入委託及び給食施設設備保守管理委託については学校単位での委託料であることから確実に削減可能な固定費と考えられる。同様に維持管理費の中に含まれる牛乳保冷庫等の整備委託料も同様に削減可能な固定費と考えられる。
- b) それ以外の費用は変動費的な要素が強い費用と考えられることから、上記通りの削減効果があると結論付けることは困難であるが、規模の効果によりある程度の削減は可能と考えられる。

viii) 削減可能なコストの集計

算出項目	A小学校	B小学校	C小学校	削減額
人件費(市費のみ)	24,739	24,900	40,813	8,826
人件費(市費+県費)	159,745	209,100	269,961	98,884
学校運営費(学事課所管分)	25,706	21,790	20,624	26,872
学校運営費(指導課所管分)	5,243	4,079	4,492	4,830
保守管理委託、施設設備修繕等	18,723	14,922	16,914	16,731
給食運営経費(健康教育課)	1,487	2,032	2,861	658
学校保健関係経費	1,671	2,341	2,146	1,866
合計(市費負担)	77,569	70,064	87,850	59,783
合計(市費+県費)	212,575	254,264	316,998	149,841

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

以上より、単純なシミュレーションの結果で、市費だけでも約6千万の削減効果が期待できると考えられる。

中学校のケース

個々の算出項目の分析は小学校の場合と変わらないため割愛する。

i) シミュレーションの前提となる数値

学校名	児童生徒数	学級数	
		普通	障害児
A 中学校	202	6	2
B 中学校	258	8	2
C 中学校	488	13	3

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

	校長	教頭	教諭			養護教諭	学校事務職		栄養士	調理員	用務員	非常勤
			本務	再任	臨任		本務	臨任				
A 中学校	1	1	16	-	-	1	1	-	-	-	2	-
B 中学校	1	1	19	-	-	1	1	-	-	-	2	-
C 中学校	1	1	23	1	1	1	1	-	-	-	2	1(県費)

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

ii) 人件費の分析(勤労課所管)

	A 中学校	B 中学校	C 中学校	予想削減額	
校長	10,850	10,650	10,763	10,737	
教頭	10,256	10,132	10,438	9,950	
教諭	本務者	129,483	153,761	186,131	97,113
	再任用	0	0	4,833	4,833
	臨任	0	0	4,190	4,190
	小計	129,483	153,761	195,154	88,090
養護教諭	9,456	9,247	7,765	10,938	
学校事務職	本務者	8,617	7,439	7,569	8,487
	臨任	0	0	0	0
	小計	8,617	7,439	7,569	8,487
学校用務員(市費)	10,939	13,222	15,677	8,484	
非常勤	0	0	1,697	1,697	
市費合計	10,939	13,222	15,677	8,484	
市費県費合計	179,601	204,451	244,873	139,179	

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

- a) C 中学校の臨任は育休者に伴う代替であることから臨時的な費用と考え対象から控除した。

iii) 学校運営費(学事課所管分)の分析

	A 中学校	B 中学校	C 中学校	予想削減額
消耗品費	6,199	7,132	9,560	3,771
燃料費	304	271	284	291
食糧費	19	21	23	17
印刷製本費	191	113	53	251
電気料	1,910	2,084	3,392	602
ガス料	43	54	44	53
水道料	6,319	11,270	14,158	3,431
修繕料	311	494	647	158
電信電話料	349	379	433	295
郵便料	30	28	25	33
手数料	42	50	57	35
原材料費	177	186	219	144
学校運営用器具購入費	2,111	1,987	2,613	1,485
学校交際費	97	97	97	97
理科教育用消耗品費	42	46	63	25

理科教育用器具購入費	122	132	149	105
合計	18,266	24,344	31,817	10,793

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

iv) 学校運営費（指導課所管分）の分析

	A 中学校	B 中学校	C 中学校	予想削減額
障害児教育係	187	438	285	340
情報教育担当	6,749	6,749	4,705	8,793
自然教室	548	741	1,433	144
合計	7,484	7,928	6,423	8,989

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

v) 保守管理委託、施設設備修繕等の分析（管理課所管）

	A 中学校	B 中学校	C 中学校	予想削減額
便所清掃	265	453	493	225
校舎窓ガラス清掃	134	212	185	161
貯水槽清掃保守点検	47	45	112	20
清掃委託料合計	446	710	790	366
消防設備保守点検	168	170	170	168
自家用電気工作物保守点検	163	142	163	142
機械警備	857	857	857	857
保守委託料合計	1,188	1,170	1,190	1,168
その他営修繕	2,236	1,947	5,775	1,592
微破損	637	716	941	412
校舎内外装工事	399	2,550	4,092	1,143
アルミサッシ補修工事	0	0	0	0
消防設備改修工事	0	0	284	284
モルタル剥落防止緊急工事	586	0	0	586
総合計	5,492	7,093	13,072	487

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

vi) 学校保健関係経費の分析（健康教育課所管）

事業名	A 中学校	B 中学校	C 中学校	予想削減額
学校医等報酬	1,277	1,293	1,342	1,228
児童生徒尿検査対策	60	76	135	1
心臓病対策	234	211	426	19
結核健康診断	90	103	217	24
児童生徒健康診断	2	3	5	0
児童生徒健康診断用器具滅菌配送	16	21	15	22
医療扶助費	0	0	0	0
学校保健室整備費	2	98	114	14
環境衛生費	143	98	271	30
救急用酸素人口蘇生器保守事業	0	0	0	0
合計	1,824	1,903	2,525	1,202

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

vii) ミルク給食関係費の分析（健康教育課所管）

事業	A 中学校	B 中学校	C 中学校	予想削減額
ミルク給食等運営	267	262	275	254
維持管理	19	51	214	144
合計	286	313	489	110

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

viii) 削減可能なコストの集計

算出項目	A 中学校	B 中学校	C 中学校	削減額
人件費(市費のみ)	10,939	13,222	15,677	8,484
人件費(市費+県費)	179,601	204,451	244,873	139,179
学校運営費(学事課所管分)	18,266	24,344	31,817	10,793
学校運営費(指導課所管分)	7,484	7,928	6,423	8,989
保守管理委託、施設設備修繕等	5,492	7,093	13,072	487
学校保健関係経費	1,824	1,903	2,525	1,202
ミルク給食	286	313	489	110
合計(市費負担)	44,291	54,803	70,003	29,091
合計(市費+県費)	212,953	246,032	299,199	159,786

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

以上より、単純なシミュレーションの結果であるが、市費だけでも約3千万の費用削減効果があると考えられる。

(8) 適正規模確保のための結論

川崎市教育委員会は、児童生徒へのより良い教育環境での教育の実施を目的として、市立小・中学校の適正な学校規模を確保し、学校間格差の解消に向けての取り組みに着手しようとしており、その方法として、通学区域の変更及び学校の統合を検討することとしている。

適正規模化への二つの方法を比較した場合、学校統合によるコスト削減効果が明確であることから、教育効果のほかに、副次的な効果としてコスト面からの検討も付加する必要がある。

別紙 1 ; 川崎市立学校の平成 21 年度予想過大規模校及び小規模校

前提

- ・ 学級数については、1 学級の上限を 40 人として計算している。

小学校 1 年生人数の推計の考え方

これから小学校に入学する 0 歳から 5 歳までの各学校区の人口を基礎として計算している。今年の 5 歳児は来年、4 歳児は再来年というように、0 歳児が入学する 6 年先までを推計の範囲と考えている。ここで、現在、居住している人口がそのままの人数で地域の小学校に入学するわけではないので以下の要素を係数として掛け合わせている。

- ・ 転入・転居による人口増減
- ・ 通学区域以外の学校に通う児童による増減
- ・ 市立小学校に入学しない減少分
- ・ 集合住宅建設による出現数の追加

小学校在校生人数の推計の考え方

現在、市立小学校に在籍している児童数を基礎データとして計算する。それぞれの学年が進級をして、新 1 年生の推計の限度である 6 年先までを推計の範囲と考えている。ここで、現在の在籍児童数のままで進級していくわけではないので、以下の要素を係数として掛け合わせている。

- ・ 転入・転出による児童増減
- ・ 集合住宅建設による出現数の追加

中学 1 年生人数の推計の考え方

小学校在校生人数を基礎として計算する。今年の 6 年生は来年、5 年生は再来年に入学するという考え方。現在の小学生がそのまま入学するわけではないので、以下の要素を係数として加味している。

- ・ 配分率（中学校の通学区域に複数の小学校の通学区域があるので、中学校入学者の出身小学校調査の統計から配分率を求め、係数としている。）
- ・ 通学区域以外の学校に通う児童による増減
- ・ 市立中学校に入学しない減少分
- ・ 集合住宅建設による出現数の追加

中学校在校生人数の推計の考え方

現在市立中学校に在籍している生徒数を基礎データとして計算する。推計の仕方は、小学校の在校生と同様である。

小学校長期推計（網掛けは当報告書における適正規模から外れる学級数）

学校名	普通学級児童数							普通学級数						
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
殿町	519	564	604	643	690	727	744	16	17	19	19	21	22	22
四谷	511	507	536	546	581	600	625	16	15	16	17	18	18	19
東門前	291	307	313	306	392	393	410	12	12	12	12	12	12	13
大師	533	558	555	553	560	589	614	18	18	17	17	17	18	18
川中島	495	485	459	436	441	439	423	17	16	14	13	13	13	12
藤崎	652	646	626	607	629	632	632	19	19	19	18	18	18	18
東桜本	244	242	253	240	260	271	274	9	8	8	8	9	10	11
桜本	245	235	228	217	206	208	216	9	8	8	8	7	7	8
大島	533	531	497	484	478	457	466	16	17	16	15	14	13	14

渡田	305	313	311	354	358	392	394	12	12	12	12	12	12	12
東小田	397	383	400	426	414	446	478	13	12	13	13	12	13	14
小田	568	562	563	540	535	527	508	18	18	18	18	17	17	16
浅田	514	488	462	443	416	400	385	17	16	15	14	13	12	12
東大島	331	324	325	343	344	368	389	12	12	12	12	12	12	12
向	326	328	335	315	308	315	309	12	12	12	12	12	12	12
田島	407	409	408	406	403	396	386	12	12	12	12	12	12	12
新町	326	329	335	332	328	348	348	11	11	11	11	11	12	12
旭町	354	368	362	351	338	337	327	12	12	12	12	12	12	12
宮前	752	795	820	822	834	868	909	21	23	23	23	23	24	25
川崎	442	474	472	464	444	433	420	12	15	14	13	13	13	13
京町	568	566	591	597	636	647	677	18	18	18	18	19	19	20
幸町	363	438	461	500	605	655	682	12	13	14	16	19	20	20
南河原	416	452	462	464	454	459	485	12	13	14	14	14	14	15
御幸	411	433	442	449	463	500	511	13	14	14	13	14	14	15
河原町	134	120	105	89	68	62	54	6	6	6	6	6	6	6
西御幸	203	204	216	245	278	281	295	8	8	9	10	11	11	11
戸手	280	290	375	403	446	504	560	11	11	13	14	15	16	17
古川	603	634	635	632	644	634	607	18	18	18	18	18	18	17
東小倉	346	334	343	318	308	284	290	11	11	12	12	12	11	11
下平間	299	371	404	443	489	550	613	11	12	13	14	15	17	19
古市場	376	392	383	383	398	401	408	12	12	12	12	12	12	12
日吉	612	596	597	602	638	657	678	18	18	18	18	19	20	20
小倉	866	853	797	791	772	780	769	24	24	23	23	23	22	22
南加瀬	769	760	734	712	671	644	621	23	23	21	21	21	19	19
夢見ヶ崎	427	433	432	422	414	412	406	13	13	12	12	12	12	12
下河原	205	198	206	205	201	198	186	7	7	7	7	6	6	6
平間	408	411	398	385	366	351	351	12	12	12	12	12	12	12
玉川	529	539	517	515	510	506	500	18	18	17	17	17	17	17
下沼部	200	217	216	243	406	416	425	6	7	7	9	13	13	14
刈宿	334	344	345	361	365	363	370	12	12	12	12	12	12	12
木月	353	365	376	374	354	352	353	12	13	13	13	12	12	12
東住吉	464	470	499	483	503	490	476	15	16	17	15	16	15	14
住吉	539	548	532	528	511	515	496	17	17	17	16	15	16	15
井田	722	775	766	748	743	755	726	21	23	23	22	21	22	21
今井	660	710	707	725	720	712	697	19	21	21	21	20	20	20
上丸子	419	454	471	523	568	657	714	12	13	14	15	18	19	21
西丸子	604	595	609	581	546	541	529	19	19	19	18	18	17	17
中原	463	455	450	438	449	469	487	15	15	14	13	14	14	14
宮内	609	628	633	645	662	672	664	18	19	18	19	19	18	18
大戸	755	778	787	809	807	828	780	21	23	23	23	23	24	23
下小田中	914	969	1,003	1,026	1,043	1,075	1,064	26	28	28	28	29	30	30
新城	679	693	696	686	680	651	642	19	19	20	19	19	18	18
大谷戸	756	877	900	931	932	918	926	21	24	25	26	26	25	26
子母口	1,211	1,217	1,241	1,287	1,289	1,297	1,318	33	34	35	36	36	35	35
橘	949	988	1,034	1,075	1,112	1,155	1,236	26	27	28	30	31	32	33
末長	812	862	869	874	882	884	883	24	25	25	25	25	25	25
新作	370	421	437	466	480	515	551	11	12	13	13	14	15	16
東高津	791	858	889	902	915	948	922	22	24	25	25	25	26	25
坂戸	509	593	584	599	618	623	640	16	18	18	18	18	18	18
久本	453	559	675	742	814	887	943	14	17	19	21	23	25	27
下作延	544	541	550	580	583	598	594	17	17	17	17	17	17	17
高津	892	934	965	982	976	992	1,008	26	27	27	27	27	27	28
梶ヶ谷	510	531	550	572	561	546	533	15	16	17	18	18	18	18
西梶ヶ谷	516	534	541	546	563	549	546	16	17	17	17	18	18	18
久末	896	909	898	866	868	872	858	24	24	24	24	24	24	24
上作延	537	525	523	528	510	515	525	18	18	17	16	16	17	17

南原	225	231	246	258	247	254	264	7	8	9	10	10	11	12
久地	533	567	589	679	707	725	735	17	18	18	20	20	21	22
野川	1,019	1,039	1,080	1,080	1,061	1,064	1,047	30	30	31	30	30	31	30
西野川	377	401	403	425	446	455	459	12	12	12	13	14	14	14
南野川	545	536	566	605	605	624	635	17	17	21	23	22	21	21
宮崎	1,285	1,304	1,323	1,322	1,309	1,280	1,241	36	37	37	36	36	36	34
鷺沼	1,092	1,199	1,237	1,259	1,293	1,271	1,261	32	33	34	35	36	35	35
有馬	495	487	494	465	452	424	397	16	16	15	15	14	13	12
西有馬	833	849	835	803	784	789	764	24	24	23	22	22	23	23
富士見台	1,436	1,476	1,497	1,465	1,436	1,424	1,385	39	40	41	40	39	39	37
宮前平	486	493	515	502	497	485	479	16	17	17	16	17	15	15
宮崎台	842	861	872	876	874	891	879	24	24	24	24	24	24	24
向丘	906	919	944	997	1,024	1,046	1,037	26	27	28	29	29	30	29
平	540	582	609	613	606	599	589	16	17	18	18	18	18	18
白幡台	479	486	479	485	492	494	501	15	16	15	15	15	15	16
菅生	593	615	643	645	684	681	713	18	18	19	19	19	19	20
稗原	471	479	489	509	499	520	509	14	14	15	16	16	17	16
犬蔵	633	658	647	748	753	739	736	18	18	18	22	23	22	21
稲田	884	926	1,015	1,057	1,095	1,154	1,197	25	26	28	29	30	32	33
長尾	353	341	335	333	331	316	307	12	12	12	12	12	12	12
宿河原	702	713	707	712	679	638	625	21	21	21	20	19	18	18
登戸	656	696	737	767	770	785	816	19	20	21	22	23	23	23
中野島	1,158	1,170	1,136	1,120	1,100	1,065	1,065	33	33	31	31	31	31	31
下布田	469	474	482	496	506	530	536	15	15	15	15	16	17	17
東菅	563	553	532	544	532	545	538	16	16	16	17	17	18	17
南菅	311	320	332	337	352	360	356	12	12	12	12	12	12	12
西菅	360	381	354	356	352	371	376	13	13	12	12	12	12	12
菅	1,233	1,230	1,243	1,192	1,163	1,131	1,099	34	34	35	34	33	31	31
東生田	584	597	597	599	614	615	608	18	18	18	18	18	18	18
三田	439	426	402	396	372	357	327	12	12	12	12	12	12	12
生田	446	466	474	469	486	486	505	13	14	15	15	14	15	15
南生田	995	994	960	964	929	892	874	29	29	28	28	27	26	25
長沢	694	698	710	750	792	838	861	20	20	20	20	22	24	24
西生田	968	990	1,017	1,056	1,041	1,060	1,067	28	29	29	29	30	30	30
千代ヶ丘	616	631	642	642	638	619	593	18	18	18	18	18	18	18
金程	413	432	461	470	482	494	510	12	13	14	14	16	16	16
百合丘	406	453	480	528	562	582	600	12	15	16	17	18	18	18
南百合丘	693	729	763	789	766	769	769	20	21	22	23	22	22	22
麻生	489	550	635	759	848	1,005	1,071	16	17	19	21	24	29	30
東柿生	593	592	603	590	590	572	567	19	19	19	19	19	18	18
白山	230	206	197	193	177	171	163	8	7	6	6	6	6	6
真福寺	386	379	368	352	351	359	353	12	12	12	12	12	12	12
虹ヶ丘	200	188	171	164	150	137	126	6	6	6	6	6	6	6
王禅寺	381	360	368	372	369	355	366	13	12	12	12	12	12	12
柿生	520	562	582	629	659	690	719	17	18	18	19	19	21	21
岡上	302	310	305	312	304	315	322	12	12	12	12	12	12	12
片平	616	681	754	760	767	798	825	19	19	22	22	22	23	23
栗木台	528	628	725	859	930	1,052	1,137	17	19	21	24	25	29	32
合計	63,999	66,080	67,263	68,406	69,256	70,292	70,765	1,944	1,999	2,026	2,046	2,073	2,097	2,109

(出典：川崎市教育委員会提出資料)

中学校長期推計（網掛けは当報告書における適正規模から外れる学級数）

学校名	普通学級生徒数							普通学級数						
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
大師	355	371	383	399	450	471	487	10	10	11	11	12	13	13

南大師	367	375	395	398	418	423	450	11	11	12	12	12	12	12
川中島	582	549	531	543	498	484	469	16	15	15	15	14	14	14
桜本	229	231	230	246	219	208	192	7	7	7	8	7	7	6
臨港	320	344	362	397	409	429	415	9	9	10	12	12	12	12
田島	429	427	389	396	397	407	423	13	13	12	12	12	12	12
京町	322	326	321	341	339	338	330	9	9	9	9	9	9	9
渡田	483	488	469	443	465	452	469	14	14	13	12	13	13	14
富士見	581	598	611	604	624	607	581	16	16	16	16	17	17	16
川崎	291	310	305	309	299	302	306	9	9	9	9	9	9	9
南河原	314	302	282	286	326	334	342	9	9	9	9	9	9	9
御幸	482	507	526	498	511	514	542	13	14	15	15	15	15	15
塚越	467	447	458	473	480	505	507	13	13	12	13	14	14	14
日吉	298	305	295	288	262	266	255	9	9	9	9	8	8	7
南加瀬	780	801	823	859	825	818	821	21	22	23	24	22	21	21
平間	440	421	406	397	417	414	420	12	12	12	12	12	12	12
玉川	295	291	293	301	391	390	411	9	9	9	9	12	12	12
住吉	373	386	385	384	392	408	417	12	12	12	12	12	12	12
井田	424	405	433	457	484	458	463	12	12	13	13	13	12	13
今井	344	355	395	417	452	451	502	10	11	12	12	12	12	14
中原	265	301	302	327	364	409	438	9	9	9	9	9	12	12
宮内	437	445	438	438	428	404	416	12	12	12	12	12	11	11
西中原	927	1,037	1,128	1,181	1,253	1,278	1,338	26	28	31	32	34	34	36
東橋	843	869	897	952	948	970	979	22	22	23	25	25	26	26
橋	715	737	800	830	886	925	937	20	20	22	23	23	25	24
高津	296	352	410	434	459	479	517	9	10	11	12	13	14	15
東高津	373	399	414	421	437	437	452	11	12	12	12	12	12	12
西高津	596	609	632	707	759	789	817	16	17	17	20	20	20	21
宮崎	766	773	777	782	821	854	923	21	21	21	21	22	23	25
野川	695	748	778	796	811	818	833	19	20	20	21	22	23	22
有馬	741	825	837	857	881	896	901	20	21	22	23	24	24	24
宮前平	909	978	958	982	1,005	1,051	1,055	25	27	25	26	26	27	27
向丘	583	550	538	525	573	596	608	16	15	15	15	16	16	16
平	346	333	351	348	353	360	395	10	10	10	10	10	11	12
菅生	415	442	472	474	492	495	510	13	13	14	14	15	15	15
犬蔵	436	408	419	502	517	527	528	12	12	12	14	15	15	15
稲田	869	899	926	923	974	1,009	1,029	23	23	24	24	26	27	28
枅形	309	329	329	350	362	379	384	9	9	9	9	10	11	12
中野島	880	882	884	859	869	846	871	24	24	24	23	23	22	23
南菅	410	348	369	363	383	350	346	12	10	11	11	12	11	10
菅	440	443	463	474	493	503	489	13	13	13	13	14	15	14
生田	484	448	435	435	441	437	423	13	12	12	12	12	12	12
南生田	446	430	432	433	443	449	472	13	12	12	12	12	12	13
西生田	450	449	480	488	526	532	565	13	12	13	13	14	14	15
金程	358	346	357	381	406	419	442	10	10	11	12	12	12	12
長沢	447	459	477	494	500	505	507	12	13	13	14	14	14	15
麻生	232	257	291	349	382	479	503	7	8	9	10	11	13	15
柿生	509	496	486	517	533	550	539	14	14	14	15	15	15	15
白山	200	185	166	159	151	144	133	6	6	6	6	6	6	5
王禅寺	253	234	228	213	208	216	206	8	7	8	7	6	6	6
白鳥	495	557	629	696	799	815	839	14	15	16	20	22	22	23
合計	24,301	24,807	25,395	26,126	27,115	27,600	28,197	686	693	711	734	753	765	777

(出典：川崎市教育委員会提出資料)

以上